


372

516



287

帝國及列國の陸軍

昭和十四年度版

372
516

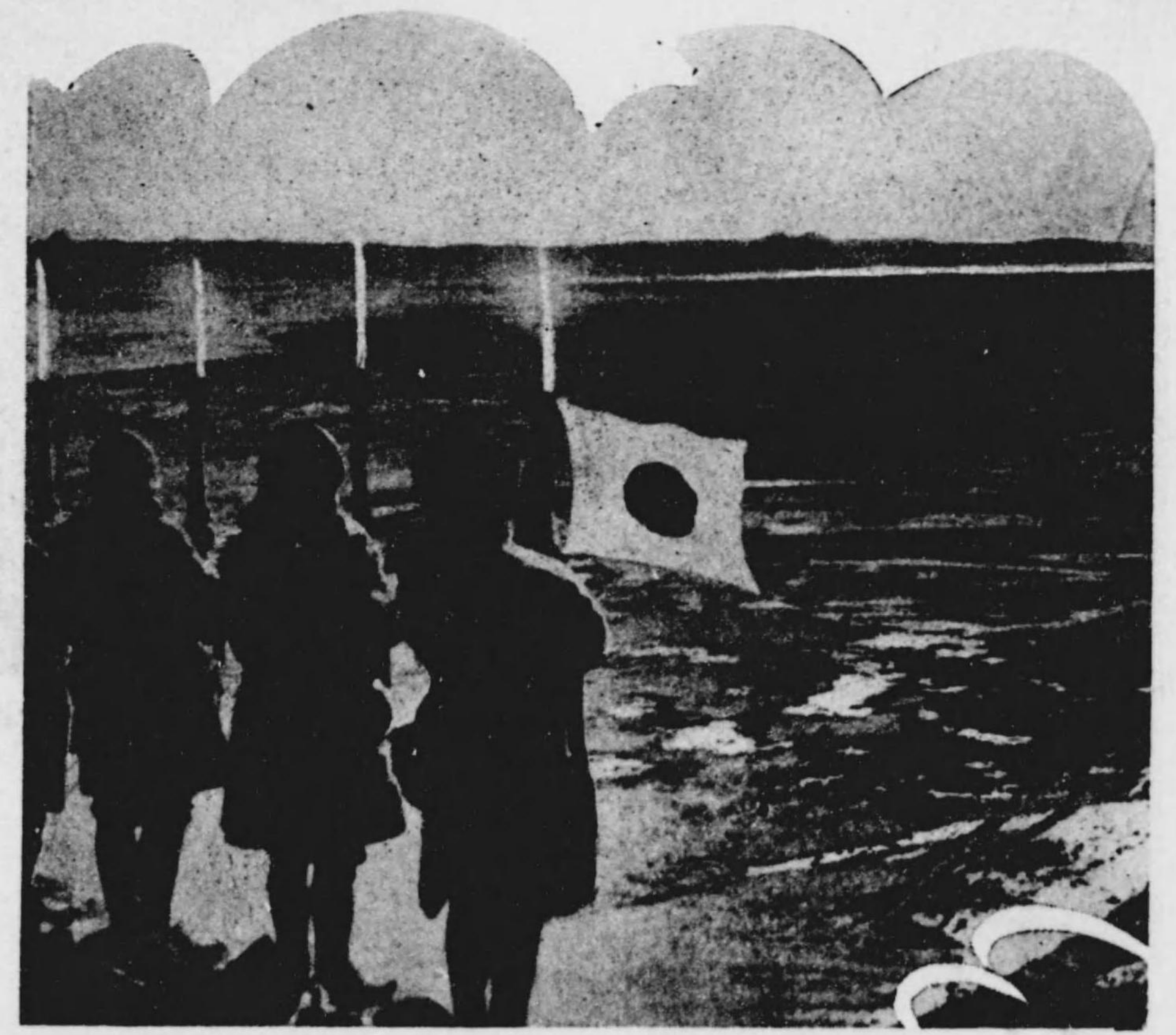


附表第一	列國陸軍々備一覽中訂正
蔣政權を中心とする支那欄中	正規兵ヲ中央軍ハニ訂正

本書は帝國及列國の陸軍の現狀を簡述し、其の趨勢を紹介せんとするものである。而して現下の國家總力戰の要求に鑑み、特に國家總動員法に關する記述の増補に勉めた。



金枝玉葉の御身を以て第一線に立たせられ
將兵と勞苦を共にせらるゝ秩父宮殿下
(バイヤス灣下涌圩にて)

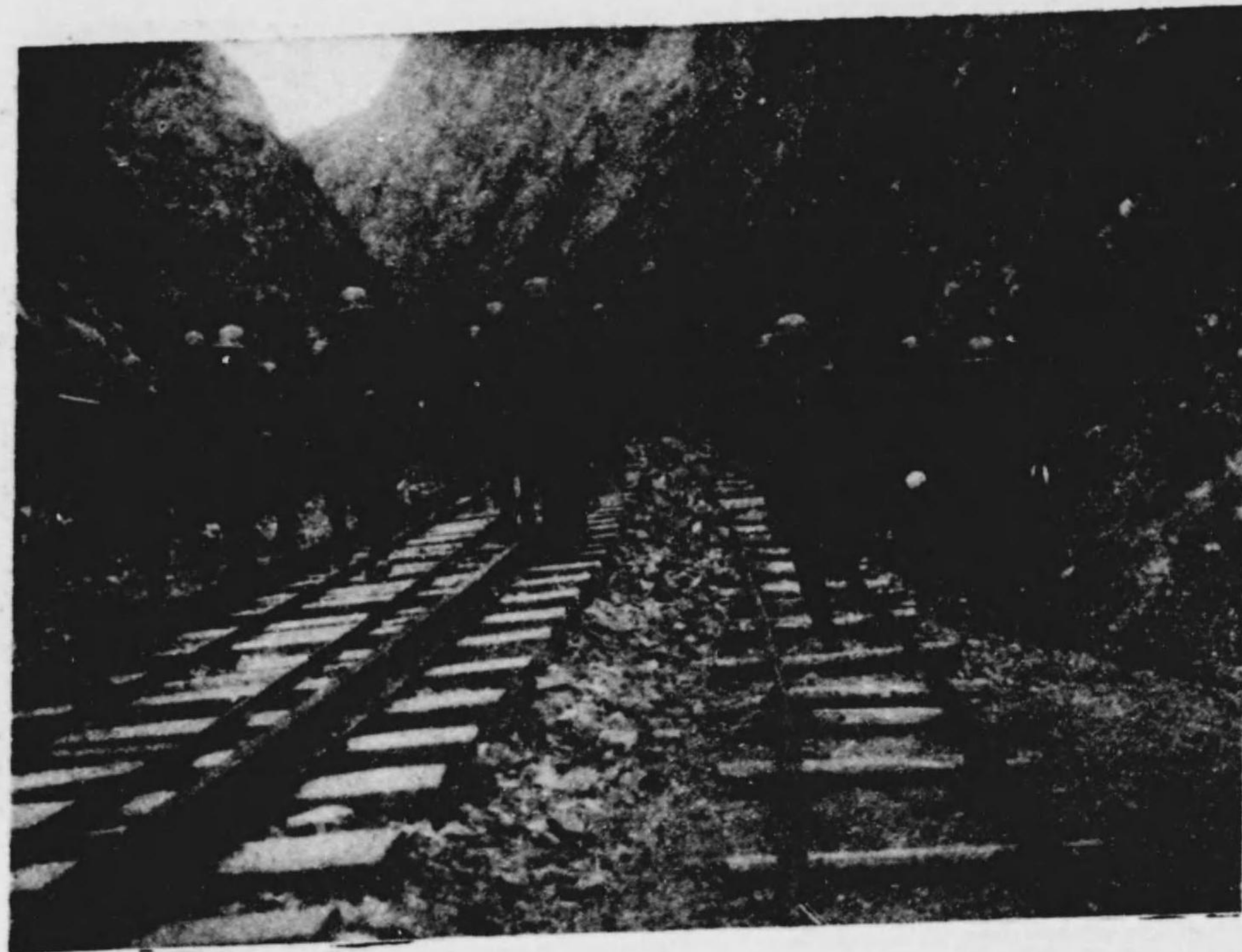


遙かに旭光を仰いで皇居を拜し聖壽の萬歳を祈る
我第一線將兵

バイアス灣に上陸，前進命令を待つ我が騎兵



江南戦線にて悪路を前進する我が砲兵

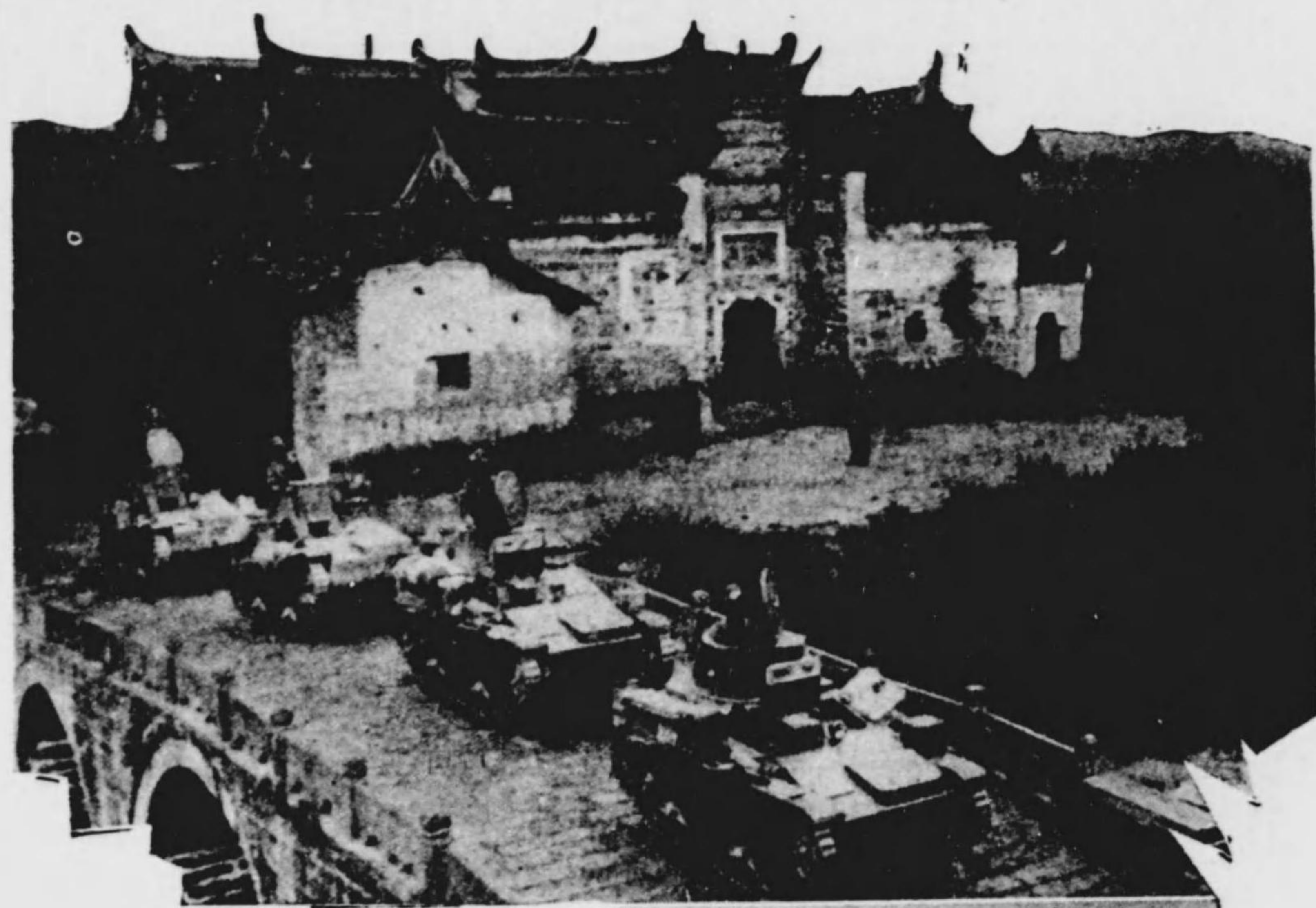


徐州目ざして南下する我が歩兵

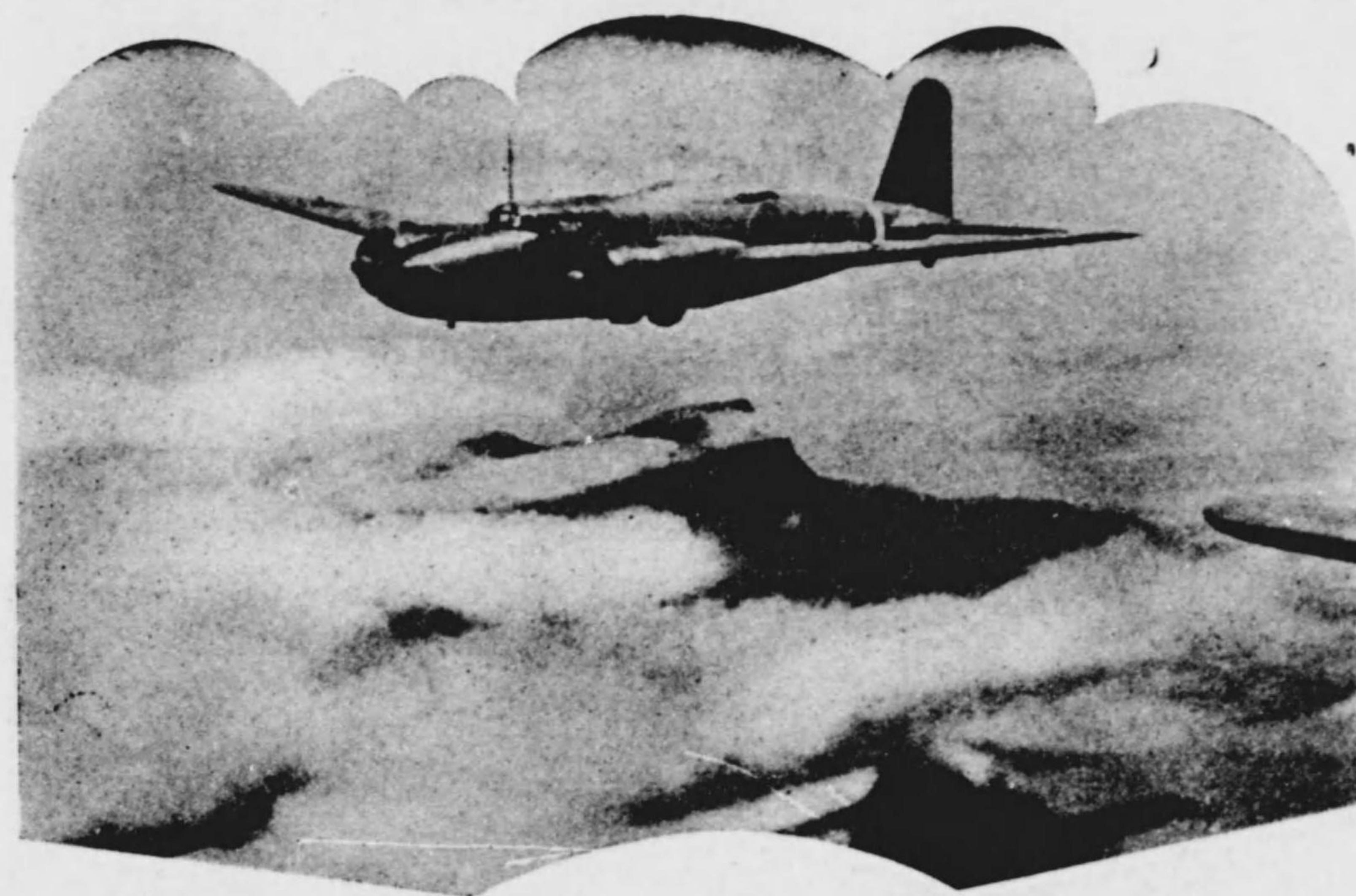


徐州目ざして北進する我が輜重

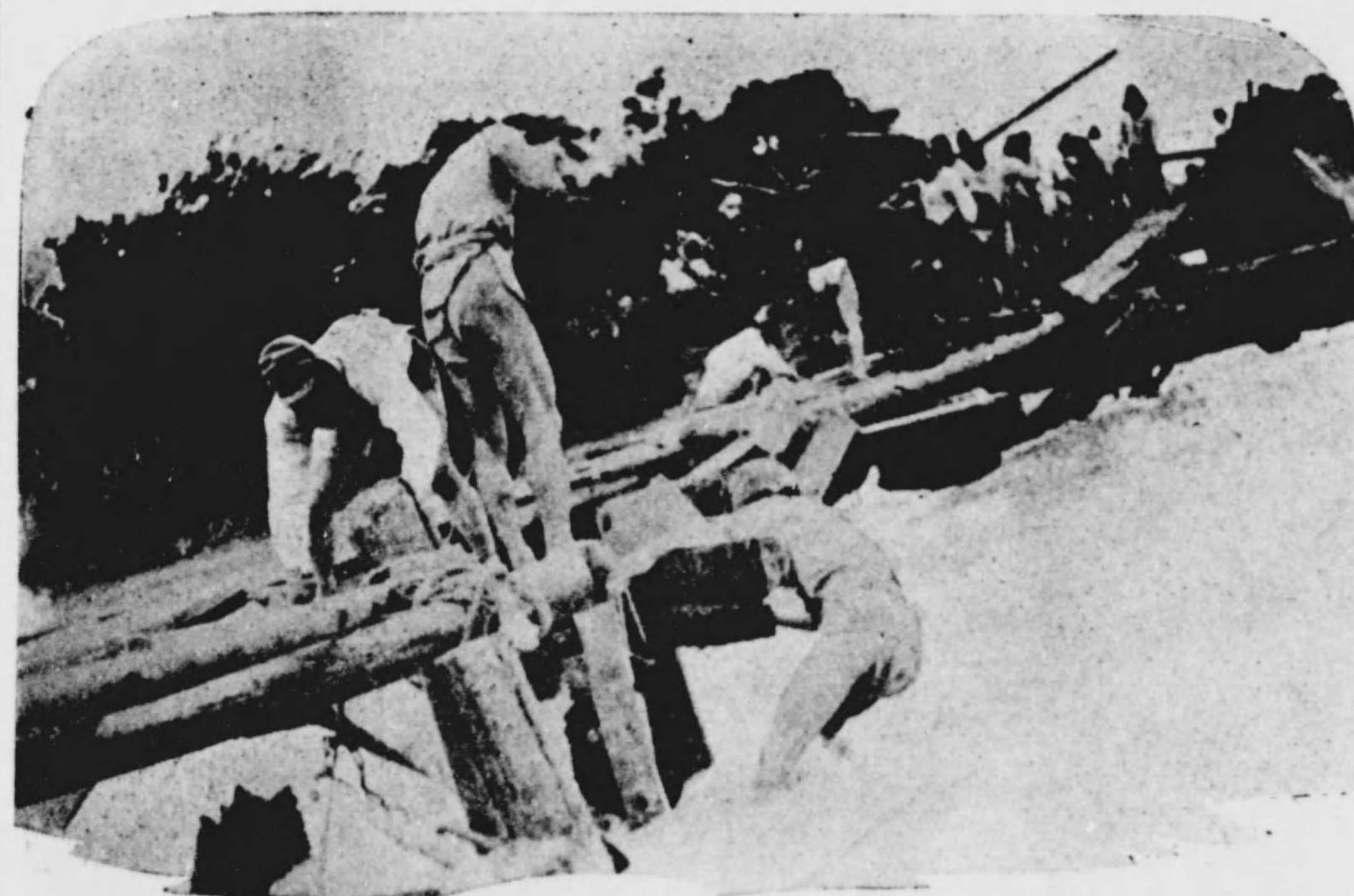
麻城に入城する我が戦車隊



通州城に突入



中支戦線に活躍せる我が陸の新鋭機



濁流中に架橋する我が工兵



警 備 (武勝關)



暫 しの 閑 (慰問袋の分配)



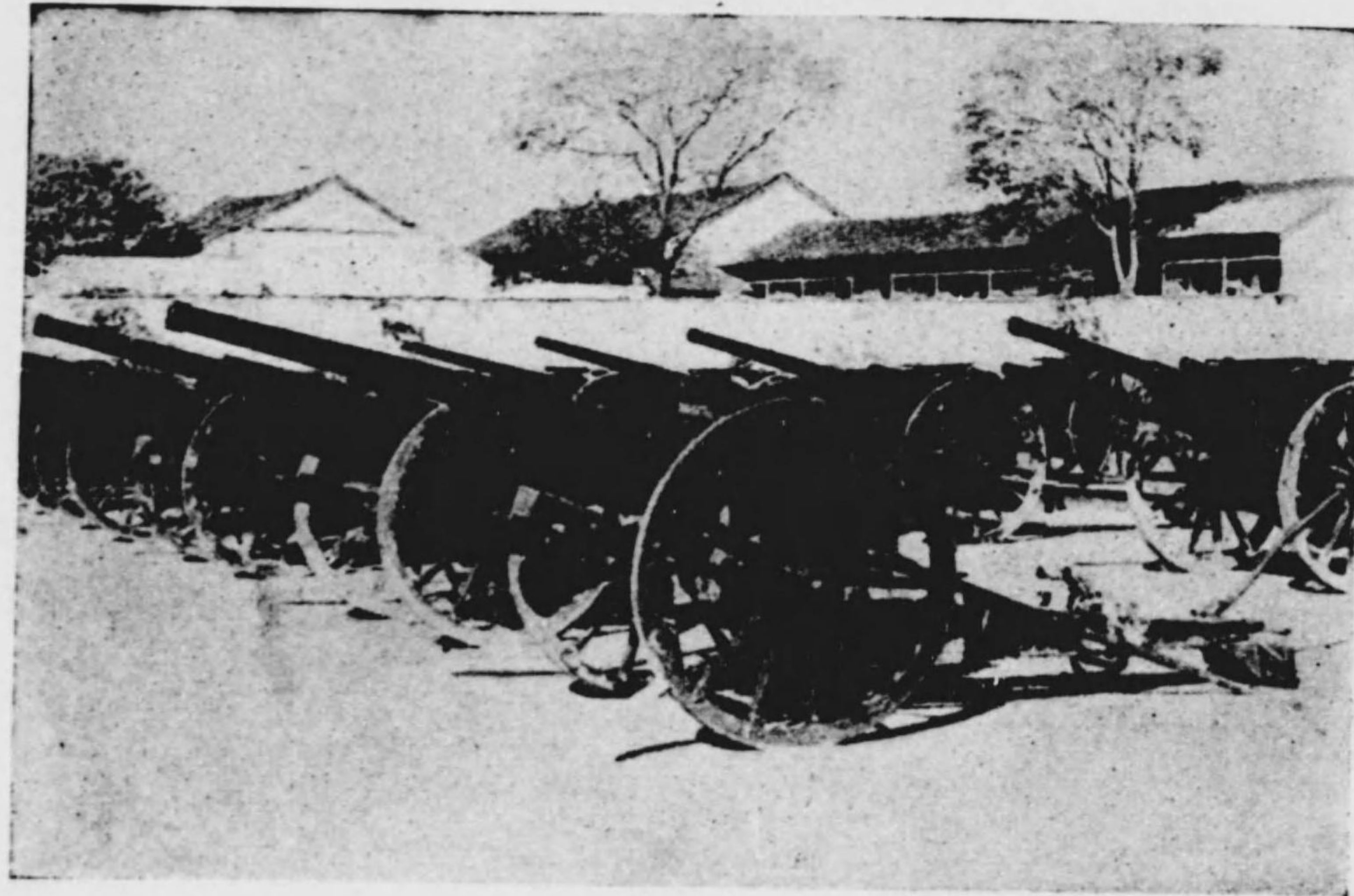
後
方
部
隊



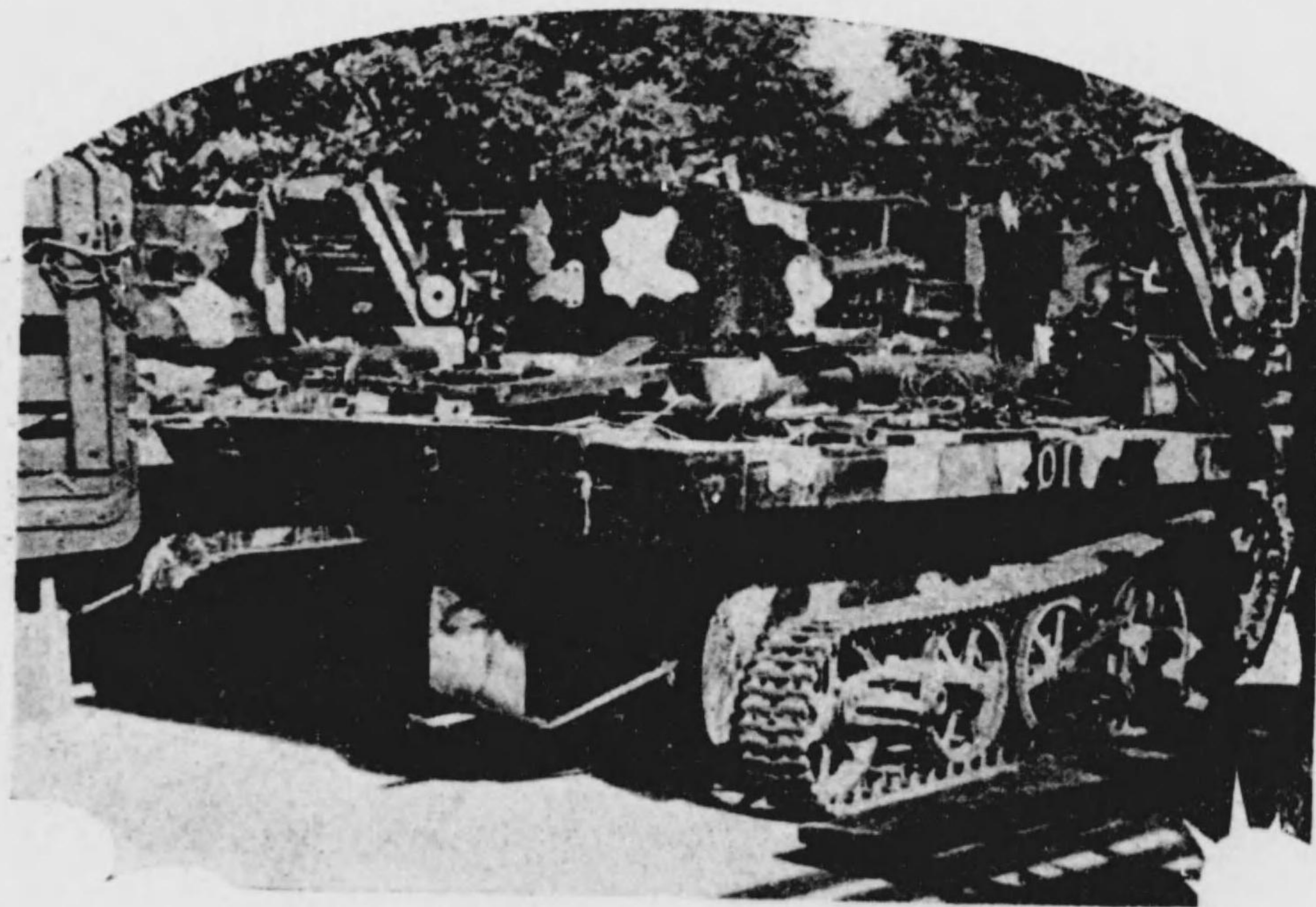
武漢行營に於ける皇軍の萬歳

長興委員會軍事府政民國

營行漢武

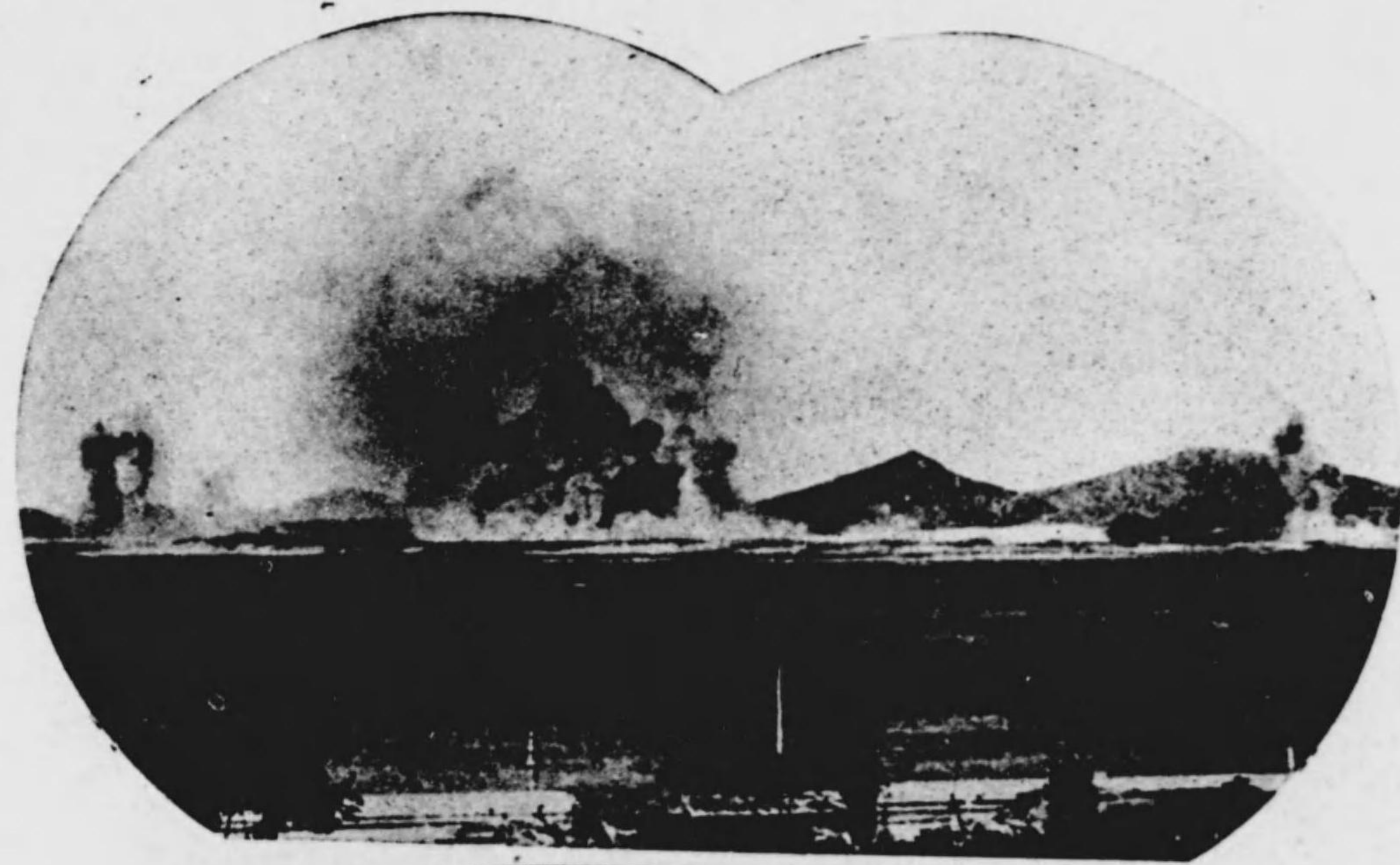


我が軍に鹵獲された支那軍兵器



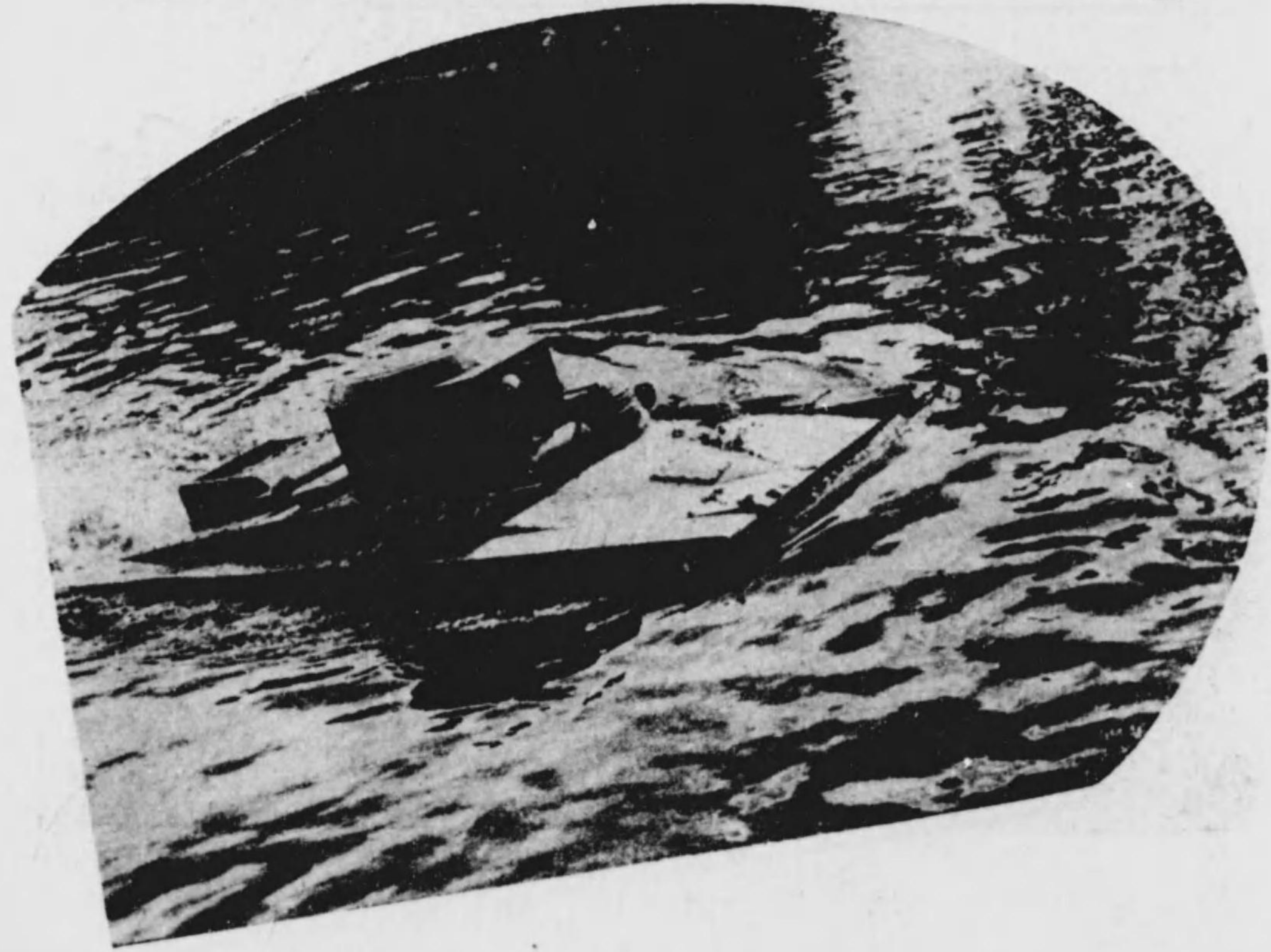
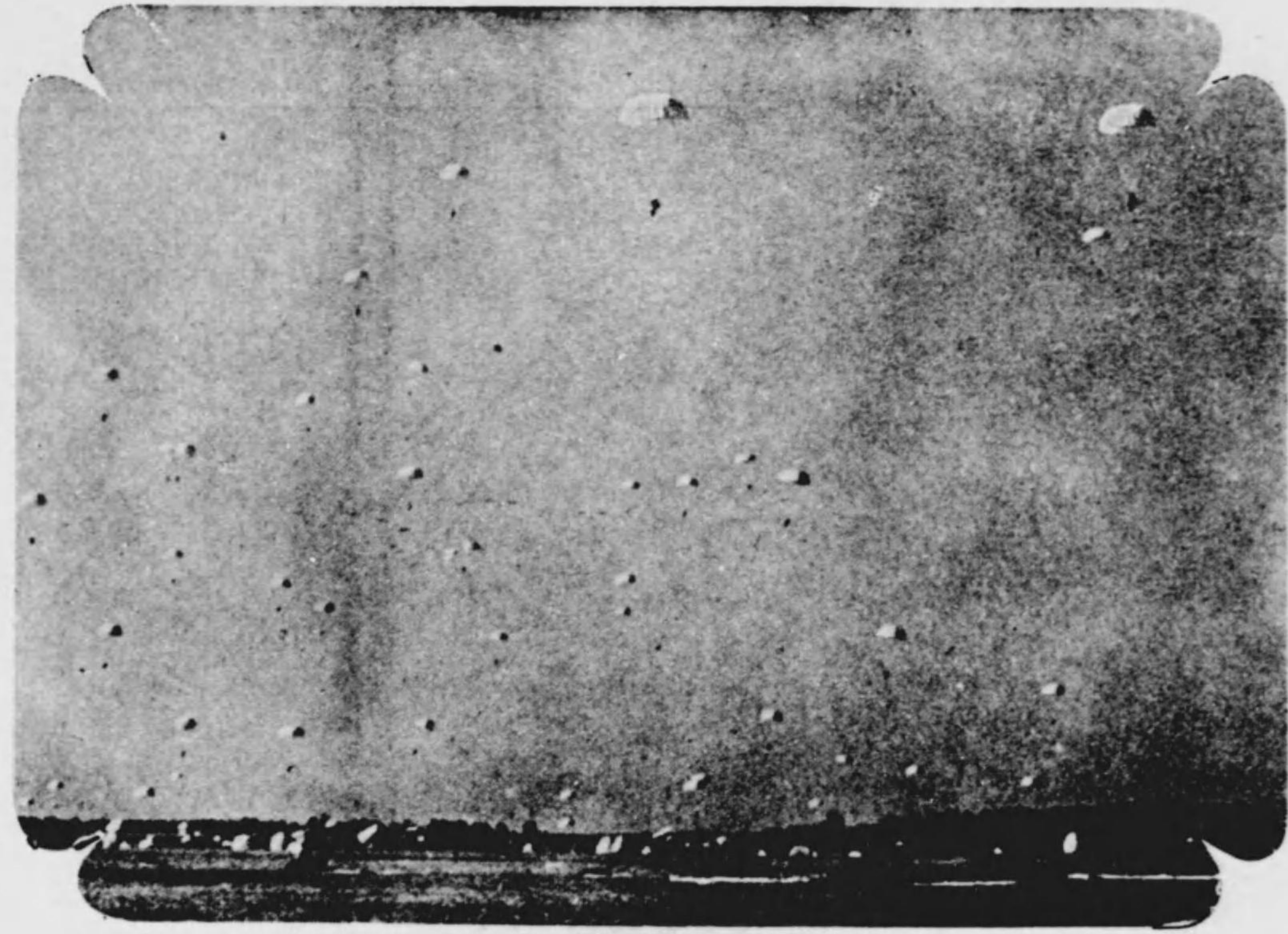
同上水陸兩用戦車

張鼓峰附近ソ軍の盲場



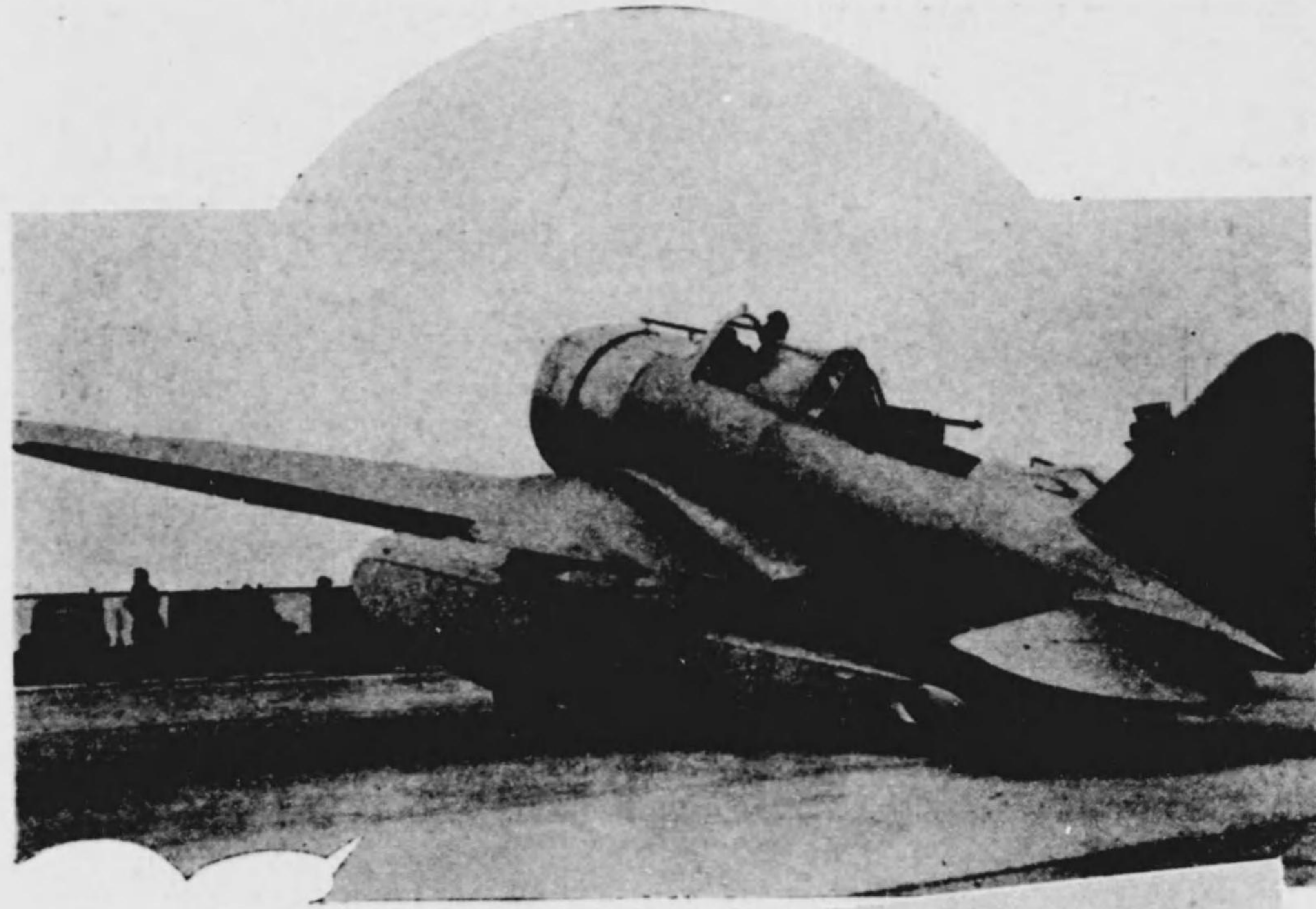
張鼓峰にて我が軍に撃墜されたソ聯機

蘇 聯
蘇 軍 空 中 降 下 部 隊



蘇 軍 水 陸 兩 用 戰 車

蘇 聯
蘇 軍 水 陸 兩 用 戰 闘 機

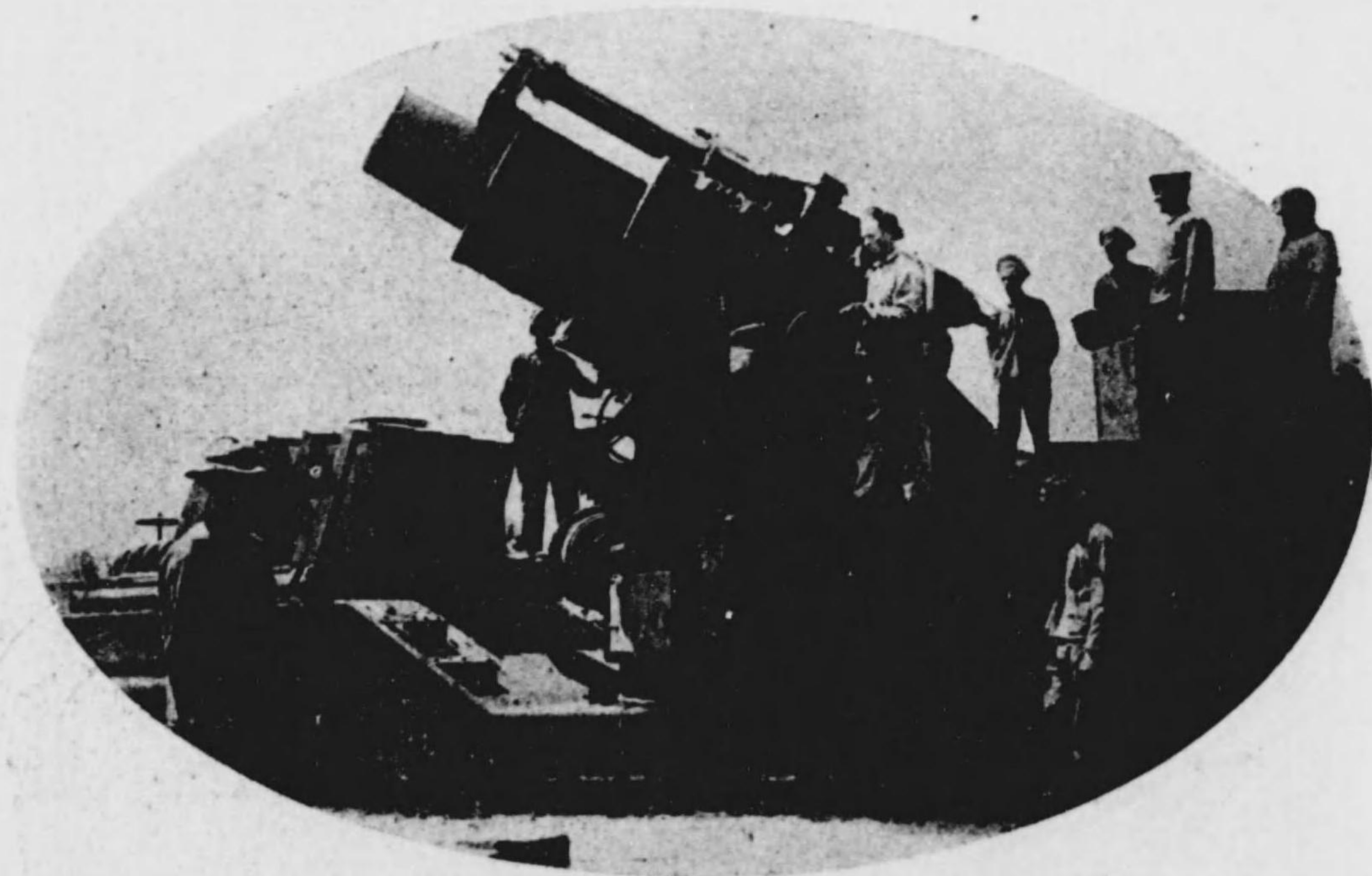


外 蒙 首 都 ウ ラ ン ベ ー ド ル の 騎 兵 隊 本 部

米 國

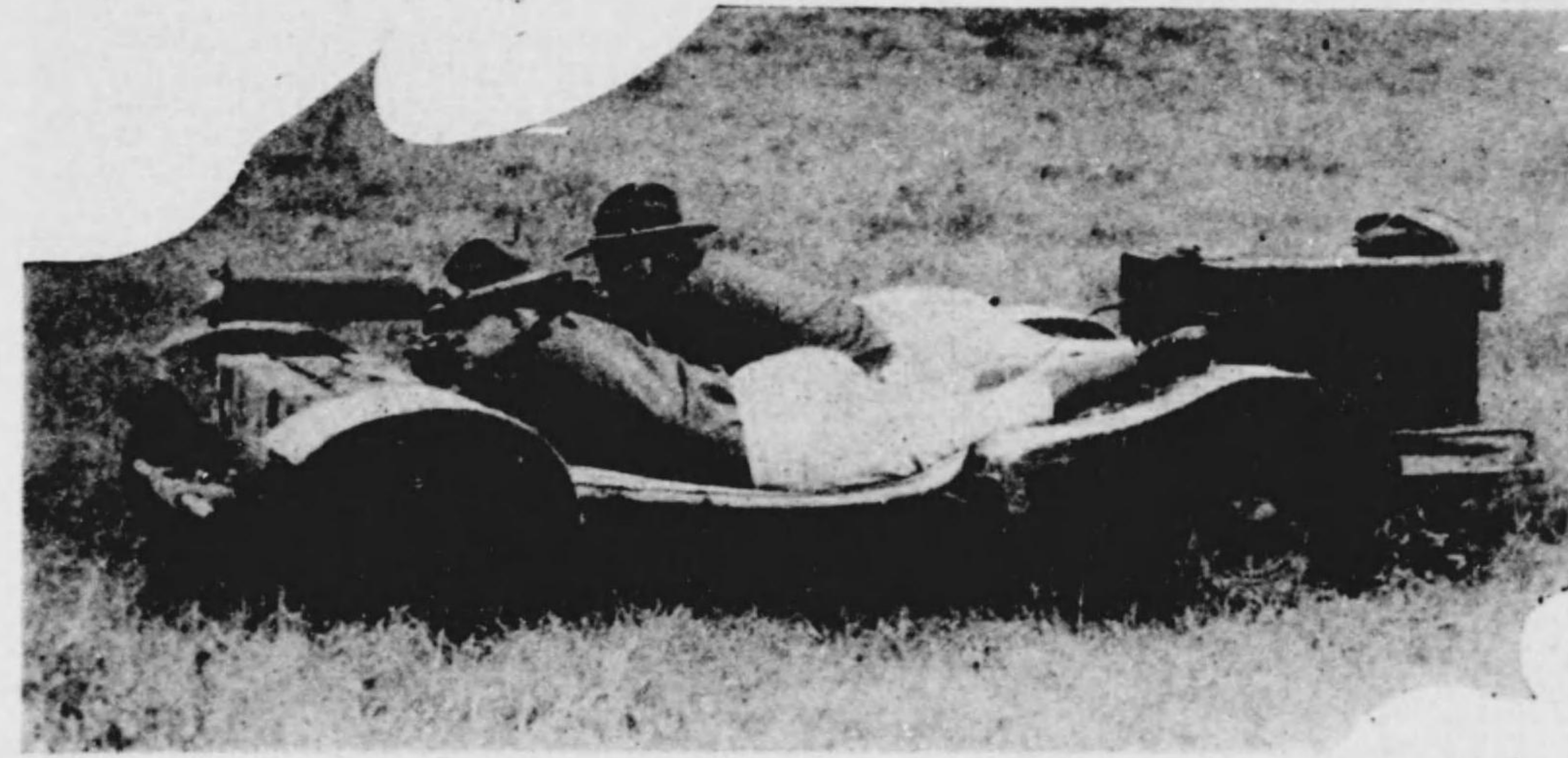


列 車 砲

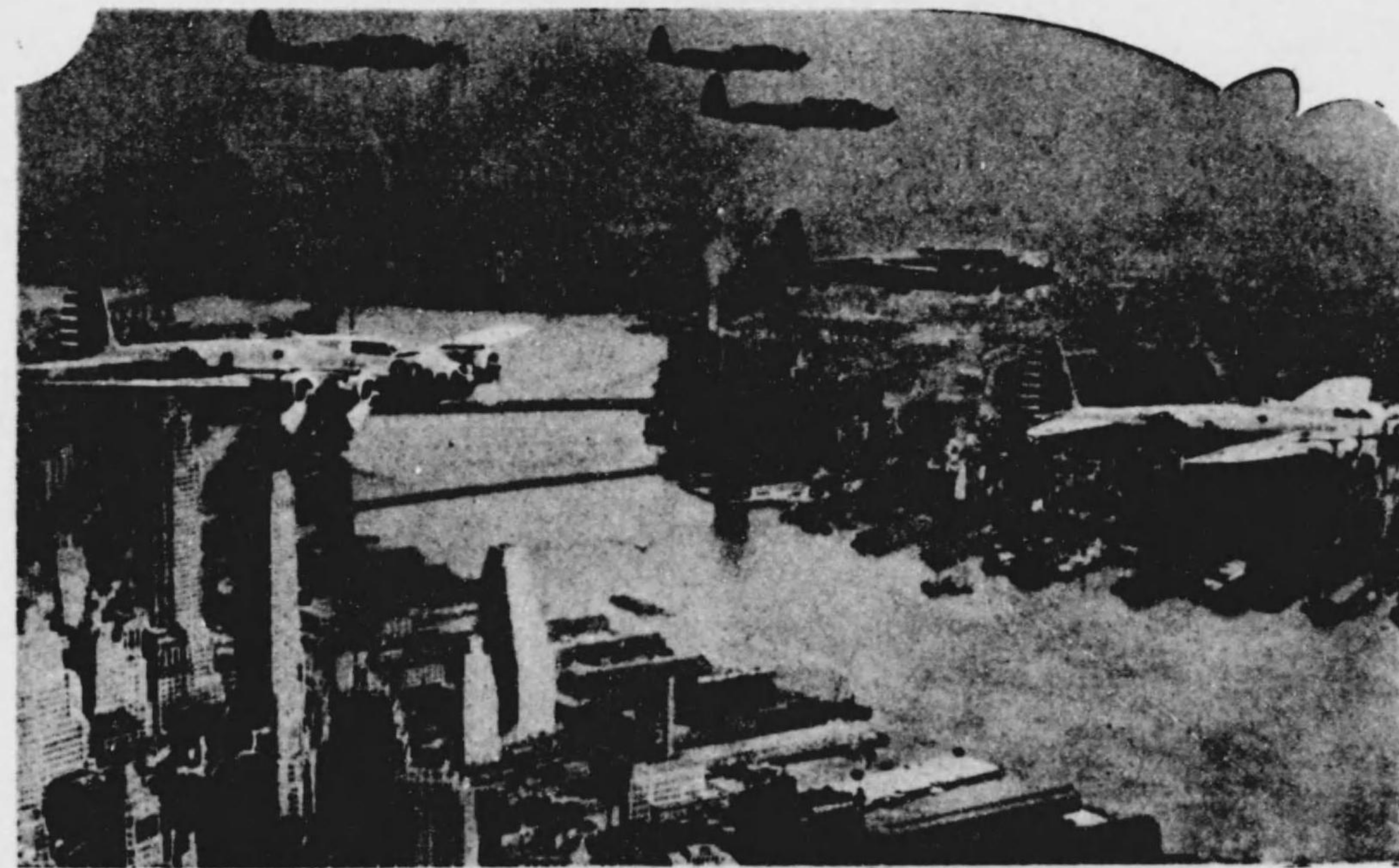


列 車 砲

米 國



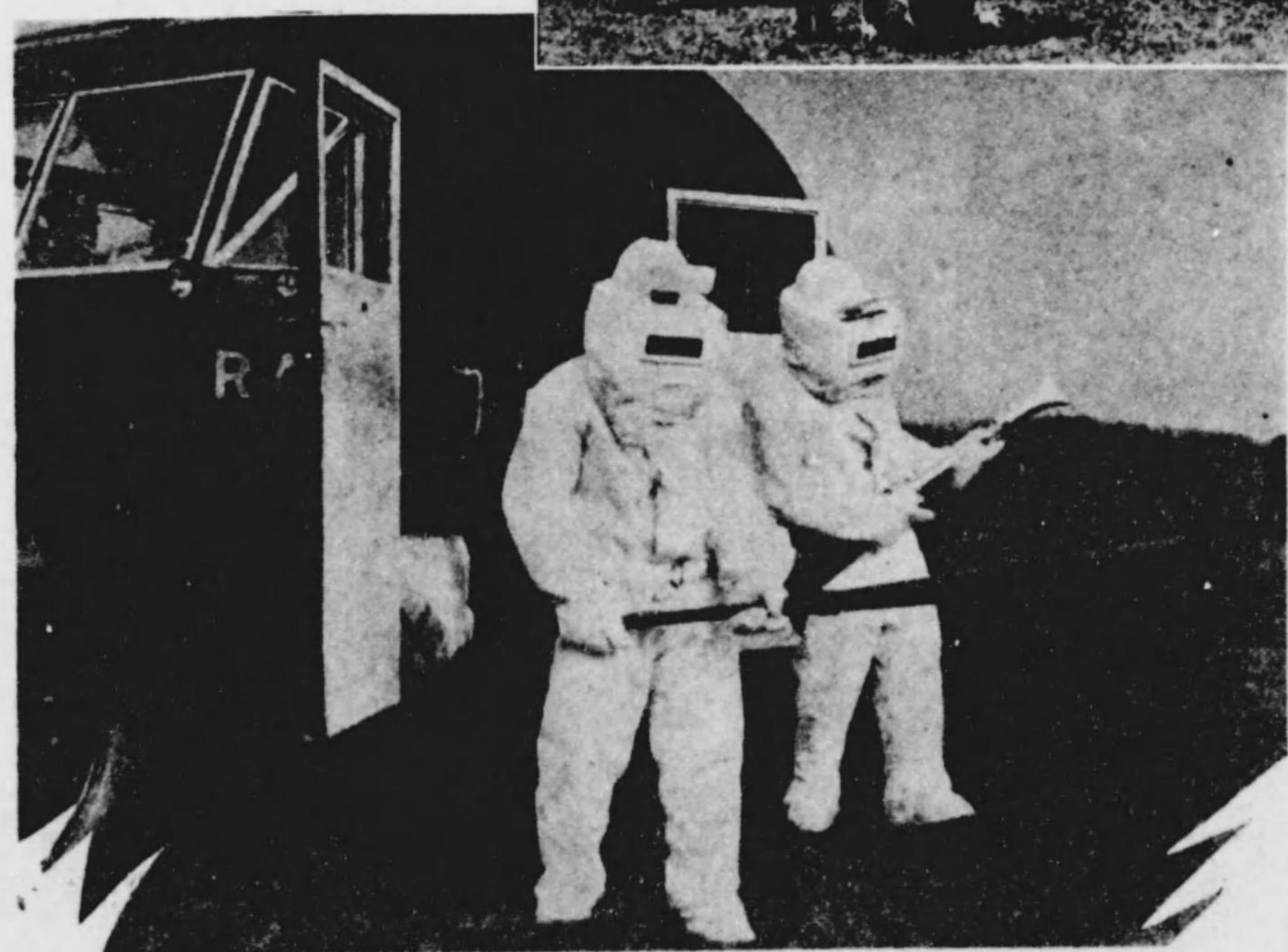
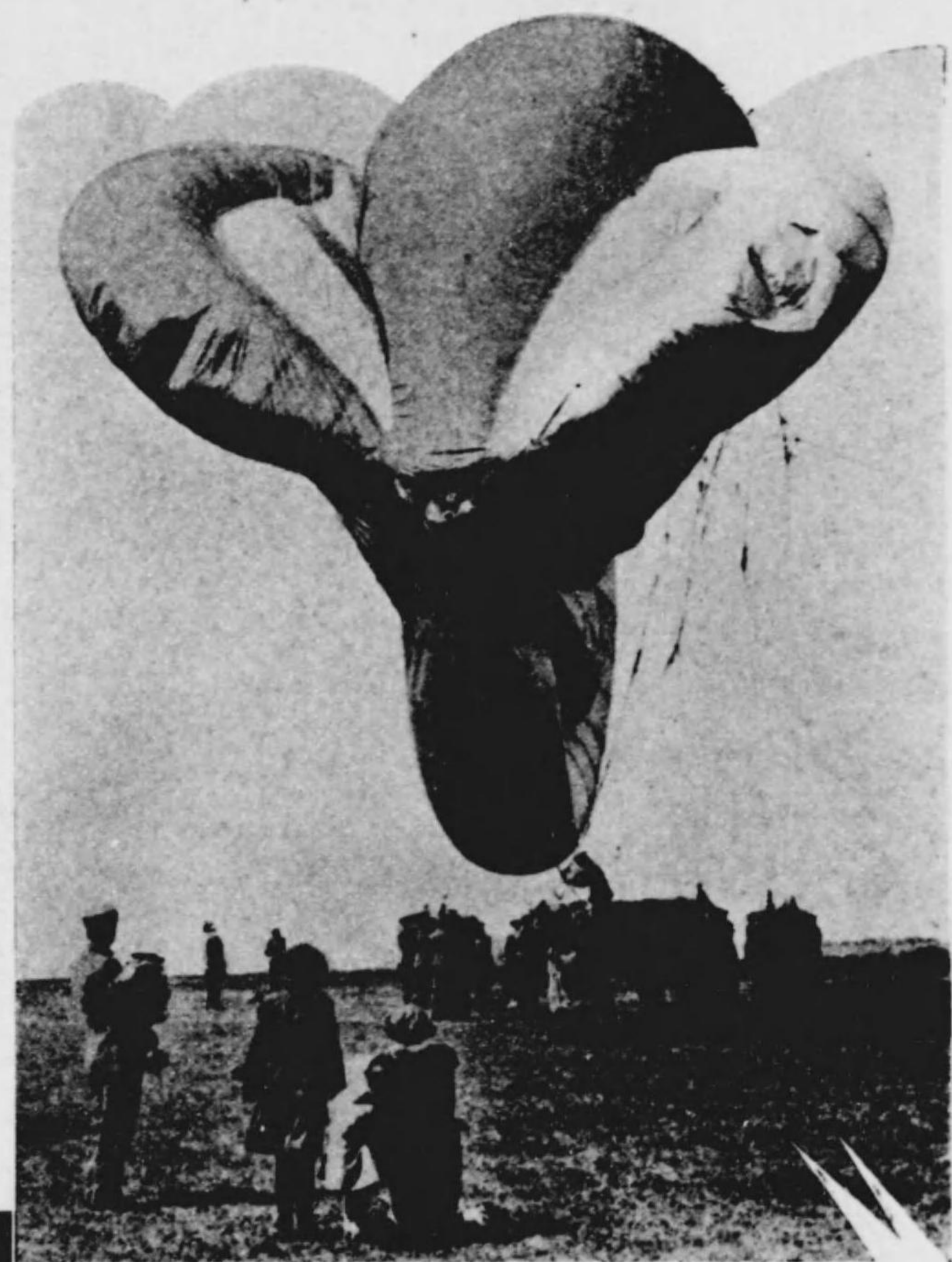
行動自由で高さの低い機関銃自動車



米 空 軍 の 偉 容

英 國

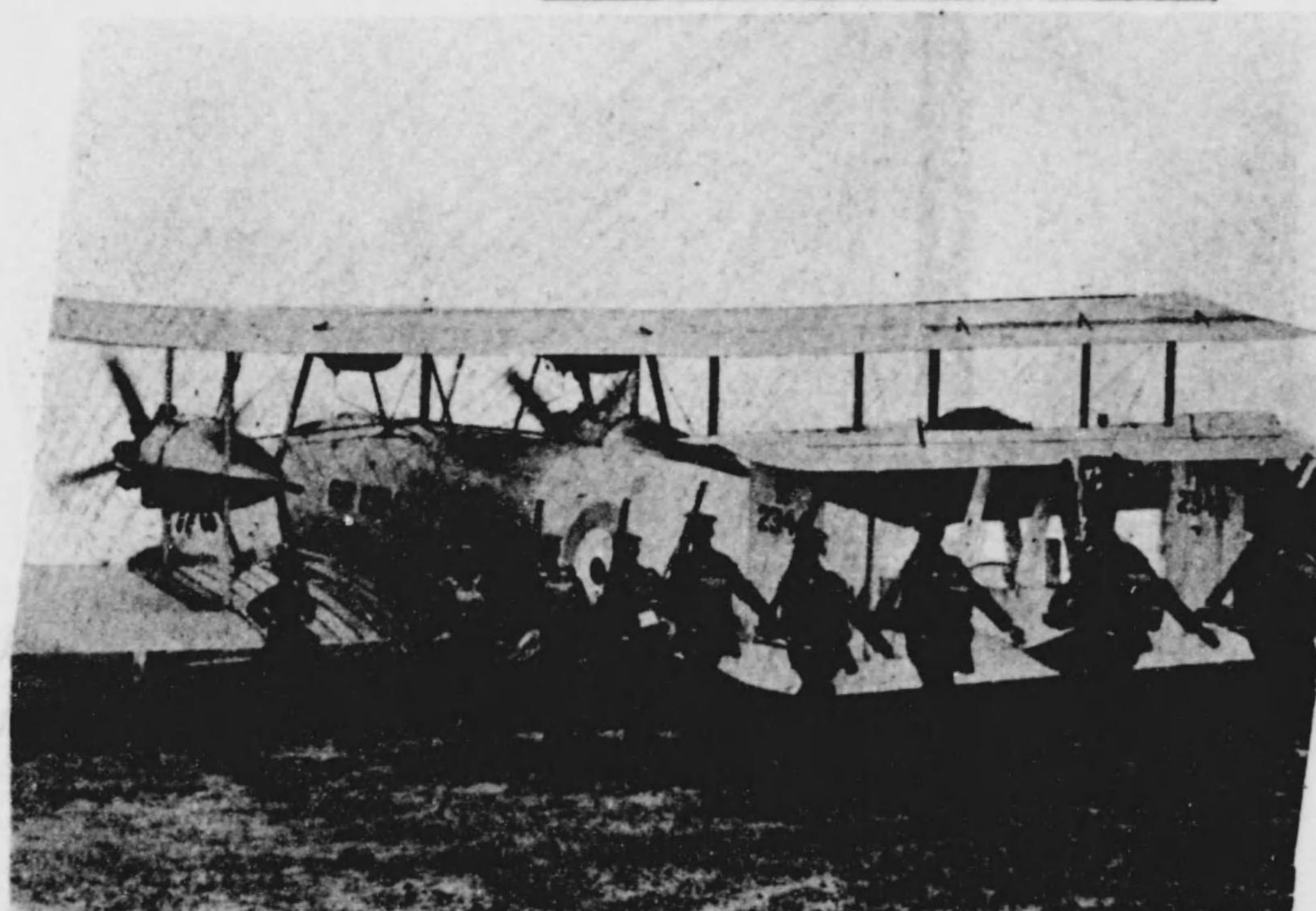
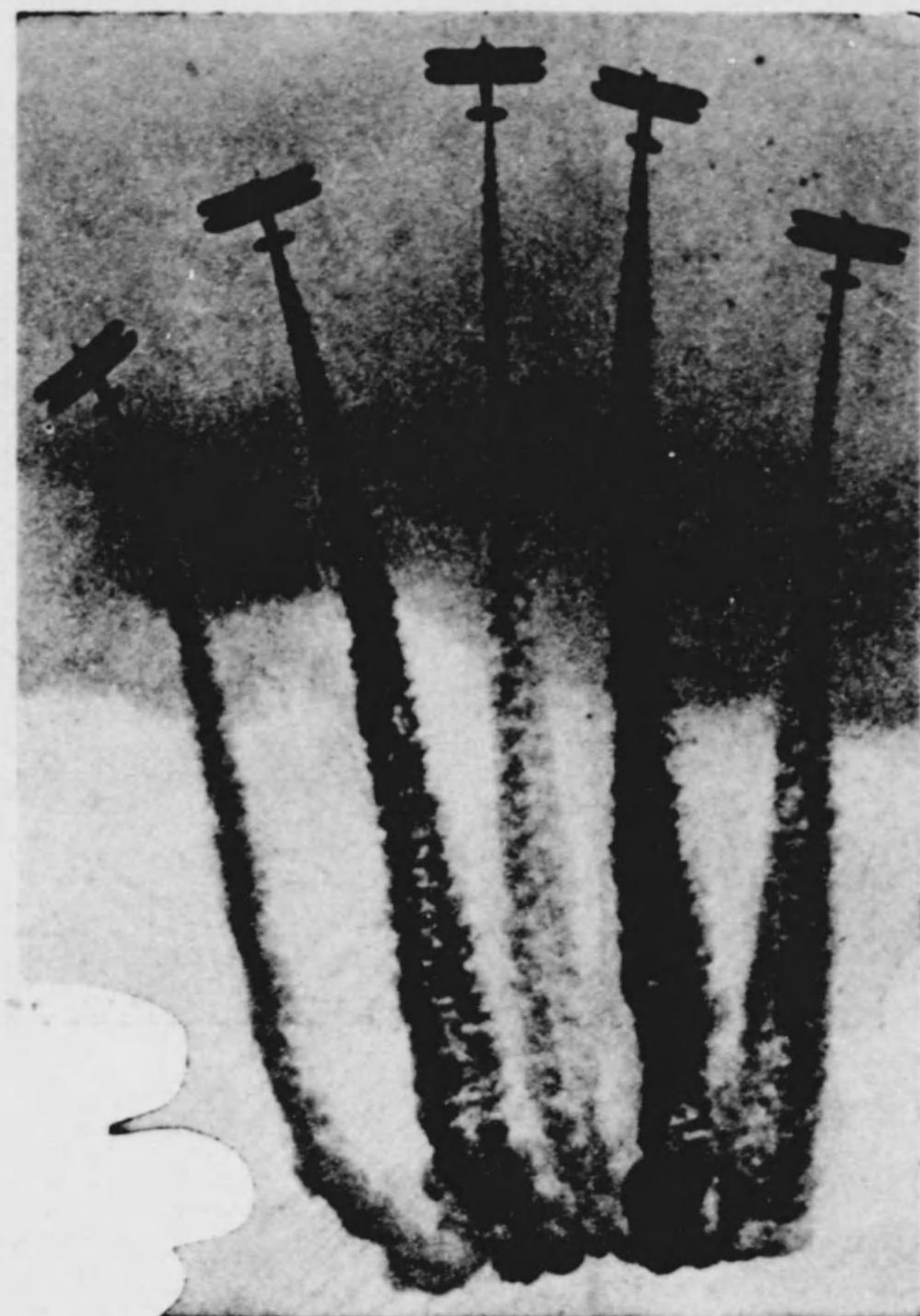
氣
球
隊



英空軍試作防火服と防火器

英 國

英空軍の煙幕展開



進軍は飛行機で

獨 國

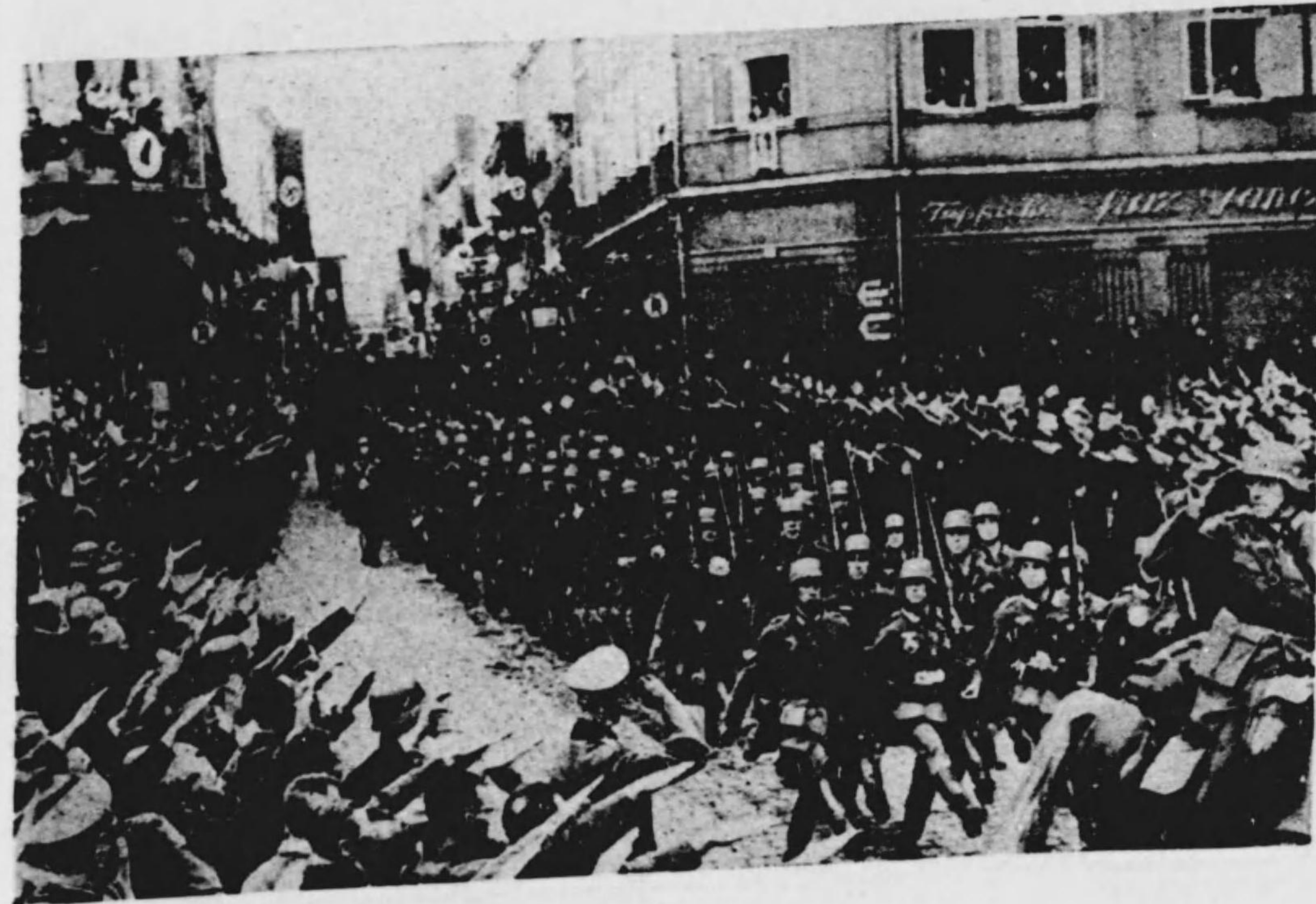
獨 軍 高 射 砲 隊



獨 國 砲 兵 の 雪 中 訓 練

獨 國

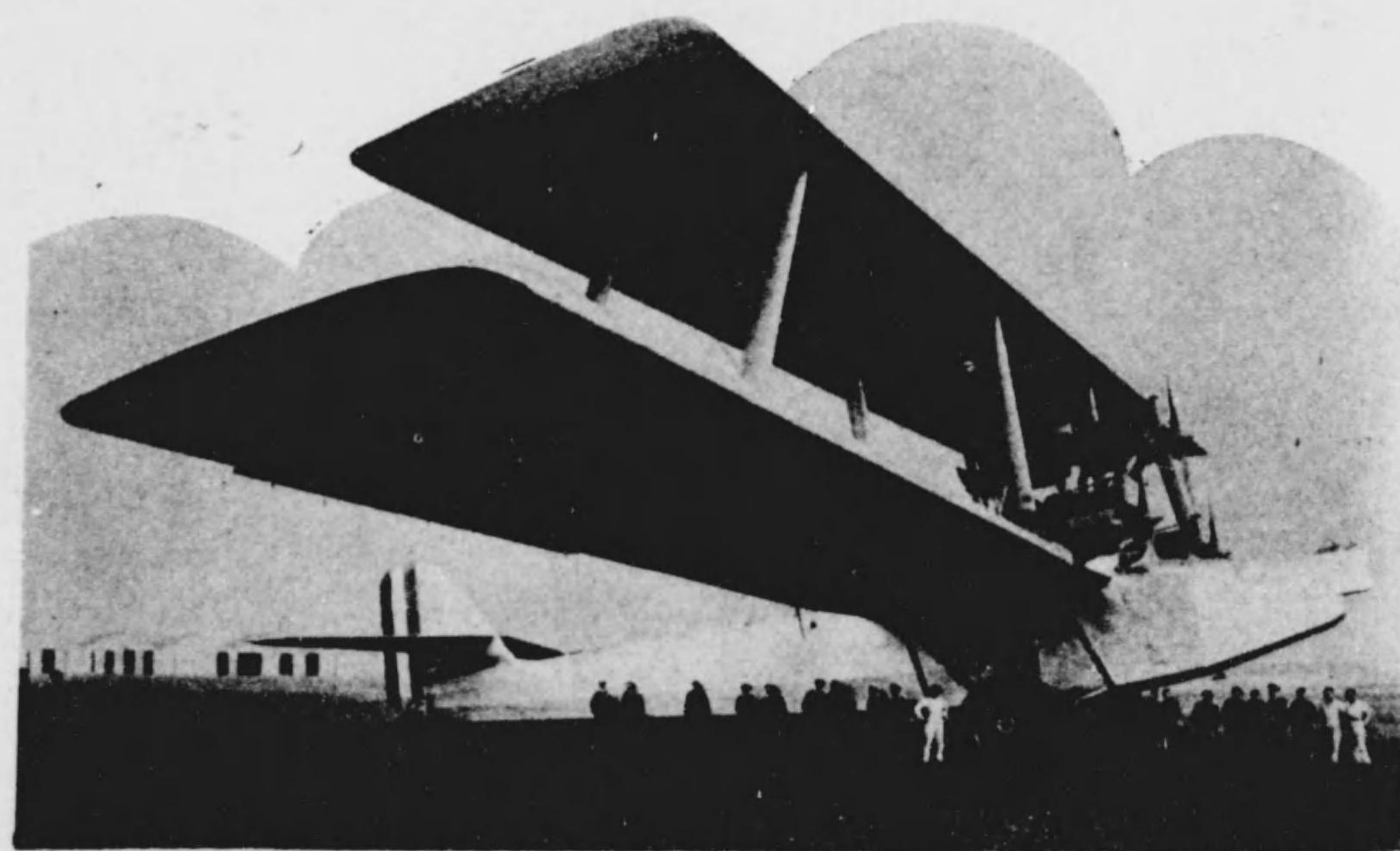
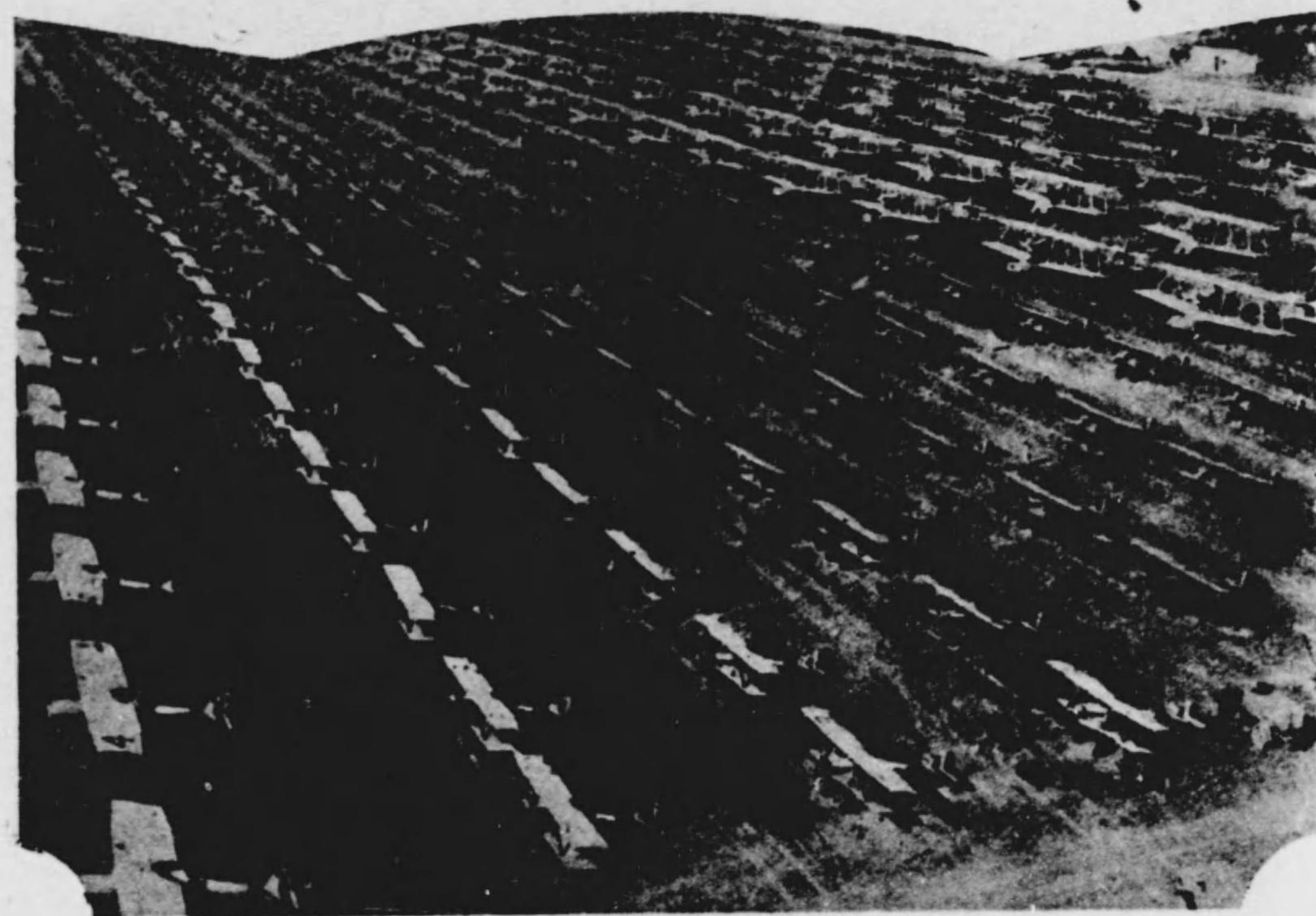
獨 軍 ス デ ー テ ン 地 方 ル ン プ ル ク に 入 城



獨 軍 タ ン ク 隊

伊 國

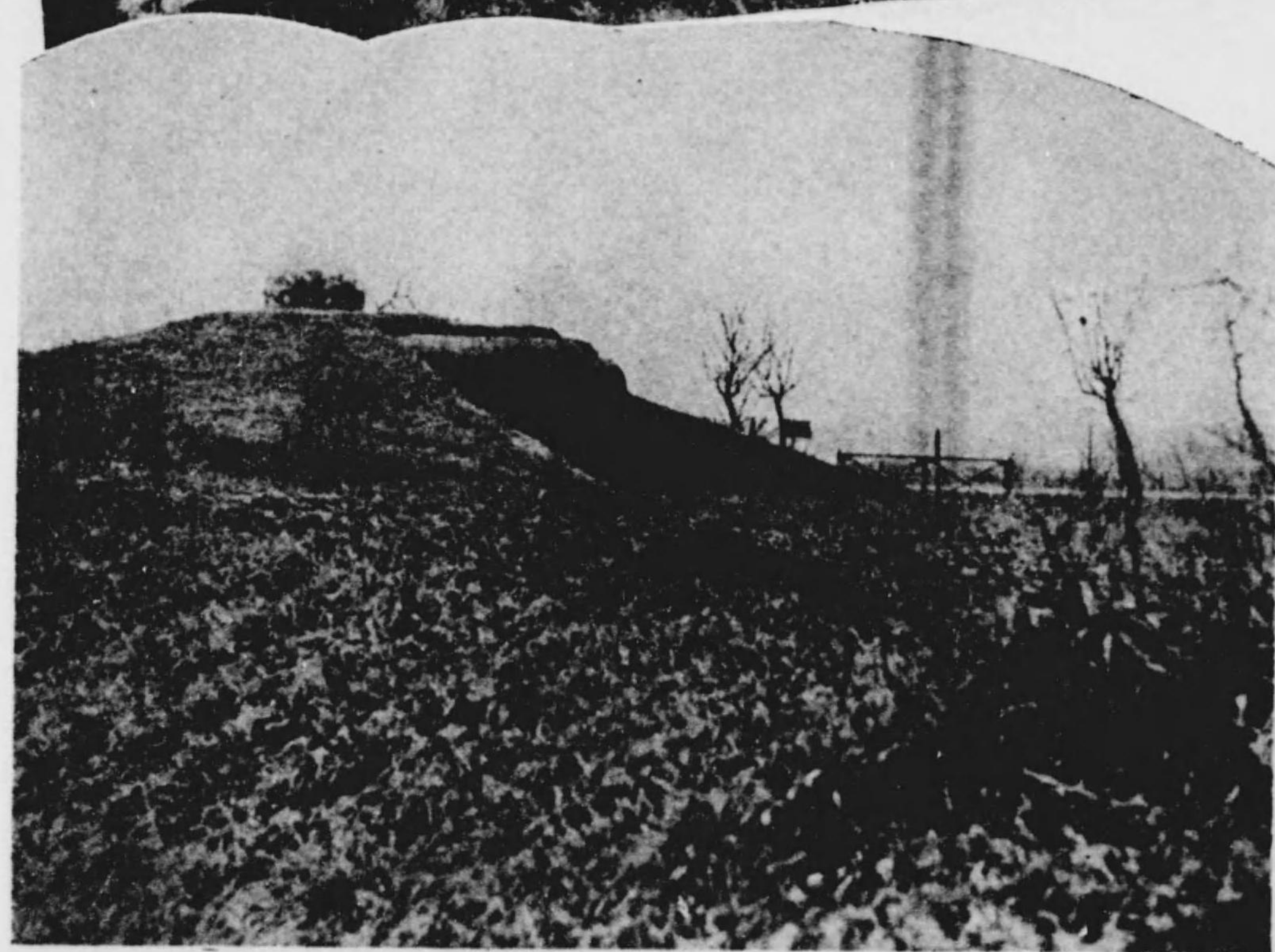
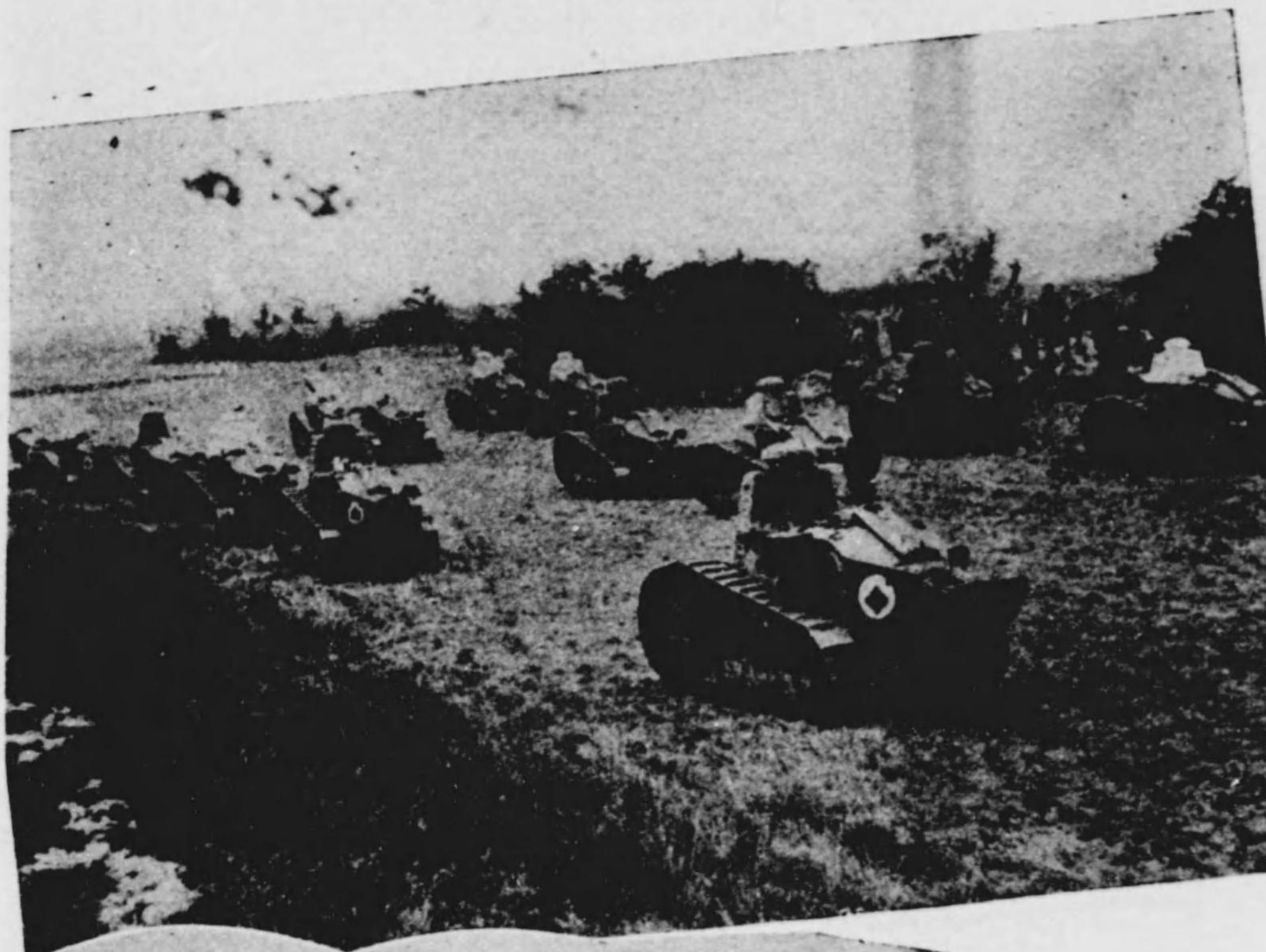
伊 國 空 軍 の 集 中



伊 國 世 界 最 大 の 軍 用 機

佛 國

佛 軍 戰 車 隊



獨 佛 國 境 を 固 め る マ ギ イ 要 塞 の 一 部

372
516

昭和十四年版 帝國及列國の陸軍

目次

はしがき

第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観

第一章 概要

第一節 國防の本義

第二節 國家の立場と陸軍軍備との關係

第三節 帝國國防上の立場と環境

第二章 陸軍の様式、兵役制度

第一節 各國建軍の様式、兵役制度の概要

第二節 帝國陸軍軍制の大要

第三章 平時兵力量

第一節 平時兵力の検討

第二節 帝國陸軍の平時兵力

目次

一頁

一一

一五

一七

二四

二四

二八

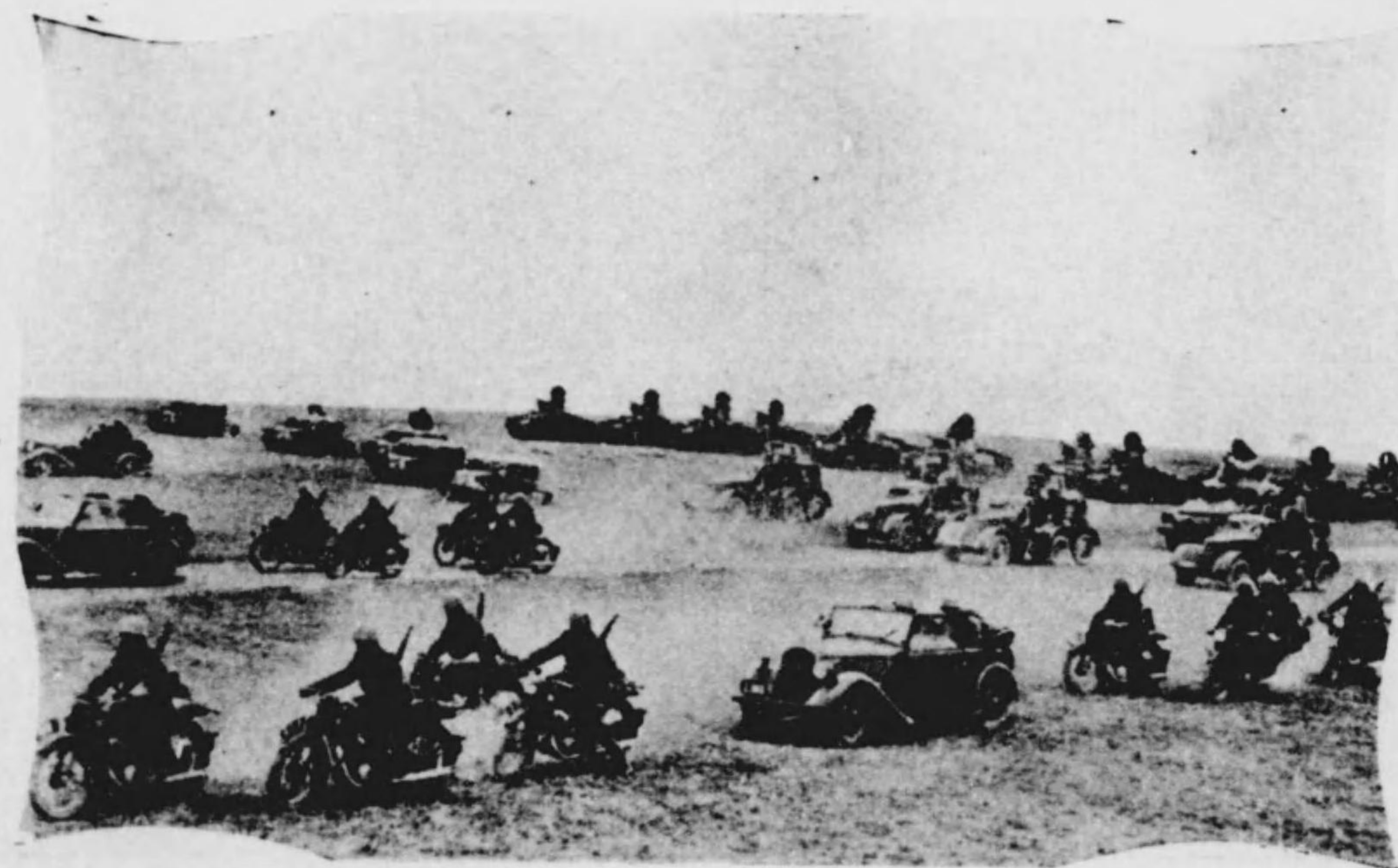
三三

三三

三六



新興ポランド空軍



チエツコ機械化部隊

第四章 軍の裝備	二五
第一節 近代陸軍裝備の趨勢	二五
第二節 帝國陸軍の裝備	四三
第五章 航空及防空	四三
第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性	四三
第二節 防空の重要性と其施設	四六
第三節 列國の民間航空	五〇
第四節 帝國の航空、防空及民間航空	五三
第六章 國家總動員施設	五三
第一節 國家總動員の概念	五三
第二節 帝國の總動員準備施設	六〇
第三節 總動員機關及總動員關係法令	六〇
第七章 陸軍豫算	七〇
第二篇 列國陸軍概觀	一〇三
第一章 滿洲國	一〇三
第二章 蔣政權を中心とする支那軍	一〇五
第一節 事變間に於ける支那軍變遷の概觀	一〇五

第二節 兵力及裝備	一〇六
第三節 航空	一一五
第三章 蘇聯邦	一一三
第一節 概説	一一三
第二節 建軍要領	一一三
第三節 兵力、編制及裝備(空軍を除く)	一二六
第四節 航空	一二九
第五節 化學戰準備施設	一三〇
第六節 國察總動員施設	一三四
第七節 國防飛行化學協會	一三六
第八節 軍事豫算	一四〇
第四章 米國	一四二
第一節 概説	一四二
第二節 建軍要領	一四六
第三節 兵力及編制	一四七
第四節 航空	一四九
第五節 化學戰準備施設	一五一

目次

第六節 國家總動員施設 一六〇

第七節 陸軍豫算 一六一

第五章 英國 一六二

第一節 概説 一六三

第二節 建軍要領 一六四

第三節 兵力及編制 一六五

第四節 航空 一六六

第五節 化學戰準備施設 一六七

第六節 國家總動員施設 一六八

第七節 陸軍及空軍豫算 一六九

第六章 佛國 一七〇

第一節 概説 一七一

第二節 建軍要領 一七二

第三節 兵力及編制(空軍を除く) 一七三

第四節 航空 一七四

第五節 化學戰準備施設 一七五

第六節 國家總動員施設 一七六

第七節 陸軍及航空豫算 一七六

第七章 獨國 一七七

第一節 概説 一七八

第二節 建軍要領 一七九

第三節 兵力及編制(空軍を除く) 一八〇

第四節 航空 一八一

第五節 化學戰準備施設 一八二

第六節 國家總動員施設 一八三

第七節 陸軍豫算 一八四

第八章 伊國 一八五

第一節 概説 一八六

第二節 建軍要領 一八七

第三節 兵力及編制(空軍を除く) 一八八

第四節 航空 一八九

第五節 化學戰準備施設 一九〇

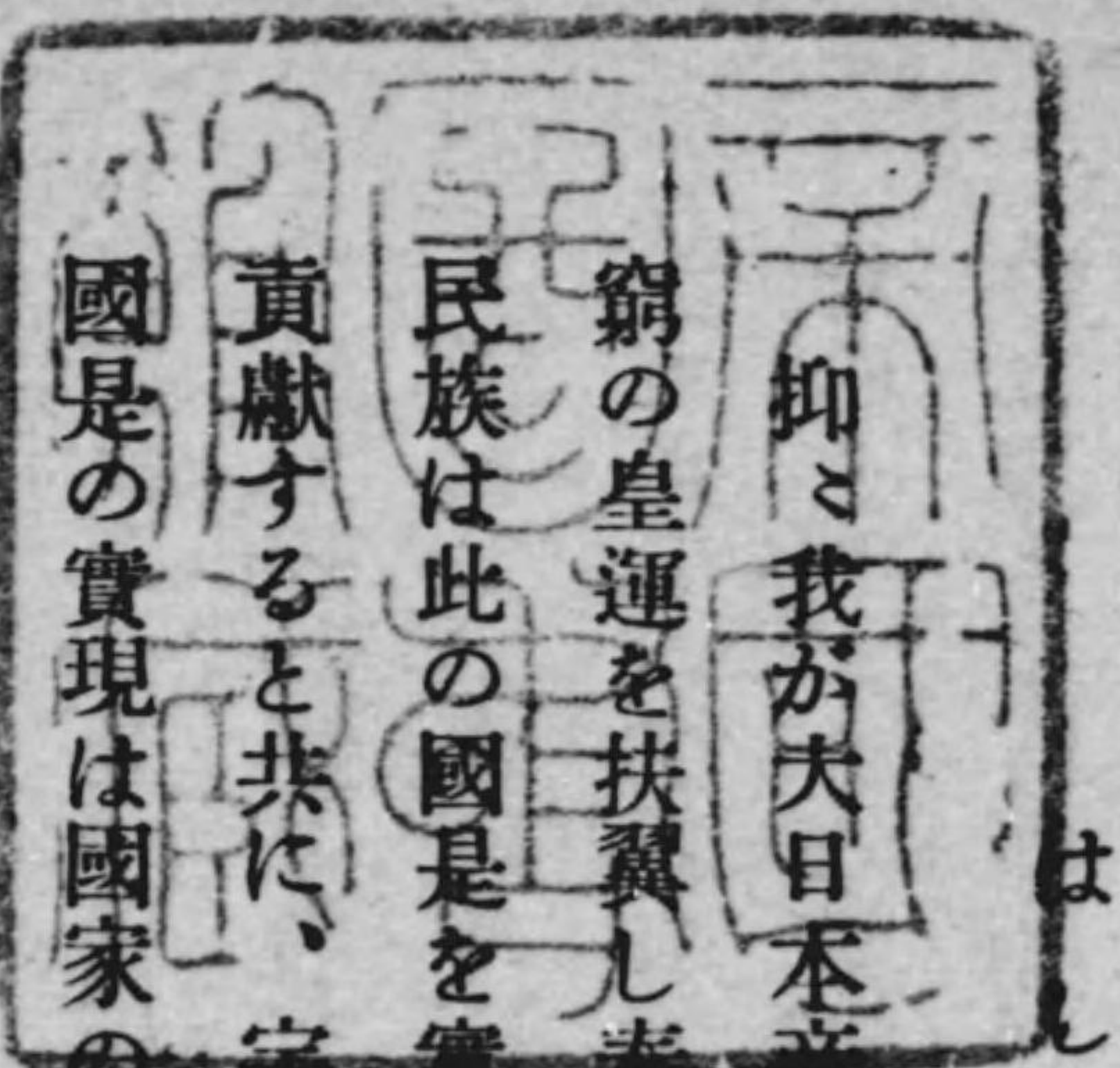
第六節 國家總動員施設 一九一

第七節 陸軍及空軍豫算 一九二

目次 一九三

第九章 波蘭	三六
第一節 概説	三六
第二節 兵役制度	三七
第三節 兵力及編制	三七
第四節 化學戰準備施設	三八
第五節 陸軍豫算	三九
第十章 白耳鐵	三一
第一節 概説	三一
第二節 兵役制度及年限	三三
第三節 兵力、器材、武装團體	三三
第十一章 葡萄牙	三五
第十二章 瑞西	三七
第十三章 其他の諸國	三九
附表其一 列國陸軍軍備一覽	
附表其二 列國新兵器整備一覽	

昭和十四年版 帝國及列國の陸軍



はしがき

抑々我が大日本帝國の萬古不易の國是は、萬世一系の皇統を維持し天壤無窮の皇運を扶翼し幸るにあることは今更論を要せざる所であつて、吾等日本民族は此の國是を實現することによつて、世界人類の平和と文化と福祉とに貢獻すると共に、宇内無比の皇室と臣民と文化との彌榮を期待する。然るに國是の實現は國家の積極的、創造的活動に依存し、國家の活動は其の國の境遇と國際情勢とに即應する國策に依るべきものなるが故に、吾等國民は國家内外の諸事情を的確に認識し、國是實現のために何を爲すべきかを熟考して國策を樹立し、協心戮力以て之が遂行に努力せねばならない。輓近に於ける

はしがき

帝國の國策が日滿支提携共助を樞軸とする亞細亞民族協同體の結成に指向せられ、舉國一致、不動の決意を以て之が遂行に邁進しつゝある所以は、蓋し帝國の境遇と現下の國際情勢上、かゝる國策に依つて國是を實現することが最善にして且つ積極的、創造的であるからである。而して之を以て大陸經營又は大陸政策と名づくるならばそれは帝國主義にもあらず、侵略主義にもあらずして、實に八紘一宇の神訓の承述であり、皇道の宣布、皇徳の布施の聖業である。道義日本の力により、理不盡なる外力の壓迫の爲に奴隸的境遇に呻吟しつゝある東亞民族を救済し、之を日本を盟主とする一大家族的生活の中に導き、有無相通じ、緩急相救ひ、共存共榮以て自力更生の實を擧げんとするものであつて、茲に儼然たる道德的基礎を有つのである。此の意味に於て滿洲事變の處理は我が大陸經營の第一階梯であつて、今次の支那事變の處

理は少くとも其の第二階梯に到達すべき課題である。而も今次の事變を效果的に處理して所期の階梯に到達せしめ得るや否やは、一に今後に於ける吾等國民の決意と實行との如何に繋る。

今や我が精銳なる皇軍は赫々たる武勳を樹て陸に海に空に偉大なる戰果を收めつゝあるも、之を以て今次事變の全局の勝敗を斷じ、其の效果的解決となすは甚だしき早計である。何となれば、今次事變の目的は日滿支提携共助の實を擧げ得る更生新支那の建設に協力し東亞の新秩序を建設するに在ること周知の如くにして、之が建設を以て我が大陸經營の第二階梯となすも、之に到達するには前途尙遼遠であるからである。即ち更生新支那建設のためには殘存抗日軍に對する長期膺懲、新興支那地域の治安恢復等の武力工作は固より、長期に互る政治、經濟、文化等の諸工作を實施するを要し、之が遂行

の途上に於ては幾多の難關に遭遇することを豫想せねばならない。

四

惟ふに右の如き難關を突破して新東亞建設の目的を達成せんには偉大なる綜合國力を要すべく、就中強大なる新軍備を以て其の骨幹となし推進力となすことは緊要事中の緊要事である。即ち新東亞建設に當り豫想せらるゝ第三國の干涉を封じ、世界列強の軍備充實による近き將來の國際的危機に對應して、帝國の國防を安泰ならしめ、且つ支那をして歐米依存、容共抗日に導きたる背後の禍根を一掃して帝國に信賴せしむる爲には、此種新事態に即應する國力就中軍備の劃期的擴充を決意し、建設の事業と相表裏して之を速かに敢行せねばならない。蓋し軍備の擴充は相當の長年月を要し、一朝一夕にして飛躍し得べきものに非ざるを以て、一貫せる永年計畫の下に速かに著手するを要するからである。

正に斯の如き超非常時局に當面したる吾等國民は、國是實現のために國策の進むべき道を正視し、個人主義、自由主義を排して、滅私奉公の實を示し、有形無形一切の力を大君に捧げ、之によつて今次事變を效果的に處理し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならない。

第一編 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観

第一章 概要

第一節 國防の本義

一、戦争の不可避性と國防

戦争は國家の存亡を決する大事であるから、好んで之を行ふべきものではない。故に方今文明諸國は皆外交工作に依り國際間の和親を圖り、時々發生する紛議を未然に防ぎ、若くは之を平和の裡に解決し、以て其國利民福を増進し、人類共同の理想たる恒久の平和を實現せんことに努めつゝある。

然しながら各國家は往々にして主義、主張を異にし又其國利民福を増進する爲特殊の利害關係を有するものにして、此の關係は往々他國の主義、主張乃至其利害と一致せざ

二
るのみならず、時として全く相背馳することなしとせず、爲に國家間に屢々利害の衝突を惹起するものである。而して之が調和解決に方り、各國が各々其主張を固持して相譲らざるに於ては、外交的手段に依つて平和裡に處理することは不可能となり、其意志を貫徹すべき最後の手段として、遂に之が解決を武力に訴ふるの已なきに至るものである。

蓋し各國家は皆自主獨立平等にして、國家間の紛議を裁決し得べき超國家的の強制力を有する最上無限の權力を存せざるを以てざる。是を以て苟も獨立と隆昌を希求する國家は、國家存立活動の保障たり推進力たるべき國防力の充備に最大の努力を拂つてゐる。我が國としても此間に處し、外敵の侵入及攻撃に對して我が國家を防衛するは固より、國策遂行に對する各種の妨害を排除し、我が肇國の理想たる萬民協和の實を顯現する爲所要の國防力を具備することが必要であつて、殊に最近に於けるが如く國際的對立の激化せる時代に於て特に然りである。

二、現代國防の要義と軍備

國防は武力、政治、經濟、思想其他有形無形の要素を網羅せる綜合國力に立脚するものなるを以て、現代に於ける國防の爲には物心兩面に互り國力の充實を圖ると共に、之を國防なる目的に統合して何時にても發動し得る態勢を整へ、戦はずして其目的を達成するを以て上の上なるものとし、已を得ざるに於ては一元的統制の下に國家の各機構を擧げて戰爭に當り、敵の戰爭意志を破摧することが必要である。而して戰勝獲得の爲には敵の戰鬥力破摧を先決條件とするので、直接之に當るべき軍備の重要性は多言を要せざる所にして、軍備は實に國防力の骨幹と云ふべきである。斯くの如く國家が常に萬一に處するの覺悟と實力とを備ふることは、外交上に於ける發言を重からしめ、國際間の紛議を平和的に解決して國家の存立と發展とを期し得ること多きものである。従て軍備は單に戰時のみならず常時に於ても亦、國家が其權威を保ち國策を遂行する爲必要缺くべからざるものと謂ふべきである。

三、軍備と平和希求との關係

四

所謂平和論者中には軍備を以て平和を阻害するものとなすものがあるが、是は理の本末を顛倒せるものにして、軍備在るが故に平和の至らざるにあらず、戦争の原因存在するが故に軍備を必要とするものである。否世界の現情は軍備の均衡に依つて辛うじて目前の平和を維持し在るものと謂はざるを得ず、各國共各々独自の立場に於て、四隣の情勢に鑑み、軍備の擴大強化に日も猶足らざる有様である。

斯くの如く各國各々軍備の充實に驀進せんか、彼此互に誘因となりて軍擴競争を展開し、延ては戦争を誘發するに至るべしと憂慮するものがあるが、利害相反する國家間の軍備に著しき懸隔あらんか、軍備微弱なる國家は他より戦争を強要せらるゝか（日清、日露戦争に於ける日本）、又より以上の屈服（三國干涉の日本、華府條約の日本）を餘儀なくせらるること多きに鑑みれば、寧ろ軍備の懸隔こそ戦争誘發の最も大なるものと謂はねばならぬ。

要するに、人類は一面平和を希望し軍縮への念願切なるものがあるも、他面戦争勃發の原因消滅せざるを以て、軍縮を主張する國家、而かも他より何等の脅威を受けざるが如き大國と雖、自ら進んで他國以下に軍備を縮少するの意志なく、却つて條約によつて自國軍備の相對的優越を計らんとする如き、大なる矛盾の充滿しあるを發見せざるを得ない。従て吾人は此理想と現實の兩面を諦観する時一國軍備の絶對に閑却し得ない事を知らしめられるのである。

第二節 國家の立場と陸軍軍備との關係

各國の整備すべき兵力量、編制、裝備、用兵の要領等は、主として各國の國防上の要求によつて決定せられるものである。

凡そ國家には夫々独自の國是國策があり、又國土構成の状態によつて其の防衛に難易を生じ、財政、經濟資源等の状態により、兵力の維持、管理に大なる關係を生ずるもの

であるから、各國共兵力量其他の決定に當りては、前記の如き自主的諸元が重大なる役割を演ずるは固より、關係列國の情勢は相對的要素として微妙なる交感を及ぼすものである。故に各國は各々其の立場と環境とに適應する如く、独自の軍備を保有するに努め又努めざるを得ざる情勢にある。

例へば蘇聯邦は世界の共產化を理想とし、全世界の資本主義國家を敵としてゐるから、「世界革命の武装支隊」たる赤軍の増強を國策の第一義とし、之が爲には國民生活を犠牲にして迄軍備の大擴張を實施してゐる。波蘭は歐洲の雄邦間に介在し、常に他國の脅威を受けある爲不相應に強大なる軍備を整へてゐる。佛國は接壤國たる獨逸に對する爲、最も迅速なる作戦の遂行を必要とする關係上、平時より精銳にして強大なる常備軍を保持し、且至短期間に動員を完結し得る爲の施設を完備してゐる。英國は從來は地理的關係と優勢なる海軍とに信賴し得る關係上、小規模の陸軍を以て満足してゐたが、近時國際情勢の變化と世界大戰の苦き經驗に刺戟せられて、空軍の大擴張と歐洲大陸に於ける活潑なる運動戦を目標としての陸軍の機械化裝備とに努力してゐる。之に反し米國の如きは比隣に隣接の強國無く、且必要に應じては短期間に多量の軍用資材を整備し得べき資源と工業力とを持つ等國防上の好條件を有してゐるので、平時は比較的小數の陸軍を保有するに止めてゐるが、海上兵力に於ては世界に覇を唱へんとしてゐる。

而して、獨國が悲壯なる覺悟を以て再軍備の決意を爲したる所以、就中共軍備宣言を爲さんとするに先だち、密かに所要の軍備を豫め整備して宣言遂行の爲の無言の支持力と爲したる所以のものを深察するとき、現代世界に於ける國策の遂行と軍備との關係に就て無言の教訓を受くるのである。

我が國の陸軍軍備も亦我が國獨特の立場に應じ、四圍の環境變化に順應する如く定めらるべきであるから、以下項を改めて前述諸元の影響を記述する。

第三節 帝國國防上の立場と環境

一、自主的の立場

國是 元來我が國是は、天壤無窮の 皇運を扶翼し奉りて肇國の理想たる正しき道を世界に弘め全人類の福祉を増進せんとする 聖旨の顯現に在つて、四圍の情勢が如何に變轉するも終始一貫し長へに渝るべきものではない。而して此國是は、道義的に世界を一丸として地球上の億兆をして各々其處を得せしめ、恰も一家庭内にあるが如き平和境を出現せしめんとする所謂八紘一宇の大理想を基とするものであつて、此宏大にして公

正なる理想の實現せらる處、始めて世界人類恒久の福祉は齎され得るのである。從て我が國防は此公明なる國是の貫徹を以て其基調とするものである。

現時我が新興滿洲國の健全なる發達を援け、更に日滿支三國の提携を促進して、共存共榮先づ東亞の平和を確保し、繼て世界人類の福祉に寄與せんとするの國策も實に此國是の大精神より發するものにして、我が國は飽く迄此正々堂々たる正義の主張を貫徹し、以て世界に正しき平和を齎さねばならぬ。我が國の自主的軍備の必要は先づ此處より生れ來るのである。

國土構成の状態 我が國は兵力の移動不便なる長延なる島嶼を本國とし、領土を大陸に有し、而かも滿洲國と共同防衛の約を結び更に廣大なる地域を占むる更生新支那に於ける、共同防共と治安、警備に協力するの要あるを以て、防衛を要する地域廣く、強大なる兵備を必要とする。

財政並資源の状態 我が國は財政並工業力の關係上、戰時急速に大軍を編成すること

困難なるのみならず、又資源の關係よりしても長期持久の作戰は希望せざる所であるから、戰爭の終結を速かならしむるに足るべき精銳なる常備軍を保有し置くを必要とする。

併し乍ら、近代戰は吾人の希望に反して長期持久に陥り易き傾向を有するのみならず、近時に於ける國際情勢上、國家の生存及國運發展の爲には、豊富なる資源の供給確保が必要であつて、殊に一朝有事に立ち至らんか、我が國は海外に資源を求めることが極めて困難であるから、資源の自給自足の方途を確立すると共に、隣邦の脅威に對し、其安全を確保しなければ、我が消極的國防目的すら達することを得ない。況んや更に進んで我が飛躍的發展に伴ふ對外政策遂行の如き、到底思ひも及ばぬことである。

又一面國軍を維持管理する爲には巨大の經費を要するものであるから、國防の財政状態を顧慮すべきは勿論であるが、軍備は國家の健康體を維持し、國家の獨立と國民の生存及發展とを保障するものであるから、最小限度の軍備は萬難を排して備へねばならぬ。

二。相對的環境即ち我が國四圍の情勢

接壤の隣邦は勿論、縦令國土相接せざるも利害關係深き外國の狀態、就中其政策特に軍備は一國の軍備に大なる關係を有するものである。例へば隣邦若し兵力微弱にして我に危害を及ぼすの虞少なければ我が兵力も著しく大ならしむるの必要なきも、隣邦が侵略的政策を持し強大なる軍備を擁するときは、萬難を排して之に對應するの兵力を備ふることが必要である。

而して我が國を繞る四圍の情勢を靜觀するに、主要なる諸國の現時に於ける動向は概ね次の如く判斷される。

支那 從來國民政府の執り來れる抗日反滿の指導方針と以夷制夷の陋策とは徒らに列國の利用する所となり、支那自體の無統制なる政情と共に常に東洋平和の危機を伏在せしめし爲、我が國としては東洋平和安定の見地より常に所要の準備を絶對的に必要とせしは之を今次事變の發生によつて適確に教へられたのである。

國民政府の誤れる對日態度と、其の多年に互る秕政とに苦める支那民衆は、今次事變に於ける我が作戦の劃期的進展に伴ひ、蒙疆、北支、中支に於ては各々新政府を設立し、民衆の安寧と防共親日滿態度とを標榜して著々其の基礎を鞏固にして居り、更に廣東及武漢三鎮の陥落により、蔣政權は單に一地方政權に轉落してゐる。併し乍ら蔣政權は我真意を理解せず退避戰術、遊撃戰術等を以て今尙長期抗戰を呼號して居り更に一面「コミンテルン」の指令による中國共產黨並に共產軍の今後の抗日的活動及列強の蔣政權援助に對しては十分なる注意を要する次第である。

蘇聯邦 依然傳統の東方經略企圖を繼續し、思想謀略と國境附近武力の集中とを以て露骨なる挑戰的態度を示してゐる。特に五年計畫の遂行と共に蘇聯邦の軍備は飛躍的に増強せられ、今日歩兵約百〇五師團、騎兵約三十三師團、飛行機六千五百、戰車七千五百、獨立機械化部隊四〇、人員二百十五萬に達し、現に極東蘇領内に集中せられあるもの約四十數萬に達する有様にして、其大規模なる極東建設の遂行、交通網の増設等と相俟つて、我が國防上の大なる脅威たることを否み得ない。特に昭和十年夏の第七回「コミンテルン」大會に於て示されたる共產黨の對世界政策の變更、即ち人民戰線を結成し特に獨國及我が國を其攻撃目標と爲せるが如きは、蘇聯邦今後の動向を示すものとして注

視せし所であつたが、果せる哉今次事變勃發するや蘇支不可侵條約を結び物質的、精神的に國民政府を援助すること日と共に露骨となり、遂に張鼓峰事件まで惹起しありて、將來共吾人の最も注意を要する所である。

米國 太平洋制覇と支那市場進出の素志とを有する米國は、最近國內情勢の改善、經濟復興の本格的進捗に伴ひ、海外市場獲得の企圖愈々旺盛を加へ、又海軍條約期間の満了に伴ひ益々強大なる海軍力の整備を急ぐと共に、太平洋諸島嶼の防備を強化新設せんと企圖してゐる。殊に米國航空勢力最近の顯著なる西漸は、其軍事的なると商事的なるとを問はず、我が國の關心を益々大ならしむるものである。

尙比島は昭和十年十一月聯邦政府を組織せるも依然米國の主權下に在り、其完全獨立が許容せらるるや否やは今後の問題に残されてゐる。又比島は愈々昭和十一年一月より新國防軍の創設に着手したが、其成行は注視に値する。

英國 傳統の外交政策に依り、一方支那に勢力を扶植し、自己利權の維持増殖に腐心

しつゝあるのみならず、從來事毎に我が大陸政策特に對支問題に容喙し、我が國傳統の國策たる東亞平和の確立、日支提携を阻害せんとするの傾向顯著なるものあり、殊に今次事變に於ける英國の態度は頗る反日的且つ非友誼的なるもの多く、他方近時日印・日蘭兩會商又は日埃通商問題より支那政策に互り、我が經濟發展を阻止せんとするの氣運が逐次具現されつゝあることも亦事實である。從て英國の對外政策が根本的是正の行はれざる限り、彼の今後の行動は國防的にも政治的にも將た經濟的にも我國策遂行手段との間に深刻なる摩擦を豫想せらるゝのであつて、吾人の不斷の注視を要するものがある。

三 東洋平和の礎石たる我が國防と世界の平和

以上を綜合して東亞の情勢と其中に儼存する皇國日本の姿とを靜かに考察せば、東洋の平和は今や我が國防力の無言の威力に依て辛うじて維持せられあるを知るであらう。日本にして無力ならんか、支那大陸が歐米爭覇戰の俎上に分割せられたるや必然にして、過去の歴史を顧るとき慄然たらざるを得ない。

第二章 建軍の様式、兵役制度

第一節 各國建軍の様式、兵役制度の概要

建軍の様式に就て主要なる問題は、統帥権の所在と兵役制度の如何にして、軍の存在する所以と其特質とに鑑みれば、統帥の不羈獨立と徴兵制度の施行とが必要であることは明瞭である。我が國は萬邦無比の國體に基いて、夙に其兩者を確立し、他に比類無き軍制の大本を樹立して居る。

一、統帥権の歸屬

統帥権とは軍を統率し之を指揮運用する大權を謂ふ。而して統帥の實行は不羈神速なる處決を要し、且之に關する策案は機密の保持を絶対に必要とし、且補備を爾後に期すること多くは不可能であるから、可及的寡頭の統帥を要するを以て合議制の審議によることなく、唯一の最高意志に基き統率せらるゝを可とし、全軍の將兵をして至誠服從せ

しむるに足る聲望と權威とを併有する統帥者に依りて始めて之が完全を期し得るものである。従て國家の主權者親ら統帥権を施行するを最も適當とするので、統帥は一般國務の外にありて獨立不羈果敢斷行するを可とするものである。

列強中には統帥部を一般國務機關の圏内に置けるものがあるが、是畢竟國體上已むを得ざる事情、因襲に基くものであるから、決して最善のものでないことは、世界大戰後英國陸軍委員會(文官により組織せられたるもの)が政府及議會に對し、「帝國參謀本部は之を陸軍省より分離し、軍政實行の責任より超越せしむるを要す」と建議せしに徴するも明瞭であつて、英・米・佛等の諸國に於ける事實上の統帥作用は我が國の獨立不羈なるに比して遙かに煩はされ勝ちである。

唯此處に注目し値するは、近時國粹運動を以て勃興せる伊・獨及革命に依て建設せられたる蘇聯邦の政治組織である。此等の國に於ては統帥権の問題等を喧しく論ずる迄もなく其寡頭強力の政治組織自體が既に統帥に必要な實行力を示してゐるので、其威力

第二節 帝國陸軍軍制の大要

一、帝國軍制の沿革

我が帝國の 皇統一系天壤と與に窮まりなく國礎鞏固にして千古動かないのは、皇祖文武の威徳を以て皇道を四海に光被し給ひしより、列聖相承け能く其道を遵守せられ、國民亦忠君愛國の念熾盛にして尙武の氣象に富み、良く 皇業を輔翼して君民一體祖業を恢弘紹述した結果であつて、我が軍制は其基礎を實に此光輝ある國體に置くものである。神武天皇の中洲を平定し給ふや、文武一途海内皆兵にして、此大權は悉く 天皇親ら之を總攬し給ひ茲に帝國軍制の基礎が確立したのである。そして日本武尊の東征、神功皇后の遠征等、皇后、皇太子の代らせ給ふことはあつたが、之を臣下に委ね給ふことはなかつた。大化の改新に及び文武始めて職を分つに至つたが兵農一に出づること尙舊の如く、次で持統天皇三年勅して全國の人民四分の一を徴して兵となして武事を演習せし

め給ふや、舉國皆兵の制は一變して徴兵となり、次で文武天皇大寶令を制定あらせらるるや軍制大に整ひ、諸國に軍團を設け其兵力十萬に及んだが、爾後昇平久しきに亙り、朝廷の政務も漸く文弱に流れ朝臣は和漢稽古の家と稱して朝要に方り、武士は弓馬の族と稱して諸國に占據し、文武全く岐れ、遂には武權武門に歸し、祖宗の垂胎し、烈聖の經營し給へる所も一時壞亂するに至つた。

源賴朝幕府を開きし以後、北條、足利氏等逐次政を執り、漸く封建の制を爲し、群雄列藩擅に私兵を養ひて遂に我が國體に戻り、祖宗の遺訓に背戻するに至つた。此間元寇の覆滅、秀吉の外征等、時に海外に我が武威を示したこともあつたが、國家的發展は殆ど見るべきものがなかつた。然るに 明治天皇維新の偉業を大成せらるるや兵馬の制亦我が國固有の舉國皆兵の本性に復し、精銳無比の國軍が建設せられ、爾來七十一年數次の外戦に連勝して皇威を宇内に宣揚し、東亞の平和を確保し以て今日に及んだ。

二、統帥權

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 建軍の様式、兵役制度

我が國軍は萬世一系の 天皇代々親しく統率し給ふ所であることは、國體、國史に徴し、且又憲法の條章に照し、炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と定められ、國軍の統帥は一に至尊の大權に屬することを明示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して編制及常備兵額の決定の大權を明にしてゐる。

三、兵役制度

帝國憲法第二十條に於て「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め以て國民皆兵の制を確立せられてゐる。蓋し千歳不磨の傳統的國民皆兵の精神は、我が國體と歴史とに淵源し、神世より我忠誠なる國民精神と共に離すべからざるものであつて、建軍の本義及國民の崇高なる道義心に基き、舉國一致、舉民皆兵、兵役を以て國民の最も崇高なる義務と考ふると同時に、忠良なる臣民の享有する無上の榮譽と爲す點にある。是を以て前掲憲法に基く兵役法に於ては、戶籍法の適用を受くる年齢十七年より

四十年迄の男子は、兵役に堪へざる者及六年の懲役(禁錮)以上の刑に處せられたる者を除くの外は凡て兵役に服することを定め、其中現役に徵集せらるる者は貴賤貧富の別なく皆家門の譽として勇躍入營するのである。

現行兵役制度の大意 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)後備兵役、補充兵役(第一及第二)國氏兵役(第一及第二)に分つてゐる。

現役兵は軍隊に入りて教育を受け戰時部隊の骨幹と爲り、豫後備兵は現役終了後郷に在つて戰時の要員たるものである。尤も、安寧秩序を維持し若は最も迅速を要する出兵等の爲めには現役兵のみを以て出動することがある。補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之を補充し、又必要に際し召集して所要の教育訓練を施す等の外、一般に國民兵と共に戰時若くは事變に際し必要に應じ之を召集して戰時の要員に充つるものである。

現役・豫備役並後備役の服役期間及現役兵在營期間

現役 二年にして其在營期間は左の如くである。

一般兵	約二年
輜重兵	概ね二箇月
特務兵	三箇月
補助衛生兵	五年四箇月
豫備役	十年
後備兵役	十年

在營年限 既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の狀態となつた。即ち日露戰役以前の三年住營制は、明治四十年歩兵の二年在營制を彩用せるを初めとして爾後逐次に他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法の改正に依り、特に歩兵にして青年訓練を修了し檢定に合格せる者は一年六箇月にて歸休せしめらるることとなつたが、現代戰の困難性と、科學進歩に伴ふ裝備の發達は、兵員の教育を益、複雑多岐ならしむるに至つたので、昭和十三年更に一般現役兵の在營期間を一様に二年と改めらるるに至つたのである。

昭和十三年幹部候補生の制度を改正し、其の修業期間を二年とし、且つ甲種幹部候補生に對しては學校教育等を施す事と定められた。

第三章 平時兵力量

陸軍軍備の必要性に關しては、既に第一章第三節「帝國々防上の立場と環境」に於て説明せる所であるが、自主的條件よりするも將た又相對的見地よりするも、我が國として、一般情勢上我が國と其主張を異にし利害反する國が東亞に使用し得べき兵力に對し、戰勝を搏するに足る最小限度の兵力を備へねばならぬ。之れ即ち國軍戰時所要兵力であつて、此兵力を練成動員し得る基礎として、平時兵力即ち國軍保有量を決定するのである。

第一節 平時兵力の檢討

保有兵力量の算定に方りて顧慮すべき條件は少くないが、大體に於て先づ對抗兵力量

を測定し、之に對して必勝を期し得る爲に必要な兵力量を決定するのである。

一、對抗兵力量の判断

我が國を繞る諸國が戰時幾何の兵力を東亞に用ひんとするかは、固より之を確知し得ず、其平時兵力に基づき、國情、外交關係、動員能力、地理的關係及輸送力等を顧慮して概ね判断し得べきであるが、此等諸國中、我が國と利害關係最も密接にして、其陸軍軍備の強大なるは蘇聯邦及目下對抗中である國民政府治下の中華民國であるから、以下假りに其數字を比べて検討しよう。

蘇聯邦は現在平時兵力として、歩兵約百〇五師團、騎兵少くも三十三師團、飛行機約六千五百、戰車七千五百、人員總數二百十五萬を保有し、現に極東蘇領内に集中せられてゐる兵員四十數萬、飛行機約一千八百戰車約千七百に達してゐるが、有事の日此等の兵力は直ちに使用せられ、更に之に數倍する兵員が續いて輸送せらるるものと察せられる。

東亞に使用せらるべき蘇聯邦軍兵力は國內の事情、歐洲の政情、西伯利鐵道の輸送力、極東地方の資源、工業力等に關すべきも、日露戰爭末期に於て露軍が滿洲の野に約百萬の軍隊を集中したことに鑑みれば（當時平時兵力歩兵六十師團、騎兵二十七師團兵數百二十四萬）到底往時の比ならざる事は火を賭るよりも明らかであり、殊に飛行機、戰車等は各々數千に及ぶものと考へねばならぬ。而かも蘇聯邦五年計畫の推移に徴するに、蘇聯邦は其編制裝備に於て著々充實しつつあるばかりでなく赤軍建設の由來と諸般の施設とに依つて、其作戰能力は日露戰爭當時に比し一段の向上を見つゝあり、更に軍事策源の東方躍進を目標とせる、大規模なる西伯利及極東建設の遂行、交通網完成への努力等は、其對外政策の積極化と共に、我が國の最も重大なる關心を要する所である。

次に目下對抗しつゝある中華民國の兵力は今次事變前に於て約二百十餘師、二百十萬と推定せられてゐた。勿論備兵である。事變勃發より南京陥落迄に約八十萬、武漢陥落迄に約八十萬の損害を蒙つたのであるが、事變途中より兵員の強制徵集を以て逐次缺員

を補充し、目下總兵力九十萬内外を有し、事變當初に比較して數に於ては約二分の一なるも、兵員の素質、裝備の低下により、戦力は約三分の一乃至四分の一に低下してゐる實情である。尙占據地域内に於ても匪賊、共匪、ゲリラ部隊等の存在するもの數十萬を算する現状である。然し乍ら國民政權及共產軍の抗戰動向並列國の對支援助等よりして、今次聖戰の目的遂行の爲益、國防の充實を必要とすることは之を確言し得るのである。

二、必勝を期するに必要な兵力量

此豫想する兵力に對し必勝を期せんとせば、數に於ても優勢を占めることが必要であるが、兵力に於て優勢を占めんとするは容易ならぬ事であるので、陸軍としては傳統的軍人精神の砥礪、訓練の精到、指揮統帥の卓越、戦法の選擇、編制裝備に對する工夫等、諸般の手段を盡して國軍作戰能力の向上を圖り、以て兵力量の劣勢を補はんと努力してゐる次第である。

併し作戰能力、訓練等にも自から限度があるので、過去の戦勝に酔つて、妥當なる比率を無視することは多大の禍根を包藏するものと云はざるを得ない。況や近代戦に於ては、軍の裝備就中飛行機及機械化の優劣が勝敗に影響することは、極めて大であつて如何に勇敢であり訓練精到であつても、舊式裝備の軍は到底近代裝備の軍の比ではないことは、伊エ戦争及今次の事變の例に見るも明である。

又一朝有事に際し、速かに戦争目的の達成を期するは、何れの國と雖、同様であらうが、我が國は其環境並國情上特に其必要が大であつて、所謂速戦速決敵を壓伏することが極めて望ましい次第である。之が爲には作戦初動の威力が強大でなければならぬ。換言すれば緒戦の勝利を確實ならしめるに必要な最小限度の兵力は、何としても整備せねばならぬ。

尙有事の際、戦争目的を速かに達成することを期することは勿論であるが、他面戦争が持久に陥ることは我の好むと好まざるとに論なく顧慮せねばならぬところであるから、國家總動員の準備に於ても遺憾なきを期せねばならぬ。

要するに、敍上の關係を考究するとき、今次事變前に於ける陸軍平時兵力が大陸方面の防備としては、甚だ不十分であつたことは明であつて、吾人は今如實に痛感せしめられてゐるのである。即ち抗日容共政策を固執する國民政府を潰滅せしめ、而も一方蘇聯の極東に於ける策動、歐米の東亞に對する野心を封じつつ東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設を冀求する帝國にありては、陸軍兵備の本格的充實は正に喫緊の要務なりと斷せねばならぬ。

第二節 帝國陸軍の平時兵力

一、陸軍軍備の沿革と其消長

明治六年我が陸軍が編制された時は、全國を通じて其平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが日清戰爭の際には七師團となり、戦後六師團を増設して十三師團となり此兵力を以て日露戰爭を迎へ、日露戰爭に際し更に十七師團に擴張せられた。日露戰爭後

露國は復讐を企圖し、著々軍備の整頓に着手し常備兵額を七十八師團とし極東軍の兵力十一師團に增強するに至つたので、我が國も之が對抗策として軍備の充實を必要とし、豫想する露軍の集中兵力及速度等に鑑み、明治四十一年平時兵力十七師團を二十五師團に擴張するの計畫を樹て、大正四年迄に二十一師團を整備した。

偶、歐洲大戰の勃發に際會し、戦局の變轉豫期し難きに至つたので、大正七年平時十二軍團(四十四師團)整備案を樹て、大正九年度より逐次實行すべく廟議決定を見るに至つたが、世界大戰の終熄に伴ふ國際情勢の著しい變化、特に帝政露國の崩壞等に鑑み、一時量的擴張を延期し、大戰の結果に基づく軍備の飛躍的進歩に即應せんが爲には、質的向上を計るを先決とし、大正九年新たに四億八千六百萬圓の豫算成立し、前よりの繰越豫算と合せ、國防充備費として總額五億六千萬圓を以て、大正十年度以降大正二十四年度迄の繼續豫算として、裝備の應急的改善充實に着手することとなつた。

然るに當時海軍も亦八八艦隊を目標とする大擴張を必要としたので、陸軍としては一

般情勢と國家財政とに鑑み、繼續費取得の優先權を海軍に譲り、陸軍の充實は當初控目とし、後年度に従ひ増加する如く協定したが、偶、大戰後の世界的不況と平和論の擡頭とは、軍備縮小、軍費節減を要求するに至り、陸軍豫算は繰延べに次ぐに削減を以てし前述の如き國防上の最小限度の應急的施設すら實施すること能はず、當局をして焦慮の極に至らしめた。

而かも爾後に於ける軍事の著るしき進歩は、益、質的向上の必要を増加するに至つたので、陸軍は大正十一年人員約五萬四千、馬一萬三千實に約五師團分の實勢力を自ら減少し、更に大正十四年に於て四師團(人員約三萬四千、馬約六千)及之に伴ふ部隊を縮小し、之に依り節約した經費を以て編制裝備の改善を圖つたが、整理當時の國家財政都合上、右改善費は更に繰延を餘儀なくせられ、十分なる改善施設を爲すこと能はず、辛うじて大戰末期の軍備に近似せる程度を以て止まつた。

要するに陸軍軍備は、其量的削減を實施し(不完全なる十七師團)質的改善未了の儘換

言すれば榮養不良の状態を以て滿洲事變に遭遇した。

本事變の發生に伴ひ、我國四圍の國際情勢は急轉し國防充實は一日も忽がせにすることが出来なくなつたので、十數年間放棄せられてあつた國防上の大缺陷を先づ應急的に補整せんとし、昭和七年時局兵備改善案を立案した、之が爲には取敢ず五億數千萬圓を必要としたが、財政の都合上、已むなく大正十年以降の既定繼續費の殘額三億數千萬圓のみを繰上充當し、概ね昭和十年迄の繼續事業として、在滿兵備の充實、裝備一部の改善等應急の整備を實施し、尙前記時局兵備改善を補綴する爲、昭和十年から航空防空緊急充備計畫の實行に著手し、又昭和十一年から作戰資材追加整備の爲六箇年四億圓を計上すると共に、五年計畫を以て兵備一部の改善を實施することとし焦眉の急に應じた。

二、常備兵力

今次事變勃發當時國內に保有せられてゐた常備兵力は約十七師團及若干の獨立部隊であつて、其總兵力は約二十五萬であつた。

三、本格的充實の急務

陸軍軍備の消長前述の如くであつて、陸軍としては滿洲事變勃發後當然軍備の根本的改編に着手するを必要としたが、當時情勢の前途豫測し得ないものがあつたので、國力が中財力に相當の弾力性を保持せしむる爲、軍事費の増加にも適當な制約を加へる必要があり、又對外的には、蘇聯邦の軍備、就中其極東軍備の増強も今日の如く甚だしくなく、加ふるに蘇聯邦内外の一般情勢は、其對外戦争の強行を制肘するものがあつたので、陸軍としては最小限度の彌縫的處置、即ち如上の時局兵備改善案、兵備改善五年計畫及作戰資材整備六年計畫等に依る、全く其日暮し的な改善に留めざるを得なかつた次第であつた。

然るに其後蘇聯邦に於ては五年計畫の遂行に伴ひ國力著しく進展し、又其對外情勢も有利に轉換し、軍備亦益々急激に擴充せられて底止する所を知らず、就中航空兵力及極東兵備の増強顯著で、彼我の懸隔を著しく増大するに至り、現状を以て推移せんか、蘇

聯邦極東交通施設の飛躍的向上と相俟ち、我が國防の前途寒心に堪へぬものがあるに至つたので、陸軍は昭和十年十二月以來、其本格的充實計畫の立案に着手し、昭和十一年七月漸く其大綱の決定を見た次第である。

此新軍備充實計畫は、既述の如き我が國を繞る國際情勢、特に最近急激に表面化した蘇聯邦の武力行使も辭せない積極的東方政策に對し、軍備の均衡に依つて戰禍を未然に阻止し、克く日滿兩國共同防衛の實を保障し、東亞永遠の平和を確立すべき恒久的軍備を建設せんとするものであつて、其骨幹たるべき大綱を擧ぐれば

- 一、航空兵力の増強
- 二、在滿兵備の増強
- 三、右二項に應ずる補充、教育、動員、補給等の軍政的諸施設の擴充
- 四、作戰資材の整備

である。

抑々在滿部隊は、平時にあつては國境守備、國內治安維持等に任じ、戦時にあつては、戦争初動の前衛的任務を擔當するものであつて、之が緒戦の勝敗は、爾後の戦争指導は固より、在滿諸民族の動向をも左右するものであるから、其任務達成に遺憾なからしむるの兵備を必要とするものである。

然るに現在では、我が陸軍の全兵力にも匹敵する在極東蘇領の蘇軍部隊に對し、我が在滿兵力は餘りにも寡少であり、而も其大部は治安肅正工作の爲、全滿の廣大なる地域に分散して非戦闘的態勢に在るに反し、彼は既に戦略展開を完了して居る状態であり、然も國軍主力は目下支那に出動しあり靜的方面の力は、政略上の見地からしても、戦略上の見地からしても、まことに危険なる状態にあるものと謂はねばならぬ。

又制空權の掌握が爾後の戦争指導を左右すべき將來戦の特質竝現在蘇聯邦空軍の増強に鑑みると、我が空軍擴充及要地防空の重要なことは詳言を要せない所で、將來戦に於て一國空軍の充實如何が戦局の終局に如何に決定的重大影響を投すべきやは、今次事

變に徴するも餘りにも明かなる事實である。



第四章 軍の裝備

第一節 近代陸軍裝備の趨勢

一、世界大戰に依る裝備の發達

戦闘の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下的部分を形成するものであるが、裝備劣れる軍隊は假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐることに困難なるに立到つた。

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戰に於ては參加列國各々其國運を賭して戦つた關係上必然的に裝備の長足なる進歩を齎した。即ち戦費として投せられた莫大の國費に依て、新戦用資材、特に新兵器の考案・研究・製造に全力を盡されたる結果、航空機・戦車・

化學戰に伴ふ各種資材、長射程砲等の出現を見、又在來の火砲・銃器・通信器材其他、あらゆる戦用資材が劃期的進歩を遂げたのである。此間平時状態に在つた我が國軍の裝備が自然に取残さるる結果となつたことは亦止むを得なかつた所である。

加ふるに列國陸軍は、戦後益々競うて新兵器の研究と裝備の改善とに努力せる結果、其編制裝備は更に改善せられ、今や劣等裝備の軍隊は戦場の優勝者たるを得ざるに至つた。

二、近代の裝備の内容と其趨勢

近代の裝備の内容は大體、火力裝備、機械化裝備、航空及防空裝備、化學戰裝備の四種に分類することが出来る。

イ、火力裝備

火力裝備とは輕、重機關銃、各種歩兵砲、各種機關砲、擲彈筒、火砲特に重砲等、各種の威力大なる火器を増加して、小は分、小隊より、大は師團、軍團に至る迄、夫々火力を最大に發揮し得る如くするを目的とするものであつて、列強は前述の如く世界大戰に於

て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果何れも優秀なる裝備を有し、而も戦後引續いて之が充實改善に努力してゐる。

今參考の爲各國野戰師團火力裝備の概況を比較すれば左表の如くである。我が軍は輕機關銃に於ては列國に近きも、其他に於ては尙多大の遜色がある。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

區分	輕機關銃		重機關銃		平射歩兵砲	曲射歩兵砲
	師團總數	當り	師團總數	當り		
蘇聯邦軍師團	約 三〇〇	約 三三	約 二〇〇	約 二〇	五〇	(對空・對戰車用を含む)
佛軍師團	約 三二四	約 三六	約 一四〇	一六内外	九	一八
米軍師團	約 一、三〇〇	約 一〇八	高射約 二七〇	一六内外	四二	三二
英軍師團	約 三一八	約 二六	高射約 三〇〇 對戰車機關銃約 五〇	一六内外	未詳	未詳

野 砲	約 (聯隊砲を含む)	三〇	最小限	三六	四八	輕榴彈砲	五三
	野 戰 重 砲	約	二七	一六	二四	一八	一五

備考
一、師團内歩兵大隊数は蘇、佛九、米、英一二である。
二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、其等の数の師團に對する比率は不詳である。

ロ、機械化裝備

大戰間火力裝備の發達並陣地の鞏強化に伴ひ、各國は装甲に依る火力の損害輕減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つた。

即ち機械化裝備は、戰車・装甲自動車・自動車砲兵・牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、耐火力性と機動性を増加し、更に進んで、右兩目的を具備せる装甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團を創設し、以て近代戰闘の要求に應せんとするものである。

列國中特に本裝備に力を注いで居るのは英・米・佛及蘇聯邦であつて、其の現況は概ね左表の如くである。我が軍に於ては鋭意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情である。

列國機械化裝備比較表 (附表其二參照)

國別	戰車	装甲自動車	機械化部隊に關する傾向
英國	約 三五〇	約 一、二〇〇	軍全般に亘り一部を機械化しあり、近く機械化する騎兵師團・戰車師團の出現を見るべし。
米國	約 五〇〇	約 二〇〇	騎兵一旅團・野戰砲兵一聯隊を機械化しあるの外、近く五箇年計畫を以て更に軍の機械化の促進を企圖しあるもの如し。
蘇聯邦	約 七、五〇〇	詳細不明なるも相當多數を有す	機械化師團・獨立機械化旅團・同聯隊等十數箇あり、其他軍全般に亘り機械化せられ師團の大部は固有機械化部隊を有す。
佛國	約 一、五〇〇	約 二〇〇	
獨逸國	不詳	不詳	
伊國	約 一、一三〇	不詳	

ハ、航空及防空裝備

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀 軍の裝備

第五章に詳述する。列國軍の比較 附表其二參照。

四〇

ニ、化學戰裝備

化學戰裝備とは、毒瓦斯・燒夷劑・發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威力を増加せんとする裝備を謂ふのであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。

毒瓦斯禁止の條約と各國の見解 毒瓦斯の兵器的使用は西歷一八九九年の海牙條約に依つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戰間、對手國が使用せりとの口實の下に、參戰各國悉く之を使用したのみならず、航空機、戰車と共に戰場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。

戰後、一九二一—二二年の華府會議に於て、日・英・米・佛・伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしも、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戰鬥手段より遙に人道的にして危

險少く且經濟的なりと稱し、爾來其の施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦、華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の參戰の場合には效果なきを以て、敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英・米就中米國に在りては、催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重要なものなるが故に、之をしも戰用に供することを禁止するは却て非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意嚮を有し、國際軍縮會議専門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其の他佛・獨・伊は固より、波蘭・西班牙、チエツコスロヴァキア・羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する觀念は自から窺はれる次第である。

殊に、隣邦リ聯邦が華府會議に於ける協定に参加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、化學戰に任ずる専門部隊を有するのみならず、一般部隊も小單位部隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

各國化學戰準備の施設 各國は、敍上の如く、毒瓦斯が戰時に於て必ずや、用ひらるべきことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其性質上表面的には多く喧傳

せられぬが、實際の研究は眞に眞剣深刻なるものがある。

其施設は、各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの外、他面に於て毒瓦斯の平時用途を奨勵助長し、盛に化學工業の發達を促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其の關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我が國民の想像も及ばぬ處である。

細菌戰 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より條約に於て禁止されて居る處であり、又人道上よりも默視し難い處であるが、世界大戰の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり、又近來隣邦中に特に此方面の研究準備に力を用ひある國もあるから、吾人は之に對しても無防禦であつてはならず、十分なる研究準備を整へて萬一の日に悔を貽さぬの用意が必要である。

第二節 帝國陸軍の裝備

世界大戰の渦中に投ずるを免がれた我が陸軍が、戰後、裝備に於て列國に後れたるは蓋し自然のことであらう。爾後國防用兵上の要求と國家財政上の考慮との間に在りて苦慮克く屢次の軍備整備を行ひつゝ、銳意裝備の改善に努力したのであるが、其進度たるや眞に遅々たるものがあり寒心に堪へぬ次第であつた。偶々我が國を繞る國際情勢の切迫は軍の裝備の現狀に満足するを到底許さざるに至り、昭和八年以來國民全般の協力に依て時局兵備改善案に基く作戰資材の整備を開始した。

然し乍ら世界大戰以來生じたる懸隔と、隣邦軍裝備の異常なる進歩とに因り、我が朝野に熱誠溢るゝも充實力之に及ばず我が裝備の現狀は列強に比し甚しく見劣りするのである。従つて一日も早く、少くも隣邦に拮抗し得るの域に達せしむることが肝要である。

第五章 航空及防空

近代戰に於ける航空部隊の威力は絶大にして、之が充實の如何は直こ以て戰爭の運命

を左右するばかりでなく、之が存在の事實は平時に於ける外交折衝にも微妙なる影響を與へんとして居る。一九三五年春獨逸の空軍再建の爆彈的宣言、英、佛の急速なる空軍擴張、米國陸軍航空の增強、英國及蘇聯邦の「空軍二箇國標準」主義の採用等々、今や世界を擧げて空軍々備競争時代を出現したるかの觀がある。

我が國に於ては、昭和十年度に於て航空及防空一部の增強を策せられ、昭和十二年度以降本格的に擴充せらるゝ事となつたのであつたが、折しも今次事變の勃發を見、北、中南支に活躍しつゝ、而も北方に對し常に備へることの必要に迫まれてゐるので、之が充實は實に現下の急務である。

而して本件は單に飛行機數の増加のみならず、航空事業の統一發展、特に航空工業の確立を期する爲最も有力なる中央行政機關を設けること、航空に關する技術の飛躍的發展を期する爲大規模なる航空研究の施設を行ふこと、有能なる技術者及従業員を養成することが必要であつて是非共萬難を排して其の完成に努めなければならぬ。然らざれば

は將來何時迄も歐米の後塵を拜するの域を脱することが不可能である。

そして又、斯の如き措置を講じて置くことが一面軍備の經濟的維持上からも極めて有利なのである。

第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性

世界大戰を契機として、航空機は異常の進歩を見せ、列國は戰後競うて其發達を圖り、其數及威力を増加して、空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實であるが、近時其技術と用法の進歩が航空隊をして其独自の威力を以て敵國深く重大な役割を演せしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し、空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

加ふるに地上兵力に比較して、航空部隊は出動迅速、兵力の集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來戰が空より開始さるべきこと、制空權の獲得如何が爾後の戰爭

の勝敗に重大なる影響を與ふることを豫想せしむるものである。

四六

而して、航空隊の戦闘力には、機械力の影響を多分に加味して居り、且つ地上兵力の場合と異り其全兵力を所望の地域に集中すること極めて容易であるから、航空兵力に関する限り、質に於ても、數に於ても、常に十分の勝算あるだけの整備充實を必要とすることは、議論の餘地無き所である。

特に在滿航空兵備並に支那に於けるこれが増強は、日滿共同防衛の重責から論ずるも、將た滿蘇國境を環る尨大なる蘇聯空軍の威壓的配置の事實より見るも喫緊の要事たることは誰しも認むる所である。

第二節 防空の重要性と其施設

列國航空機の進歩發達は駸々として停まるところなく、戦闘機は時速五百七、八十浬を突破し爆撃機は搭載量八噸を超過せんとして居る。而して列國は此等性能の向上と其

の數の増加に力め、蘇聯邦の如きは極東のみに於ても約一千八百の飛行機を有し、其の内には超重爆撃機約百を始めとし、多數の重爆撃機を有し、殊に其の大部を沿海州特に其の南部に配置してゐることは帝國の防空上特に注意を要する所である。加之「アラスカ」、支那及太平洋等に於ける列國航空勢力の進展は愈々防空の必要を痛感せしむるに至つた。

防空の一般の要領は既に世人の熟知する所であるから此處には省略するが、最近に於ける我が國及列國の防空要領に就ては更に一言を要するものがある。

往時は防空即ち要地防空であつて、例へば東京・大阪等の如き要地のみを防護するを以て足れりとしたが、今や防空は要地のみならず其の他の市町村に於ても之を必要とするやうになつた。蓋し從來は、要地防空の爲には要地の外周約百五十浬の範圍に防空監視網を構成し燈火管制を実施すれば可なりとして居たのであるが、之は數字上の原則であつて、實際に於ては此等の要地を完全に秘匿せんが爲には更に遠方の市町村を秘匿す

るを要する。例へば、東京を秘匿せんとすれば水戸・新潟・直江津・仙臺・青森等を秘匿するを要し、水戸・仙臺等を秘匿せんとせば夜間其の附近一帯の燈火を管制するを必要とし、結局東京を秘匿する爲には東日本悉くに燈火管制の行はるゝを要することゝなる。防空監視に於ても、出来るだけ前方に防空監視哨を配置するに努め、敵機發見を速かならしむるを有利とする。以上は東京に就ての觀察であるが、大阪・北九州等に關しても同様であるから本邦主要地防空の爲には全日本の防空を必要とすることゝなるのである。

又空襲は主要要地に對してのみ行はれるものではない。歐洲大戰の際倫敦に向つた獨逸飛行機の大部は「ドーバー」・「マーゲート」等最も獨逸の飛行根據地に接近せる小都市に對して爆撃を行つた。之は主要要地への途中にある市町村が試しの爆撃や又は歸途に就いた敵機の自暴自棄的爆撃を受くることを物語るものである。従て要地以外の市町村も防空の準備と訓練とを整へて置くことが肝要である。

勿論、軍は防衛司令部を設けて防空の統制を行ひ、師團は其師管の防空を實施し、主要なる地點には高射砲、照空燈、聽音機、飛行機、氣球等を配置されるが、此等軍の擔當する防空に加ふるに國民自自行ふ防空が極めて必要である。國民自自行ふ防空とは、航空機の來襲に因り生ずべき危害を防止し、又は之に因る被害を輕減する爲、陸海軍の行ふ防衛に則して陸海軍以外の行ふ燈火管制、消防、防毒、避難、救護竝此等に關し必要なる監視、通信及警報を謂ふものであつて、一昨年防空法及關係法令が制定され、其の體系が明らかにされた。

即ち軍の防空部隊を配置されると否とに關はらず、都市竝に地方の狀況に應じ、前記の中必要なるものに付措置を講じ、以て陸海軍の行ふ防衛に則し之れと一體となつて國家防空の完璧を期することが必要である。

獨逸は昭和十年三月再軍備を宣言するに方り、何時敵の空襲を受くるも之に對し得る如く防空の準備を整へた。従て防空就中國民防空に徹底し、國立防空學校の設立、教官要員の養成等防空施

設に於ては列國中最も周到なるものがある。佛國は獨逸の再軍備に對し直に空軍の大擴張に移り英國も亦空軍の擴張に努める一方内務省に空襲警備局を新設し、本格的防空に著手した。波蘭は蘇・獨兩國の脅威を受け軍防空の充實に努むるのみならず、軍事補助勤務法を制定して國民防空の完備に餘念がない。尙、獨・佛・「チエツコスロヴァキア」の三國は防空法を制定して之を公布して居る。蘇聯邦に於ける防空施設は更に徹底してゐる、一般市民には強制的に防毒面を購入せしめ、屢々防空演習を実施して之に關する諸規定及施設等は平時から完成されてゐる。特に極東方面主要地には、平時から高射砲、照空燈等が配置されてゐて、防空演習の如き殆ど毎月一回位の割合で實施してゐる有様である。

第三節 列國の民間航空

一、一般の趨勢

民間航空が、戰時に於て航空軍備の準第一線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず民間航空の發達指導に大なる力を用ふる所以も亦此處にあるのである。現に歐米各國が目下採用しつつある軍事航空政策を見るに、其手段方法に至りては夫々の特色を

示しあるも、平時大いに民間航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依つて、空中勢力の充實擴大を容易ならしめんとするの方針に於ては、各國何れも其の軌を一にして居るのである。

各國の執れる其の政策の實情は第二篇に述ぶるが、就中、蘇聯邦の國防飛行化學協會制度並民間航空機の構造に關する統制政策、又會て軍用航空を禁止せられたりし獨國が民間航空に依て戰時航空勢力を形成しありしが如きは、特に注意を要するものである。

二、列國航空勢力の海外進出

列國は自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戰時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略及戰略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るが、就中

- 1 平時の定期航空路は戰時の作戰航空路として、航空兵力の移動に大なる價值を發揮すること

例へば、蘇軍の在歐航空兵力は、西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集

中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直に戦時に於ける極東進出の足場となるであらう。

- 2 其の飛行場及諸施設は、有時の日直に航空部隊の根據地と化し得ること、從て、戰略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること
- 3 特に、支那に於ける各國の航空施設は、我が國防に對し戦時に當りては意外なる脅威を與へ得ること

本項に就ては、今回の日支事變に於て蘇聯邦軍用機の活躍に依りても明かなる事柄である。等は、我が國防上特に注意するものである。

第四節 帝國の航空、防空及民間航空

一、航空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも、今

次事變當初迄はなほ飛行十聯隊(別に滿洲に飛行若干隊を置いて居る)に過ぎなかつた。昭和十年の航空防空緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが、之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較すると尙著しく遜色があり、現狀を以てしては國防の安固を期するに十分とは云ひ難い状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつゝあるのであるが、我が陸軍に於ても連続不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して優秀なる新鋭機を現出せしめつゝある。航空機製造工業も官營・民營共に其の技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられ、今や飛行機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其の製造能力も從來平時の需要を充足し得るの狀況であつたが、今次事變に於て著しく其の能力を向上しつゝある。而して發動機製造技術の未だ獨創的境地を開拓するに至らないのは甚だ遺憾であるが、此の方面に向つても軍民を擧げて研究に努力して居るから、名實共に我が國獨特の發動機の現出するのも遠き將來ではあるまいと思ふ。最も歐米に於ける航空機工業の駁々たる發達に比するときは尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戦時に於ける製造能力に想到するときは、平時に於ける工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて、尙平戰兩時に於ける需要量の調和に就いても當局

としては頗る苦心して居る。尙内地製造に係る航空機の價格は逐年低下しつつあるも、製造權・原料其の他生産量の關係等に因り未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、其の發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる狀況である。

二、防空

昭和十一年防衛司令部の新設、高射砲聯隊の増設等あり、防空指揮機關と人員養成機關とは新設せられたが、防空資材の整備に於ては未だ十分でない。而して此等軍防空の充備に伴ひ併せて必要なるは國民防空心の向上である。之が爲既に防空法が制定され茲に國民防空に對する基礎確立し、今後は愈々防空施設を促進し、防空訓練を実施すると共に、更に防空學校の如き防空教育機關を創設して防空の深刻なる研究と教官の養成とを行ひ、一般國民に防空教育を普及することが急務でわる。

三、民間航空

我が國の民間航空は、歐米各國に比して格段の差異があり、航空輸送の如きも、其の主なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連と、臺灣及北海道線の二線又ローカル線として東京—富山、東京—新潟線等を有し、又東京—新京間の日滿連絡線を完成し、稍々活氣を呈せるも之を世界空路に比較せば未だ極めて貧弱なものと云はねばならない。而して北鮮線を速に開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

其他、民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等我が國の民間航空には近き將來に於て根本的の改革を加ふべきもの多く、遞信省立案に係る民間航空振興政策の遂行に多大の關心と期待とを繋いで居る。

滿洲に於ては、昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、同年十一月以來新義州・奉天・新京・哈爾濱・齊々哈爾・滿洲里・大黒河等の主要都市間に定期航空が実施せられ、又今次事變以來事變地との間に所要の航空路を整備し、大なる活躍振を示して居るのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿支の航空連絡は遂次完成され、旅客は勿

論、郵便物、貨物等の輸送に新紀元を劃しつゝある。

今後は益々官民協力して、國內民間航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。

第六章 國家總動員施設

第一節 國家總動員の概念

一、國家總動員の意義

國家總動員とは有事に際し國防目的達成の爲、國の全力を最も有效に發揮せしむるやう、一切の人的、物的資源を統制運用するのを謂ふのである。

此處に人的資源と謂ふのは單に人員のみならず、人間の有する精神力、技術能力及勞働力等の一切を含む意である。

二、國家總動員の必要

近代戰の特色は國家總力戰である。即ち往時の戰爭は武力戰が大部分を占め、武力戰の勝利者は即ち戰爭の勝利者であつたが、近代戰に於ては武力戰は戰爭の一手段となり、之と併行して激烈なる經濟戰、思想戰、政略戰等が行はれ、此等の戰に於ても敵を壓倒するに非ざれば戰爭に最後の勝利を得る事が出来なくなつたのである。蓋し近代戰に於ては使用兵力は著しく尨大となり、裝備も科學的、機械的に優良複雑となつて來たので之に要する物資並經費は莫大なる額となり、従つて此の軍需を完全に充足すると共に國民生活を確保する爲には經濟の動員を必要とし、又戰爭規模の増大に伴ひ國民の受ける打撃は益々増大して來たのみならず、戰爭は持久に陥り易い特性を有するに至つたので、國民の思想動員が必要となつて來た。尙近代戰爭の特色は一國對一國の戰爭に止まらず、利害關聯せる數國對數國の戰爭に陥り易いので外交戰は特に重要視せねばならぬのである。故に此等の戰に勝利を得る爲には兵員の大動員は勿論、國家は總動員を行ひ、一國の全智全能を發揮し、其の有する人的、物的、有形、無形の凡ゆる戰力を舉げて戰

争遂行に集中する事が緊要であり、國防資源に乏しい帝國に於ては之が研究準備は一日も忽にすべからざる所である。

三、國家總動員業務の内容及施設

國家總動員の包括すべき範圍は頗る廣汎であつて國家の全部面に互るものであるが、其の主要なるものを擧ぐれば精神動員、人員動員、産業動員、財政金融動員、交通動員、科學動員、情報宣傳、警備等がある(其等の詳細は第二節參照)、而して之が計畫及實施の機關としては、各國共行政各省をして夫々の部面を擔任せしむる一方、別に之を統轄する爲專任の一機關を設けて居るものが多い。我が國の企畫院英國の帝國國防委員會、佛國及チエツコスロヴァキアの最高國防會議、米國の國防諮問會議等が之に該當する所のものである。

尙總動員の實施は國民の諸權利に對する所要の強制力を伴ふの要ある爲、特種の法令の制定若は準備を必要とするのであつて、我が國に於ては昭和十三年四月國家總動員法

が公布せられ現に一部實施中の事は周知の通りであるが、佛國に於ては一九三八年七月戰時國民一般組織法を、伊國に於ては一九二五年六月戰時國家組織法を、一九三一年十二月には右の組織法を詳細に規定した戰時規律に關する法律を、チエツコスロヴァキアに於ては一九三六年五月尤大なる内容を有する國家防衛法を、又米國に於ては一九二〇年六月國防法を夫々公布施行して居り、此等諸國の法令は我が國の國家總動員法と同一目的の爲に制定せられたものである。

四、國家總動員準備の平時に於ける寄與

元來國家總動員の必要は戰時を目的として生じた事は既述の通りであるが、其の施設は平時に於ても國力を増進するの見地に於て國家に大なる寄與を爲す處があるのである。蓋し其の計畫の進捗に伴ひ國防重要産業の振興、過剩資源の消化、代用品の研究等を促進すると共に、延いては巨額に上る軍需品の死藏を節約し、更に必要なる經濟統制を行ふ等平時より國家の經濟的發展に貢獻するのみならず、國家總動員意識が與へる國

防の認識と、精神動員準備の爲に起される國民精神作興運動とは、國民の思想上に著大な精神的寄與を爲すからである。

第二節 帝國の總動員準備施設

一、通説

帝國は日清、日露の兩戰役に於て國運を暗して戰つたが、一般國民は單に精神動員に止まり、所謂國家總動員を實施した事はない。然るに世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられて、總動員準備の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し、更に之を擴張して國勢院を設立し、次で之を廢止し、昭和二年新に資源局を設立して帝國總動員の基礎を確立したのであるが、支那事變の遂行中、昭和十二年十月企畫廳と合併して企畫院となし今日に及んだのである。而して今次事變に於ては平時計畫に基き其の一部を實施したのであるが、その概要は第三節に於て述べる事とする。

今帝國總動員準備施設の極めて概要を説述すれば次の通りである。

二、國家總動員の準備機構

(一) 平時機構

國家總動員業務は殆んど國政の全般に關係を有して居るので、一省一局の到底專掌し得る所ではない。故に關係各廳に於て分掌するのを至當とするが、各廳間に於ける業務の調整統一を圖る爲特別に中央統轄事務機關を設くる必要がある。又業務の本質に鑑み廣く衆智を集め、舉國一致を期する爲別に官民合同の諮詢機關を設置することが緊要である。

總動員準備機關の體系、組織、任務等の大要を述べれば左の通りである。

1 總動員準備機關の體系

國家總動員の準備機關は中央機關及地方機關より成り、中央機關は之を統轄事務機關、諮詢機關及執行機關に分ち、地方機關は現在の地方諸官廳をして兼ね

しめてある。

2 中央機關

統轄事務機關(企畫院)

中央に於ける總動員業務の統一に任ずる爲に内閣に企畫院が設けられてある。企畫院は内閣總理大臣の管理に屬し、國家總動員計畫の策定及遂行に關する各廳事務の調整統一を圖ると共に、平戰時に於ける綜合國力の擴充運用に關する事務を管掌するのである。企畫院には專任職員の外關係各廳高等官中より參與及事務官を兼任せしめ、又學識經驗に富む者を以て委員を命じ國家總動員業務の向上進歩を期しつゝある。

情報宣傳に關する業務も總動員業務の一部たる關係上企畫院に於て統轄する主義には何等變化ないが、其の業務の特質上別に一機關(内閣情報部)を設け各廳事務の連絡調整と各廳に屬せざる事項の處理とに任せしめつゝある。

諮詢機關(企畫審議會)

諮詢機關として企畫審議會が設けられてある。

企畫審議會は内閣總理大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて平戰時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要事項を調査審議する。尙右の件に關し内閣總理大臣に建議する事が出来る。企畫審議會は總裁一名、副總裁一名、委員若干名を以て組織し、必要ある時は更に臨時委員を置く事が出来る。總裁は内閣總理大臣、副總裁は企畫院總裁を以て之に充て、委員及臨時委員は内閣に於て之を任命するのである。

執行機關(關係各廳)

事務の執行は原則として當該資源の關係廳が之に任ずる。

3 地方機關

各廳に隸する現在地方機關之に任ずる。

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀 國家總動員施設

(二) 平時法規

1 國家總動員法

國家總動員の準備及實施に關する法律としては、軍需工業動員法があつたが、本法は軍需品の整備を目的とするのであるから、國家總力戰の今日、法のみでは不十分であるので、支那事變中、昭和十三年四月軍需工業動員法を廢止して國家總動員法を制定し、軍需品整備の外國民生活の確保、其の他一般政務の圓滑なる運用を圖るに至つた。

本法は右の見地に基き軍需工業動員法の内容を悉く包含する外廣く一般の勞務、物資、事業、施設、資金等の統制運用並著作出版の制限、諸計畫準備、試験研究等に關し新に規定し、又内容を擴充せられてある。

本法には戰時にのみ發動し得る部分と、平戰時を通じて發動し得る部分とがある。前者に屬するものは人員、物資、資金及施設の動員並事業の組織、價格

統制、言論一部の統制等に關する事項で、後者に屬するものは國民の登録、技能者の養成、物資の保有、事業計畫の設定及演練、試験研究、事業助成、補償、報告、立入検査、國家總動員審議會等に關する事項である。

2 資源調査法

本法は政府に人的及物的資源の調査の爲、個人又は法人に對し必要なる報告又は實地申告を命じ得るの權限を附與したもので、之が施行の區域は内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に及んで居る。

3 資源調査令

資源調査法に於て資源調査の範圍、方法、其の他必要事項は勅令に依て定められることになつてゐるので、本令は資源調査法施行に關する内閣總理大臣の統轄權、各省大臣の行ふ調査事項、時期等を規定せるものである。

4 各省令

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

内務、商工、逓信、鐵道、厚生等の諸大臣は各擔任の調査に必要なる省令を定め實施の細部を規定してある。

5 其他

各種の事業法、増産法、開發法、統制法等皆國家總動員の關係法規で、此等に基き資源の増加並に統制を圖りつゝある。

三、國家總動員業務の概要

イ、精神動員

精神動員は國家總動員の根柢を爲すものである。

即ち戦争は人生最大の悲惨事たるのみならず、國家の興亡を決する重大事であるから之を遂行する爲には國民の鞏固なる團結は緊要無二の要件である。戰鬥の勝敗が軍の精神的要素に支配せらるゝ如く、戦争も亦最後の決は國民の結束力と、繼戰意志の強否に依て決せらるゝ事は古來戰史の實證する所であつて、彼の世界大戰に於ける露國の崩壞

や獨逸敗戰の歴史は軍に戰鬥力があつても、國民の戰意が喪失したならば遂に其の國家は敵の軍門に和を乞ふの外道無きを如實に物語るものである。故に開戰に方つては戦争目的に鑑み國民に對する指導精神を確立し、其の進むべき方向を明示して、國論を統一すると共に、敵國の宣傳を防止し、又空襲及謀略等に對する脅威除去、生活必需品の配給、國民保健並遺族及傷痍軍人に對する扶助救護等の諸施設を完備し、且其の實施を適切ならしめ以て國民生活に安定を與へ、鞏固なる國民的團結を完成する事が必要である。戦争が長期に互る場合に於ては特に注意を要する所である。

我が國は過去數度の戰役並事變に於て、所謂國家總動員は意識的に實施した事はなかつたが、精神動員は毎回完全に行はれ、國民的團結の力を以て能く難局を打開し、以て今日の大を爲したのである。

帝國は比類なき國體と建國精神に立脚し、鞏固なる精神的團結を結成して居るが、其の國民性は熱し易く冷め易く、而も長期の艱難に對し、堅忍持久の試練に乏しいので、

戦争一度長期戦に陥らんか、戦争繼續に依る國民生活の壓迫は時として鞏固なる結束に動搖を生ずるの虞なしとしない。之が爲平時より誤れる思想を排除し、各種の方策を講じて日本精神を鼓吹すると共に社會政策を徹底し、國民をして其の所に安せしむるは勿論、戦時崇高なる國家觀念に基き、小我を捨て、大我に就き、喜んで國家の統制に服せしめなければならぬ。

ロ、入員動員

現代の戦争は規模が非常に大きいので、極めて多くの兵員を要する事は言を俟たない所である。之を數字で示せば日露戦争に於ては日本は百萬の軍隊を動員したと言はれて居るが、世界大戦では英國が八百六十五萬、佛國が八百四十萬、露國が一千二百萬、伊國が五百五十萬、獨國が一千百萬、奥洪國が六百五十萬の兵員を夫々動員し、十六歳から六十歳迄の男子百人中戦役勤務に服した者が英國五十四人、佛國六十人、伊國四十七人、獨國六十人、奥洪國六十四人で平均五十七人と稱せられて居る。近代戦に於ては斯くの

如く多數の兵員を必要とする外之に必要な兵器、彈藥、機械、器具、被服、糧食、衛生材料、獸醫材料等を製造し、又之を輸送する爲に極めて多くの人員を必要とするのである。

將來戦に於ては軍動員、軍需動員、總動員の爲斯くの如く莫大なる人員を必要とするので、平時の如く各人の自由意思に依る就職のみでは量的、質的に到底所要を充す事は出来ないで、戦時人員資源の配當に關しては大規模の統制を必要とするのである。即ち先づ兵員を完全に充足すると共に科學者、技術者、船員、職工、坑夫等の移動及就職を規正し、此等の不足に對しては急速養成の處置を講じ、以て軍需品の供給並國民生活に遺憾なからしめ、且適材を適所に配置して全能力を發揮せしむる事が必要である。

人的資源は總ての基礎を爲すに拘らず、古今東西を通じて凡そ一番遅れて居るのが人の問題である。故に假令立派な機構、法令が出来、又結構な生産計畫が成立しても仲々實效が擧らないのである。併し斯くの如き状態に放任することなく、平時より少くとも

人員統制の準備のみは確立し、必要に際しては直ちに所要の人員を充足して國防に遺憾のない様豫め準備を整へて置く必要があるのである。

日本に於ける人員統制の法律としては古きは徵發令、新しきは國家總動員法のある事は周知の通である。

徵發令は明治十五年太政官布告に依るもので、徵發し得るものは陸海軍官憲のみで、徵發せらるべき者は人夫、職工、坑夫、洗濯人の類に限定せられて居り、國家總力戰の今日甚だ不十分なるを以て國家總動員法には帝國臣民の總てを完全に織込まれたのである。

我が國の人口は相當多く、人的資源に恵まれて居る事は大に強味とする所であるが、總動員、軍需動員の計畫を樹て、見ると思ふ様に人が得られないのである。故に人員動員に於ては現在する人員を如何に統制運用するかを研究すると共に、將來の爲優良なる日本人を澤山生産する事に努め、又新附の民を最も有利に使用し、相携へて國防を完か

らしむる様平時より十分の研究準備を必要とするのである。

ハ、馬匹動員

軍機械化の趨勢にも拘らず戰時頗る多數の軍馬を必要とすることは云ふ迄もないが、國內産業維持の爲にも亦夥しき多數の馬を必要とするから、平素に於ける馬資源の涵養は極めて緊急事項である。之が爲過般日滿を通ずる馬政國策を樹立して内地、外地及滿洲を通じて馬の生産及分布の調整を圖り、又今次の事變の經驗を基礎として内地馬政計畫を改變して、劃期的に馬産の振興を促することゝなつたが、將來之が實效を收むる爲には朝野一致の努力を要するものと認める。

ニ、産業動員

平時産業は國民生活を主體とするが、戰時産業は軍需充足を以て第一義とする。即ち戰時の軍需は極めて尨大で、其の全部を平時から貯藏して置く事は如何に富める國と雖も國家經濟が之を許さないばかりでなく、必ずしも得策ではない。而して戰時軍需の全

部を軍自體に於て生産する事は之亦不可能であるから民間産業を統制し、必要に應じ工場事業場の新設、擴張、轉換を行ひ、又は之を管理し、使用し、收用して軍需の充足を完全ならしむると共に、國民生活に必要な物資の生産を確保する事が緊要である。而して之が轉換を容易ならしむる爲には平時より戦時經濟の根基を確立し、平戦兩時の産業政策を調和し、戦時に於ける軍民の需要を満足せしむる準備を完成し置く事が必要である。

不足資源に對しては速に生産増加を圖ると共に、節約、回收、代用品の利用等に努め、尙爲し得る限り輸入に依り補填するも、極めて重要なるものは所要量を平時より貯藏し、之が配給に關しては強度の統制を必要とする。

貿易に關しても所要の統制を加へ、總動員上必要なる物資の輸入を促進すると共に大いに輸出を奨勵し、輸入の爲の決済資金の獲得に努めねばならぬ。

以上の如き統制を行ふ爲には愛國心に基く國民の犠牲的精神に俟つ事勿論であるが、

之が爲受くる損失に對しては所要の補償を行ふと共に、失業者に對しては之を救済するの途を講じ、以て國民生活に破綻を生ぜしめない事が肝要である。

尙帝國の産業動員に關しては特に左記諸點に著意する事が必要である。

1 帝國の總動員は軍需優先を徹底せしむる事

總動員の主眼が國防目的達成にある以上軍需優先は原則であるが、陸海兩方面に尤大なる軍需を必要とするに拘らず資源に乏しい帝國に於ては、資源を最も有効に利用する爲此の原則を徹底せしむる事が緊要である。之が爲民需に極度の抑制を加ふる事あるべきも、剋切なる指導に依り、其の必要性を認識せしむると共に、精神指導に依り益々志氣の振興に努めねばならぬ。

2 帝國の國防資源は東亞自給を策する事

資源に乏しい帝國は重要國防資源中遠く海外に依存して居るものが少くない。戦時之が確保は大なる危険性があるので、帝國の提携圈内たる東亞特に日、滿、支

に於て獲得する事に努めねばならぬ。之が爲右地域に於て諸種の手段を盡して不足資源の開発、増産を促進すると共に、貿易其の他の手段に依りブロック内の資源を最高度に取得、利用する様努力する事が必要である。

二、財政金融動員

日露戦争に於て我が國の消費した金額は約十五億圓であるが、世界大戦に於ては英國は七百三十八億、佛國は五百二十二億、米國は四百四十三億、露國は三百八十七億、獨逸は六百三十四億、奥匈國は三百四十五億の金を夫々消費して居る。

戦争規模の擴大に伴ひ、將來戦に於ける戦費は莫大なる額に上るべく、之が財源は租税の増徴、官業の増收、公債の増發、國防獻金等に俟たねばならぬ。右の中増税は財政的にも最も堅實なる方法で政府は固より之を斷行すべく、國民亦之に伴ふ苦痛は忍ばなければならぬが、之に依り多額を期待する事は困難なので畢竟戦費の大部は公債の増發に依らなければならぬ。此の場合に於ては其の市場消化力を増大する事が肝要である

から、一般國民は物資の節約と共に浪費を省き、以て剩し得たる金で公債を買ふかは貯蓄して資金の集中を圖る事に心掛けねばならぬ。

物價統制は國民生活を安定せしむる爲極めて緊要である。之が爲物資の賣惜み買占めを禁止し、暴利を取締り、又所要に應じ市場價格、賃銀、料金及運賃等の標準を公定し、配給組織の改善と相俟つて目的を達成する事が必要である。

ホ、交通動員

交通動員は運輸動員と通信動員に區分する事が出来る。戦時に於ては陸海軍の作戰輸送は尤大を極め、一般物資の移動も亦増加するので、先づ軍の作戰輸送を完うし、更に諸物資の輸送系統を考慮して國內全輸送機關の全能力を發揮する様統制する事が必要である。

即ち陸上輸送に於ては鐵道の能率的管制、交叉輸送防止、小運送との聯絡改善等、海上輸送に於ては不足船腹の充足に努むる外、配船の統制等の處置を講じ、尙港灣施設の

全能率を發揮し、海陸聯接の萬全を圖る等の處置を必要とする。

通信に關しては既設施設を軍用に供せしむる外、防空竝總動員警備等の要求に適應する如く所要の新設擴充、優先的使用等を律する事が必要である。

ト、科學動員

將來の戰鬪は科學の爭鬪であるから、統帥の妙、訓練の精と相俟つて科學奇襲により敵の意表に出で之を壓倒する事が緊要である。故に戰爭に方つては凡ゆる科學研究機關と科學者とを動員して其の目的達成に努むると共に、其の成果に依り物資の不足を補ふの方策を講ずる事が必要である。

今次支那事變の體驗等に鑑み、大いに科學の力を利用して代用品の研究を完成し、日、滿、支産出の物資を以て兵器は勿論、國民必需品の大部を製造し得る域に達せしめなければならぬ。

チ、情報宣傳

戰爭に方つては廣く内外の各種情報を蒐集して情勢を判斷し、適切なる對内宣傳に依り教化と相俟つて國民精神を作興し、時局認識を徹底せしめ以て戰爭遂行を容易ならしめ、又機宜に適する對外宣傳に依り、第三國に對しては適切なる外交と相俟つて我に有利なる零圍氣を醸成せしめ、敵國に對しては謀略と相俟つて其の戰爭遂行を困難ならしむる事が肝要である。

リ、警備

將來戰に於ては航空機の發達、謀略戰の熾烈化と相俟つて國內到る處警備を要するに至るのであるが、軍隊は其の本來の任務に鑑み、外敵攻撃に當るので國內警備に充當する兵力は最少限度に止め、其の大部は總動員警備機關に委せらるゝのである。即ち國內警備は國民自ら之に當る事が肝要で、警察力を主體とする國內諸機關が之に當るのである。

次に著意すべきは祕密の保護である。國家總力戰の今日、一國の戰爭能力判斷に方つ

ては單に其の兵力のみならず、其の背後の國力が幾何程度の戰爭に堪へ得るやを判斷する事が極めて緊要で、各國共其防諜に努めて居るのである。而して其判斷資料の一例を擧ぐれば次の如きものである。

- 1 兵員資源特に幹部の補充能力
- 2 軍事的産業統制
- 3 國家總動員準備
- 4 重要軍需品原料獲得の可能性
- 5 工業の武器製造能力
- 6 燃料及動力資源
- 7 食糧資源
- 8 戰爭繼續に要する國內經濟的資源
- 9 所要戰費及戰費調達組織

將來戰に於てはかゝる總動員祕密の探查蒐集は益、巧妙且活潑となる事は疑を容れない處であるから、擧國一致特に祕密の保護に注意し、苟も戰爭遂行能力判定の資料となるが如きものを敵に與へざる様嚴に戒心を加ふると共に、速に之を法制化して目的達成に努めねばならぬ。

又、軍機軍令との關係

以上の如く國家總動員業務は凡そ國家の諸政策及諸機關と悉く關係を有するものであるが、軍機軍令に關與し得ない事は統帥權獨立上當然である。

併しながら軍政事項は總動員と關聯を有するので、準備並實施に方つては各方面と調和を保ちつゝ軍の目的達成に努むる事が肝要である。

ル、日滿支の關係

帝國と滿洲國とは國防竝に經濟上不可分の關係に在るので、總動員計畫の立案に方つては同一方針の下に資源を彼此融通し、緊密なる關聯を保持せしむるのみならず、軍機

充足の見地より軍需産業を滿洲に推進し、或は勃興せしめ置く事が必要である。尙日滿と共に提携すべき新興支那に就ても同様の考慮が必要である。

第三節 總動員機關及總動員關係法令

一、總動員機關の新設又は改編

イ、企畫院

從來國家總動員に關する中央統轄事務は資源局が之に任じ、關係各廳高等官より成る委員會を設けて各廳との連繋に努力したが、企畫廳との業務に重複して居る部分が多く、之が迅速なる處理に多大の不便を感じたので、昭和十二年十月二十五日遂に豫ての懸案であつた兩者を合併して現在の企畫院とし、之をして國家總動員計畫の設定及遂行に關する各廳事務の調整統一を圖ると共に、平戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關する事務を掌らしめる事とし、大に其の陣容を整備し各廳に對する統制力を強化せられたので

ある。

ロ、臨時物資調整局

帝國總動員に於て現在最も重大なる部門を占めて居るのは重要物資の需給調整であつて、此等物資の需給の調整に關する事務を掌らしめる爲昭和十三年五月商工省外局として臨時物資調整局の特設を見たのである。

ハ、燃料局

液體燃料は戰爭に必須缺くべからざる重要資源であるので、速に之が資源を開發すると共に、人造石油事業を振興せしめ、又代用燃料の有効利用を促進する爲獨立機關を設くる必要を感じ、昭和十二年六月商工首の外局として現在の燃料局が新設された。

ニ、内閣情報部

平戦時を通じ統一ある情報宣傳の緊要であるのに鑑みて、曩に内閣に情報委員會を設け、情報宣傳に關する各廳事務の連絡調整に任じて居たが、支那事變發生後之を強化す

る必要に迫られて、昭和十二年九月之を擴充強化して現在の内閣情報部となつた。

二、總動員關係法令

イ、國家總動員法

資源局十年の歴史を経て國家總動員計畫も漸く其の態容を整へたが、之が遂行の爲には幾多の戦時立法を必要とする状況であつたので、國家總動員の基本法制定の必要を認め、昭和十二年初頭から之が具驗的準備に著手したが、支那事變發生と共に之を促進し、遂に第七十三議會の協賛を経て昭和十三年四月此の大法典の制定施行を見るに至つたのである。

ロ、其他の法令

國家總動員關係法律としては軍需工業動員法及資源調査法を初め次のやうな幾多の恒久又は臨時法の制定を見て居る(軍需工業動員法は總動員法の成立と共に廢止せられた)。

1 支那事變前の制定

自動車製造事業法

日本製鐵株式會社法

製鐵事業法

石油業法

帝國燃料興業株式會社法

人造石油製造事業法

アルコール專賣法

揮發油及アルコール混用法

米穀統制法

重要肥料業統制法

2 支那事變後の制定(昭和十三年十一月一日現在) 増産の爲

- 石油資源開發法
- 重要鑛物増産法
- 工作機械製造事業法
- 航空機製造事業法
- 硫酸アンモニア増産及配給統制法
- 産金法
- 管理統制の爲
- 電力管理法
- 臨時船舶管理法
- 輸出入品等に關する臨時措置に關する法律
- 貿易及關係産業の調整に關する法律
- 臨時資金調整法

飼料配給統制法

臨時肥料配給統制法

臨時馬の移動制限に關する法律

米穀の應急措置に關する法律

職業紹介法改正法律

以上の中産業の統制上最も廣汎な權限を有して居る所の臨時立法は昨昭和十二年九月制定せられた「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」であつて、支那事變に關聯し、國民經濟の運行を確保する爲特に必要のあるときは命令を以て指定する物品の輸出入を制限又は禁止し得るばかりでなく、需給調整を必要とする物品の製造、配給、讓渡、使用、消費又は需給調整協議會の設立に關しても必要な命令を爲し得る事となつて居る。尙左に我が國の國家總動員法を記して參考に資する。

國家總動員法

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀 國家總動員施設

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防

目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
 - 二、國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
 - 三、國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
 - 四、國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
 - 五、國家總動員上必要ナル通信用物資
 - 六、國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
 - 七、國家總動員上必要ナル燃料及電力
 - 八、前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他物資
 - 九、前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資
- 第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一、總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
 - 二、國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
 - 三、國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務

- 四、國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
 - 五、國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
 - 六、國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
 - 七、國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
 - 八、國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
 - 九、前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務
- 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得
- 第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ労働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税を増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ組合ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貸貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ檢査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ選定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損

失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二、第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三、第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四、第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

五、第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六、第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二、第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三、第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定者若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四、第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

五、第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二、第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二、第二十四ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三、第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者

二、第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三、第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同シ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲

役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ入ノ業務上ノ祕密ヲ漏泄又ハ竊明シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業員ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罰ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第七章 陸軍豫算

昭和十四年度の陸軍が要する經費は、作戰部隊並之と關連する部隊に要する經費即ち支那事變に關する經費と、之と關係なき官衙、學校、軍隊に要する經費とに區分される。

支那事變に關する經費は去る第七十一、第七十二及第七十三議會に提案され、臨時軍事費特別會計陸軍豫算として、合計五、六〇四、五〇四、二七〇圓(昭和一三、一二末現在)が成立して居るのであるが、之は概ね使用され今後の所要を更に臨時軍事費追加豫算として第七十四議會に提案される事となる。而して之は將來に於ける戦局の見透により、兵力並作戰行動を判断して、所要經費を積算される譯であるが、此の經費の詳細なる説明は、帝國の對支具體的方針、作戰企圖、兵力等を察知せらるゝことゝなる爲め、極めて抽象的、概括的たらざるを得ぬ。又戦争豫算の積算は一應の基礎の上に立つが、作戰行動の豫測の困難と、作戰推移の細部は中々豫断を許さぬものがあるので、其の豫

算構成の形式は、平時豫算に比して包括的である。之は各國共皆然りて、議會政治の最もやかましい英國の如きでさへ、戦争豫算の内容は非公開である。

十四年度一般會計陸軍豫算編成の趣旨及其の概要

一、編成の趣旨

東亞の新態勢に應じ、國際政局の變化に處して、斷乎帝國の國是を實現する爲めに此處に新たに相當巨額の軍備充實に要する經費が必要であることは云ふ迄もない所であるが、之は種々の事情から、追加豫算として、提案する豫定であつて、一般會計本豫算より除外されたのである。

従つて以下此處には其以外のものにつき説明する。

今次事變の爲め、多くの部隊が動員されて支那で作戦して居るのであるが、之等は十四年度も依然現在の態勢を以て派遣されあるものとして、諸般の關係を律した。即ち之により當然減少する經費を積算し、且つ別に事業費の巨額の所要を考へて、極力經常的

經費の節約を行ひ、又繼續事業も、事變の推移と軍備充實計畫との關係を律しつゝ、大局的見地より出來得る限り、實施年度を繰延べ、以て財政的努力に協力した。

二、豫算の概要

第一 豫算概要		（△印は減）	
區分	十四年度要求	十三年度要求	差引増減額
經常部	一八三、六四三、六〇三	一六五、八四八、八四一	一七、七九四、七六二
陸軍本省	六二三、一八〇	六五一、九一八	△ 二八、七三八
軍事費	一八二、二四九、一五六	一六四、四三四、九二六	一七、八一四、二三〇
其の他	七七一、二六七	七六一、九九七	九、二七〇
臨時部	三一三、〇六八、五三七	四〇〇、九〇六、八四五	△ 八八、八三八、三〇八
繼續費	三〇七、八八五、五二五	二五一、五〇九、三七七	五六、三七六、一四八
其の他	四、一八三、〇一二	一四九、三九七、四六八	△ 一四五、二一四、四五六
合計	四九五、七一二、一四〇	五六六、七五五、六八六	△ 七一、〇四三、五四六

本年度要求額を既定額と新規事項とに区分すれば、左の如くである。

100

區分	既定額 (十四年度 標準豫算)		新規増加額		新規減少額		節減額	繰延減額	其の他の減	新規増減差引計	總計
	經常部	臨時部	計	計	計	計					
既定額	三二三、四一八、二五二	三二九、五五一、一六四	六五二、九六九、四一六								
新規増加額	四、七四一、一六一	二、四五二、二〇一	七、一九三、三六二								
新規減少額	△一四四、五一五、八一〇	△一九、九三四、八二八	△一六四、四五〇、六三八								
節減額	△四三六、二三三	△五一六、二五〇	△九五二、四八三								
繰延減額	—	△三、六九三、三五七	△三、六九三、三五七								
其の他の減	△一四四、〇七九、五七七	△一五、七二五、二二一	△一五九、八〇四、七九八								
新規増減差引計	△一三九、七七四、六四九	△一七、四八二、六二七	△一五七、二五七、二七六								
總計	一八三、六四三、六〇三	三一二、〇六八、五三七	四九五、七一二、一四〇								

新規増加経費中に包含されて居る主要なる事項を説明すれば、左の如くである

1 兵器技術者養成に要する経費

軍備充實に伴ひ、兵器の研究審査、製造に當る技術者が、質量共に要望さるゝこと

切なるものがあるので、専門學校以上の在學學生より選抜して委託學生生徒とし、手当を給して研究せしめ、以て有爲才幹ある人士を吸収せんとするものである。

2 航空部隊訓練に要する経費

航空關係諸學校に於ける飛行訓練時間を増加し、且つ飛行機用燃料の品質の向上を圖り、以て操縦教育訓練の徹底を期し、又航空諸部隊の猛訓練に支障無き様に飛行場の補修を良好ならしめる爲の経費である。

3 帝國在郷軍人會補助費

昭和十二年度は三十萬圓、昭和十三年度は六十萬圓であつたが、本年度は七十萬圓に増加される豫定である。

帝國在郷軍人會は、先年勅令による團體となり、愈、其の統制を強化して、國防に關する重大責務に邁進しつゝありて、殊に支那事變勃發するや、爾來會員の軍事能力増進に、或は國民精神總動員運動の促進に、又は未入營補充兵の教育等に獻身的努力を

傾注しある處であるが、此の際更に其の事業の遂行を擴充強化し且つ會員の負擔は年々増加して可なり重く、殊に事變以來多數會員の出征によりて、其の會費收入も減少しあるに鑑み、之が負擔輕減を圖る爲めに増加計上されたのである。

第二篇 列國陸軍概観

第一章 滿洲國

一、日滿兩國の軍事關係

帝國は滿洲國を承認せる際、日滿議定書に於て、「日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存在ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルコトヲ約ス、之カ爲所要ノ日本國軍ヲ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス」と約したのである。即ち滿洲國の國防は、滿蒙を生命線とする日本帝國の國防圈内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任することが、滿洲國の國防を安全ならしむると共に、又我が日本の國防を鞏固ならしむることになるのである。尤もかゝる問題は對外的に極めて重大なる意義を有するが故に、「日滿兩國は苟も國防に關する限り、兩軍渾然一體となりて之に當る」ことを世界に宣言し、以て、滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我が國の決意を闡明した所以であつて、帝國は其結果生ずべきあらゆる障碍荆棘を自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

二、成立の沿革

滿洲事變勃發以來張家政權の羈絆を脱して各地に獨立せる部隊は、保安軍等の名に依り各省の治安に任じてゐたが、新國家の成立、國務院の開廳、軍政部(現治安部)の創立を見るに及び、逐次滿洲國軍に統一せられ、私兵的存在より國軍意識に覺醒し、更に我が軍事顧問及教官の指導に依り、皇軍と

協力して反軍の討滅等に從事し現在に至つた。

三、滿洲國陸軍の現況

滿洲國軍は皇帝の統率する所であつて、之が統轄の爲中央機關として治安部を置き、治安部大臣は軍令及軍政を統轄し、且統帥に關しては帷幄機關を兼任してゐる。

陸軍側地方統轄機關としては、興安省を除き全國を六軍管區（一軍管區は概ね新行政區劃に依る二省を包含す）に分ち、之に軍管區司令部を設けて管内の軍令軍政事項を統轄せしめ各軍管區内に在りては、指揮統御の便と行政區劃を顧慮して若干の地區に區分し之に警備司令部を置き地區内軍隊を指揮せしめてゐる。別に興安各省に警備軍司令部を置き、蒙古兵のみより成れる警備軍を統轄せしめてゐる。軍管區司令官及興安各警備軍司令官は何れも皇帝直隸である。

以上諸軍の總兵力は約十萬にして、戰鬪兵種は主として歩・騎・砲の三種とし、戰略單位として混成旅及騎兵旅があり、其の裝備は日滿軍協同作戰並治安維持上皇軍と其補給源を同ふする關係上建軍以來専ら主要兵器並重火器の整備統一に努めた結果現在に於ては概ね全數を日本式に改装した。

尙昭和十一年に新設した國境監視隊は内外の情勢に鑑み一部を國軍に改編し、主力を保安局に移管して國境警察隊とした。又治安隊は創設以來二ヶ年にして昨年三月國家機構の改革と情勢の變化に順應せんが爲其の大半を縣警察に移管した。

兵員の補充は一昨年度以降治安部大臣の統轄する新募兵要綱に基き全國的に比較的素質優良なる地方青年より新募し、舊老兵と更新しつゝあるを以て近き將來に於ては各般に於て列國軍と大なる遜庭なき形態を整へ得る事であらう。

今や建軍以來六閏年、皇軍指導の下に著々舊軍閥時代の陋弊より脱却し、内容を改め、訓練に努め、内容外觀共に逐次向上進歩しつゝある。

第二章 蔣政權を中心とする支那軍

支那の陸軍は傭兵にして、由來軍閥の私兵と稱せられ、此等の軍閥は夫々の利害關係に因つて集散離合し、従つて恒久性ある統制的勢力は殆んど見出し得ない情勢であつた。

民國十七年（昭和三年）蔣介石が北伐を完成し、國民黨の實權を掌握するに及び、國民政府は陸海空軍を統率し、軍制を列強特に日本に模倣し、從來の弊に鑑み、軍隊の本質を國家防衛の軍隊に改め、昭和八年六月十七日兵役法を制定公布し、且逐年兵備の改善に努めたけれども、政府の規定する軍制が全國に普及するのは容易な業でなく、従つて其の兵力は莫大であつたが編成裝備は未だ不十分であつた。加ふるに地方軍閥中には未だ反蔣の態度を有するものがあり。昭和十一年六月には兩廣聯合の反蔣運動さへ起つたのであるが蔣の巧妙なる切崩し工作により遂に失敗に終り、爾來蔣介石は各地將領に對する壓迫、懷柔兩工作を以つて漸次地方軍の中央化を策し、今次事變直前に於ては、表面上のものもあつたが大體に於て中央の威信が行はるゝ様になつてゐたのである。

第一節 事變間に於ける支那軍變遷の概観

事變當初支那軍は總兵力約二百十萬を有し、事變發生と共に其の大部を北支、中支に出動せしめ、各方面共我が軍の爲め多大の損害を蒙り、其の損害約八十萬を算するに至つた。殊に中支方面に於ては、中央軍の損害甚大で、著しく戦力を低下した。

此に於て蔣介石は軍を後退し、態勢を整理すると共に軍の再建を企圖し、銳意敗殘兵を收編改組し、

且民衆を強制徴集し、減耗を補充すると共に、新軍を編成すべく最大の努力を拂つた。其の結果兵員の補充も相當に行はれ、且つ新編及再編師が約二十箇も現出を見るに至つたが、其の内容は極めて貧弱で毎師の兵員平均六千内外に過ぎず、重火器並に火炮等は著しく不足してゐた。

當時に於ける支那軍總兵力は約百六十萬と觀察せられ、其の大部を徐州周邊地區及中支に配置した。そして徐州會戰で約三十萬を失ひ、武漢會戰では約五十萬を失つた。

第二節 兵力及裝備 (航空を除く)

一、兵力

1. 正規軍

正視軍と稱すべきものは事變前約二百萬であつたが、事變以來多大の損害を蒙り若干は補充せられたとは云へ、現在は約九十萬に過ぎず、之を系統別にし事變前後の兵力を比較すれば別表の通りである。

イ、中央軍

國民政府の軍隊であつて蒋介石の直系及傍系に大別する事が出来る。比較的統制あり、兵力、内容亦概ね支那軍の中堅たるの實力と體裁を備へてゐる。

傍系軍とは北伐戰爭後蔣の手に依つて逐次收編同化せられた所謂外様の軍隊で、一部には蔣に對し肚裏尚異心を有するものがある。此等の中央軍は上海、南京會戰及武漢會戰に於て我が軍の爲め徹底的打撃を受け、目下其の主力は武漢正面楊子江南北地區に在つて防勢に任じ、或は

補充訓練中である。

ロ、舊東北軍

滿洲事變前に於ける東北軍の中、同事變勃發當時平津地方にあつた第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内に逃げ歸つた舊奉天軍の一部を基幹とするもので、爾來共產軍の討伐に従事し、今次事變迄は陝、甘地方に駐屯してゐたが事變勃發するや、主として北支方面、次で徐州會戰に参加せしも、我が軍の爲め殲滅的打撃を受け、爾後従來の師を合編或は廢止して陣容を改めた。現在は主として中支方面に使用せられ、地方軍としての色彩は殆んどなくなつてゐる。

ハ、北支諸軍

従來河北、察哈爾省内に駐屯してゐた軍隊である。

宋哲元軍……本軍の第三十七師は今時事變を誘發した張本である事は周知の通りである。昨年

一、二月頃迄河北省南部に於て作戰し、徐州會戰の際、我が軍に包圍せられ、潰滅状態となつて河南省京漢線に後退整理中であつたが、武漢作戰開始と同時に江北戦線に現出した。本軍の内石友三の部隊は山東省の南部に在つて游撃に任じてゐる。

商震軍……殆んど中央傍系軍と見做さるべきもので、北支及徐州戰に参加し、次で武漢會戰には江南地區に出動した。

馮占海軍……一昨年十月河北省内京漢線に於て徹底的打撃を受け、昨年八月下旬から武漢方面に出動して再び大損害を蒙つた。

萬福麟軍……事變發生と共に彰德附近より京漢線に沿つて北上、我が軍に撃退せられ、鄭州附

近に於て部隊の整理補充を實施し、徐州會戰の末期頃同方面に増援し、次で武漢會戰に出動、大冶附近に於て我が軍と交戦した。

二、山西軍

閻錫山之を統率し、事變當初より山西省内及平綏沿線に駐屯してゐたが、我が軍の山西進入に際し抵抗撃破せられ、爾後同省西部省境附近に蟠居してゐるが、積極的攻撃の企圖なく、單に蔣介石に對する面子上の一部をして游撃を實施してゐるに過ぎない。

ホ、山東軍

元韓復榘の指揮した軍隊であつて、一昨年十月以來黃河北岸地區に於て我が軍の爲め再三撃破せられ、其の都度多大の損害を蒙つた。徐州會戰参加後河南省に於て新兵の募集訓練に努めたが、武漢會戰に於て又も我が軍の爲めに大打撃を蒙つたので昨今は殆んど山東省出身の兵なく、殊に昨年三月韓復榘銃殺せらるゝに及び地方軍としてより寧ろ中央傍系の色彩が濃厚になつてゐる。

ヘ、庫軍

從來國民革命第一集團軍と稱したものであるが、昭和十一年六月廣西と聯合して反蔣運動を起し、蔣介石の巧妙なる切崩し工作により内部から瓦解し、陳濟棠の亡命後第一軍長たりし余漢謀が省内の收容整理に任じ概ね中央の統制に歸した。

今次事變に於て上海、南京の會戰に其の大半は北上参加したが殆んど全滅に瀕するに至つた依つて出動部隊は廣東省に歸還、銳意其の補充再建に努むると共に徐州會戰には再び一部を北上

せしめ次で數箇師は武漢會戰に参加したのである。

又昨年十月我が軍の南支攻略に際しては眞面目の戦闘を爲さずして北方に後退した。

ト、廣西軍

反蔣的色彩最も鮮明にして事實上西南反蔣勢力の精神的核心を成すものであつたが、一昨年十月對中央戰を起し、廣東軍崩壊後已むなく中央と妥協するに至つた。

今次事變に於て上海、南京戦線に殆んど全軍参加し、爾來盧州を根據として津浦沿線の游撃に任じ徐州會戰の際我が軍の北上を阻止せんとして撃退され、又武漢會戰に際しては江北地區の防禦を擔任してゐる。

チ、邊境各省軍

邊境軍にして事變勃發より、現在迄に我が軍と交戦したものを擧ぐれば左の通りである。

四川省雜軍……二十數箇師の中、省内に残置せるは數箇師に過ぎず、四川部隊は北支、中支、徐州、武漢作戰に参加し、其の都度甚大なる損害を受け、目下戦力は著しく低下してゐる。

陝西省雜軍……山西省西南部省境附近にあつて游撃に任ずる程度である。

甘肅省雜軍……陝西省北部地區に駐屯してゐる。

雲南省雜軍……事變勃發後從來の旅を改編して數箇師を編成し、徐州戰に出動せしめたが我が軍の包圍攻撃を受け多大の損害を出して漢口附近に後退し、武漢會戰には新に雲南から増遣された數箇師と共に参加した。

寧夏省雜軍……馬鴻逵之を指揮して目下其の一部は綏遠省包頭に近く蟠居してゐる。

支那軍系統別兵力一覽表

系別	時期	部隊	兵力 (單位萬)	
			前	武漢攻略後の現在
中央軍	直	步兵四十一師獨立一旅	八六、〇	步兵四十七師獨立二旅
		步兵四十三師獨立十七旅		步兵四十五師獨立八旅
舊東北軍	傍	步兵十五師	一二、三	步兵十師
		騎兵五師一旅		騎兵三師
北支	宗哲元軍	步兵四師獨立四旅	八、〇	步兵八師獨立二旅
		騎兵三旅		騎兵一旅
支	商震軍	騎兵一師	三、〇	騎兵一師
		步兵一師		步兵一師
諸軍	馮占海軍	步兵一師	一、六	步兵一師
		步兵三師		步兵三師
山西軍	萬福麟軍	步兵八師獨立三旅	二、〇	步兵八師獨立四旅
		騎兵三旅		騎兵二師
山東軍	騎兵一旅	步兵五師獨立一旅	五、二	步兵五師
		步兵一師		步兵一師
廣東軍	步兵十師		八、〇	步兵十二師獨立十旅

總計	邊境各省軍							廣西軍
	新疆軍	青海軍	寧夏軍	雲南軍	甘肅軍	陝西軍	貴州軍	
步兵二百一十一師、三十九旅、騎兵十三師、八旅、砲兵八旅								步兵十二師獨立四師
約 二〇五、二	六、〇	三、〇	四、五	一、六	三、八	七、〇	八、〇	七、二
								步兵十二師獨立六師
約 九二、九	二、〇	二、〇	三、〇	三、〇	二、〇	二、〇	一、〇	五、〇

2. 不正規軍

不正規軍は各省少きは數千、多きは十數萬に達し、主として匪賊の防衛に任じ、小銃の外機關銃、火砲を有するものもある。

土匪も亦各省に存在し、全國に於ては約四、五十萬に達すべく其の裝備は概ね不正規軍に準ず

列國陸軍概観 蔣政権を中心とする支那軍

る。

此等不正規軍及土匪等は大部隊としての勢力はないが、正規軍に劣らざる能力を有し、對外戦に當つては或は正規軍に編入せられ、或は固有の團體として、後方の游撃に任ずる等今後の治安維持上輕視すべからざるものがある。

3. 支那共産軍

支那に於て共産主義の發展を見たのは、大正十一年頃廣東を追はれた孫文が、蘇聯邦に款を通じて大正十三年國民黨内に共産黨の制度を容れ、次で同年蔣介石が赤軍の組織に學んで國民革命軍を編成したのに端を發してゐる。其の後蔣介石は共産主義を忌み、同派幹部を追つたので、各地に潜行せる共産黨員は國際共産黨の指令に基いて自衛軍の組織に著手し、此等が後に至り統制せられて共産軍を組織するに至つたのである。

昭和六年に至り中華「ソヴェエト」共和國假政府が江西省瑞金に樹立されるや、支那共産軍は遂に國民政府公然の敵として目されるに至り、蔣介石自らの運命を賭しての累次の討伐にも屈せず、必死の抗争を續けて來たのであるが、其の裏面に於ては、依然として蘇聯邦の援助があつた事は看過することは出来ないのである。殊に滿洲事變勃發以來の二、三年間は「日支間の紛争に依る中央軍の隙に乗じて長江沿岸の要點を悉く占領すべし」との第三インターの積極政策指令を忠實に實行して到る處中央軍を惱まし、其の勢は實にあなどり難きものがあつた。此處に於て蔣介石は「抗日よりも先づ剿共」なる標語の下に共産全軍の中心勢力たる、江西匪軍の討伐に全力を注ぐに至つたのであるが、その經濟封鎖の戰略の効果が逐次發現するに及んで、匪軍を非常なる苦境に

陥れた爲、該匪軍は唯一の活路を四川方面に見出すべく、昭和九年十月下旬より西方移動を開始し、爾後政府軍と戦争を重ねつゝ湖南、貴州、四川を経て甘肅に入り、四川北部に在つた徐向前軍も之と合流して陝西、甘肅、寧夏の邊境へ移動し、又從來陝西北部に地盤擴張を企圖してゐた劉子丹、徐海東等の共産軍は之に呼應して漸次猖獗を極めるに至つた。そして昭和十一年十二月の西安事件以來蔣政權と妥協したのである。今次事變發生するに及び蔣介石は國內の相剋を排し國家を擧げて抗戰の目的を達せんが爲めに、遂に容共政策を採用した。此に於て共産軍も蔣政權の統制に服するに至つたものゝ如く、殊に事變前陝西北部に蟠居してゐた共産軍中、朱徳の率ゐる約三萬は、事變勃發するや間もなく第八路軍と改稱して蔣政權の隸下に入り、八月中旬より綏遠方面に行動を開始した。然して九月中旬山西省北部に於て我が軍の爲撃破せられ、後退して五臺附近を中心とし、盛んに赤化工作を行ひ、其の勢力擴張を圖ると共に、我が軍背後連絡線の游撃を策した。昨年十月我が軍の爲め、其の根據地たる五臺を攻撃せられたが、今尙省内各處に残留し執拗に活動の機を窺つてゐる。

又福建省方面に在つた共産軍も、昨年の初め頃中央の統制下に入りし如く、葉挺統率の下に新第四軍を編成し、二月上旬以來江蘇、浙江、安徽の各省で活動中である。而して此等共産軍目下の兵力は、其の中に他の敗殘兵或は土匪を混入する等の關係上或は數千と稱し、或は數萬と稱し、其の數判然しないが概ね第八路軍は約五萬、新第四軍は約四萬と判斷せられる。

二、裝備

目下支那軍は總兵力九十萬内外であつて、事變前の約半數であるが兵員の素質、裝備の低下竝に志

氣の頽廢と相俟つて、戦力は戦前の三分の一乃至四分の一に低下してゐる實情である。即ち各師兵員の半數以上は強制徴集により事變勃發後逐次補充せられた各地の壯丁であつて軍事能力を有せず、又幹部の不足は補充されあらず、而も逃亡兵の續出、厭戰思想の蔓延等より見るも殆んど戰意を喪失してゐる。

支那軍の裝備は事變直前に於ては、自動火器の増加等により面目を一新しつゝあつたが、屢次の戰鬪の結果我が軍に鹵獲せられ、或は損耗せしもの莫大にして、事變前に於ける數と現有數とを毎師に就て比較すれば左の通りである。

品目	時期		事變前に對する百分率
	事變前	現	
小銃	七、〇〇〇	二、五〇〇	三五・七一
輕機關銃	二〇〇	一〇〇	五〇・〇〇
重機關銃	六〇	三三	五五・〇〇

以上の如く兵器は激減せるも、國內の兵工廠、軍需品工場の製造能力は僅少であつて、勢ひ兵器彈藥の補充は之を海外に仰がざるを得ない状態である。而も粵漢線が遮断せられたる今日其の補充は非常なる困難に陥り、今後は赤色ルート並佛印、ビルマ、廣西を通ずる西南補給路によらざるを得ないのであるが、其等の機能を完全に發揮し得たとしても補給量は從來の半量には達し得ないであらう。又多少の貯藏兵器はあるとしても數箇月分に過ぎない。

斯くして蒋介石は軍の再建に狂奔してゐるが、一般民衆の募兵に應ずる熱意なく、特に幹部の補充就中兵器の充實に至つては前述の如く困難なるものあり、従つて支那軍は今後の戦力恢復は餘程困難なものと觀察さるゝのである。

第三節 航空

一、要旨

支那の航空は數年前迄は殆んど見るべきものが無かつたが、事變直前頃には列強の援助により驚くべき進歩を示しつゝあつたのである。併し乍ら支那航空勢力の實質は、其の軍用なると民用なるとを問はず、殆んど列強の航空勢力として觀察するを至當とするのであつて、是我が帝國の國防上注意を要する點である。目下列強中最大の勢力を扶殖しつゝあるは米國であるが、今次日支事變に依り此等機種は殆んど壊滅に瀕して居る。然し乍ら蘇聯の支那空軍に對する積極的援助も亦注目に値する。

二、事變前に於ける航空兵力

國民政府は、滿洲事變殊に上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗に鑑み航空救國を高調し、米國の援助に依つて中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面に於て米國に軍事上重要な利權を提供して居ることは見逃せぬ處である。加之、廣東空軍も米國の援助に依りて更に其の擴張を企圖し、各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は殆んど米國の手に歸して居たのである。又昭和八年張學良の伊國訪問以來、中央空軍に對する伊國勢力の進出も亦目醒しく、漸次米國に取つて代らんとする傾向を示して居たが、「エチオピア」戰爭の發生と共に再び米國勢力の擡頭を見るに至つた。何れに

せよ背後の此等の列強勢力を考慮せば、單なる支那空軍としてののみ觀察すべからざるものがある。

1. 中央空軍

南京政府所屬の空軍は昭和七年の上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつたが、蔣介石は爾來空軍の内容刷新と兵力増加とを策し、國民の航空熱熾烈化と相俟つて、空軍擴充の氣運を醸成し米國と航空密約を締結して空軍の根本的刷新を企圖し、其の一時的方便として、先づ陸上七隊を三隊に縮小し爾餘を杭州飛行學校に集中し米國飛行士を招聘して空軍勤務者を根本的に訓練すると共に、此の地を空軍擴張の根源地と化せしめた。爾後、内容の充實に努め、次で昭和十年五月二十隊に増編し、更に同年九月二十四隊とし、昭和十一年西南問題の解決と共に、舊廣東廣西兩空軍を改編して中央空軍に編入し、十大隊三十一中隊約八〇〇機を有してゐた。

又航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和十一年末迄に整備せらるべき兵力は偵察機三百五十機、驅逐機三百機、輕爆撃機二百機、重爆撃機百機合計約千機に及び、之を七乃至八聯隊に編成せらるゝ豫定であつた。

本事變勃發當時の現況は本計畫の實現後と見られ、此の情勢にして推移せば茲數年後に於ては更に優勢なる空軍を有するに至るものと豫想せられてゐた。

2. 地方空軍

三 支那空軍の現況

山西、四川、貴州、雲南には若干機ありしも、空軍と稱し得べき程度に達してゐなかつた。

支那空軍は昭和十二年七月、即ち事變當初約八百機を算したが、帝國陸海航空隊の爲め徹底的打撃を

受け、同年九月には早くも約三百機を、十二月には約百機を餘したのみで殆んど潰滅状態に瀕した。此に於て支那軍當局は一時殘存空軍の主力を奥地に退避せしめ、列強特に蘇聯援助の下に鋭意人員器材を補充して、其の再建に努力し、昭和十三年五月頃に至つて漸く二百機内外を整備し得るに至つた。

其の後我が軍による撃滅と、補充とは概ね均衡状態を保持してゐるらしく、現在戦闘力ありと認めらるゝもの二百機内外を保有してゐる。而して此等も勿論我が陸海軍の敵ではなく専ら奥地に退避して損害を避けて他日の陣容の整備に努めてゐる有様である。現在に於ける支那空軍の組織は概ね左の二集團から成つてゐる。

即ち其の第一は蘇聯の人員、器材を以て編成せるもので現下空軍中最も有力な部隊であり、其の第二は準然たる支那人部隊である。

其の編成は、八大隊(三十四中隊)六獨立中隊で蘇聯製は約六割を占め、他は米及英國製である。

操縦者の數は的確なる數は不明であるが、蘇聯人操縦者は約百名を算し、他は支那人で目下昆明及柳州に於て學生を收容し訓練中の模様である。又其の主要なる飛行根據地は衡陽、梁山、成都で、蘇聯人部隊は衡陽に在るが、最近我が軍武漢進出に伴ひ衡陽根據地は漸次奥地へ引揚げつゝある様である。

事變勃發以來支那軍が輸入した飛行機數は約千臺に上り、我が陸海軍が尊き犠牲を拂つて撃滅した機數は實に千四百の多きに達してゐる。今後支那が如何に空軍の整備充實に狂奔しても殘存現勢力以上となることは恐らく困難であらう。

四 民間航空

列國陸軍概観 蔣政權を中心とする支那軍

1. 事變前の状況

支那に於ける民間航空は殆んど中國航空公司と歐亞航空公司とに依り支配されてゐるが、前者は米國系で後者は獨逸系である。昭和十年西南各省官民合辦の西南航空公司が出現したが其の内容は甚だ微々たるものであつた。

イ、中國航空公司

昭昭四年四月の創立に係り、同年七月米支航空新契約の締結に依つて米支合辦とし、第一線(上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都)、第二線(南京—徐州—濟南—天津—北平)、第三線(上海—寧波—溫州—福州—廈門—汕頭—廣州)の三線を計畫し其一部を經營して來たが、昭和八年夏季に於ける汎米航空會社と國民政府との協定後支那側の持株は逐次米人の手中に收められ、現在名目は米支合辦なるも實權は全く米人の手中に在る。爾後其の發展は目醒しきものあり既に前記三線及重慶—貴陽—雲南線を完成せるの外、昭和十一年十月より香港に於て太平洋橫斷定期航空路と完全に連結し、更に成都—巴安—康定—拉薩線を計畫中であつた。

ロ、歐亞航空公司

獨逸「ハンザ」航空會社は其の成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其の代表者を駐在せしめてゐたが、昭和五年二月國民政府交通部と交渉を始め、八月獨支航空契約を締結して「アジア」大陸を橫斷する歐亞連絡を企圖し左記三線を獨支合辦にて開設することにした。

第一線 上海—南京—天津—北平—滿洲里(西伯利經由伯林)

第二線 上海—南京—北平—庫倫(同右)

第三線 上海—南京—甘肅—新疆(同右)

但其の計畫は滿洲事變の爲之を中止するの止む無きに至り、爾後第一線の實現に努力し、昭和八年上海—蘭州—迪化の定期航空を實現し、昭和十年に至り更に左の諸線に就航を見たのである。

北平—鄭州—漢口—長沙—廣東線

西安—成都—雲南線

使用機は「ユンカース」機である。

ハ、西南航空公司

西南五省の官民合辦事業にして、資本金二百萬元とし昭和十年八月より事業を開始し事變前迄廣東—南寧—龍州の定期航空を實施し、使用機及操縦士は米國に仰いでゐた。

2. 民間航空の現況

支那民間航空は今次事變の進展に伴ひ既設路線の大半を喪失したが、其の半面には國民政府の要求に基き、英領香港又は佛領印度支那に連絡せんとする南方航路乃至四川を中心とする奥地航路に於て異狀の發達を遂ぐるに至つた。其の主なるものを示せば左の通りである。

イ、中國航空公司

總公司是現在重慶に位置し、事變以來從來の航路を停航し、本夏から重慶—成都間に於ける楊子江沿岸の要地を道絡する瀘州—叙州(宜賓)—嘉定線を新設せる外、從來の重慶—貴陽—桂林

列國陸軍概観 蔣政權を中心とする支那軍

梧州—香港線を、重慶—梧州—香港間急行便に改め、別に重慶—昆明線を開設した。右の中
漢口—香港線は八月二十日の桂林號事件以來停航の状態にある。

ロ、歐亞航空公司

總公司は今現在雲南省昆明に在り事變の爲め寧夏—包頭—北京—鄭州—南京—上海線の全部及漢
口—廣東線は停航したが昆明—佛領印度河内線及西安—宜昌線を増設した。

ハ、西南航空公司

器材の不足と乗組員の召集に因り事變以降休業の状態にある。

第三章 蘇聯邦

第一節 概説

一、國防上の立場と環境

蘇聯邦の國防上の立場に於て、最も特異にして又最も重大なる意義を有するものは、其の國家の理想として建國の始めに標榜せる世界革命の遂行である。

蘇聯邦前憲法第一篇に於ては「ソヴェエト」共和國建設以來全世界の國家は二個の集團に分裂せり。資本主義の集團及社會主義の集團是なり。(中略 社會主義集團の優良性と資本主義集團の罪惡性を強調す) 蘇聯邦共和國は唯其存在に依りて世界の帝國主義を破摧するを得」云々と明示してゐた。新憲法に於ては、上記の記述は省かれるが、之は對外關係に基くものであつて、決して其精神を放棄したものではない。之は明かに資本主義と共產主義との鬭争を國是としてゐることを示すものであつて、又「レーニンも蘇聯邦が帝國主義諸國と相並んで永久的に存在することは考へ得べからざることである。結局何れかの群が勝利を得るであらう。而して此勝敗は兩者の戦慄すべき衝突に依てのみ決せられる。故に、資本主義諸國を徹底的に轉覆せざれば已まざるの概が必要である。」と云つて居る。

要するに蘇聯邦は世界各國を革命に導き、之を共產主義國と化することを最高の對外方針と爲してゐるのであつて、世界を蘇聯邦と同主旨の國と爲すことが、又間接に蘇聯邦の存在を防衛するの手段となるのである。

蘇聯邦の對外政策は、國內及國外の情勢に應じ、或は積極に、或は消極に變化してゐるが、之は單

に戦術の變化に過ぎず世界革命の理想には何等の變化もないのである。即ち革命直後西歐方面へ企圖した革命工作が失敗し、國內的にも新經濟政策への退却を餘儀なくせらるゝや、蘇聯邦の欲すると欲せざるとに拘らず、資本主義國家との合法的外交機關の交換を必要とするに至つた。此の外交機關の任務は數次に互る五年計畫の完成等に依る國防力の充實迄、圍繞資本主義國の蘇聯邦に對する攻勢を回避せしむるに在るのである。かの蘇聯邦政權と不可分の關係を有し、又其の裏面的人格とも見らるべき國際共產黨が、蘇聯邦國策遂行の一機關として世界革命の實現に偉大なる役割を演じて居ることは、此處に詳説するの要もあるまい。

蘇聯邦が如上の政策を遂行せんが爲に、強大なる軍備を必要とするは固より言を俟たない處であつて、前述の如き外交工作を以て戦争の回避を爲しつゝ、軍備の充實と戦争遂行力の増大を其間に成就すべく最大の努力を拂つて居ることは、峻嚴なる鎖國主義の下に國民生活を犠牲にして迄軍備の擴張充實に狂奔しつゝあるを見るも明かである。

次に、蘇聯邦の國防問題に就て、特に吾人にとつて重要な意義を有つ今一つの問題は、其傳統的極東政策である。抑々蘇聯邦の極東政策は實に「ピーター」大帝以來の傳統的國是であり、露西亞帝國が蘇聯邦となつた今日に於ても何等の變更なきものであることは、彼の「レーニン」が揚言した「吾人の運命は東方に於て決す」なる一言に依て明瞭にされて居る處であつて、今次支那事變の如きも其實は該政策の具現化に外ならないのである、此傳統的國是が國防上の施設に自ら現はれ來り、かの極端なる極東戦備となりあることは大いに注意を要するところである。

二、軍備方針

赤軍は前項に述べたる世界革命の理想を支援するの武力として、場合に依りては全世界の資本主義國家を對象とすべき軍隊であるが故に、之が整備の規模も亦生やさしいものではない。而して現在の其軍備の方針は彼の戦争教書や要路者の言説に依れば、左の諸點にあるものゝ如くである。

- 1 少くも接壤國に對し侵入作戰に依り速戰即決を期し得る兵力を保持する。
- 2 近代戦の特色として無宣戰の儘戦争状態に入ることあるを以て、常備軍を強大にし、平素より戦時の編制を採るを理想とする。
- 3 近代戦は運用よりも裝備の良否が問題である。特に、航空、機械化及瓦斯の裝備を優越せしめねばならぬ。
- 4 蘇聯は西方歐洲に於て獨力を以て作戰を終始すると同時に、東方に於ても獨力を以て作戰し得ることを必要とする。
- 5 將來戦は全國民を網羅するのみならず、武力は直接國家の産業に依り支持せられる。

三、軍備擴張と五年計畫

一九三一年七月共產黨大會の決議に曰く、「五年計畫遂行に方り第一義的重要任務は、蘇聯邦の國防力増進に關係ある部分を發達せしむるに在り」と、以て軍備擴張と五年計畫との關係を知るべきである。五年計畫の詳細は總動員施設の項に述ぶるが、蘇聯邦が、如何に眞剣に軍備の擴張と國防力の充實とを圖りあるかは左表により明かであらう。

(イ) 主要部隊擴張一覽表

部隊区分	年別	
	一九二七年 五年計畫前	一九三二年 (第一五年計畫末)
步兵師團	約 七〇	約 七五
騎兵師團	約 一〇	約 一三
飛行機數	約 一、二〇〇	約 二、二〇〇
戰車數	約 一八〇	約 一、五〇〇
獨立機械化部隊	約 一	約 四
		約 十數箇
		約 十數箇
		約 三〇
		約 四〇

(口) 在極東軍隊增強概見表

考備	時 區		現 在	增 強 前	時 期 分	總 兵 員	歩 兵 師 團	騎 兵 師 (旅) 團	飛 行 機 戰 車
	現 在	考 備							
現在の飛行機中には航続距離二千五百軒に對する超重量機約百機が含まれて居る(浦鹽、東京間の直距離は約一千二百軒である)	約 四	約 十數箇	約 一、八〇〇	約 一、七〇〇	約 一、五〇少	約 一、八〇〇	約 一、七〇〇	約 一、八〇〇	約 一、七〇〇

四、張鼓峯事件後に於ける極東軍備

在極東兵力は逐年擴充の一途を辿つて、今や狙撃師團は約二十五を算し、其の總兵力は正に四十萬を突破するに至つた。

「スターリン」は極東情勢の緊張に伴ひ、逐次に擴張せる龐大なる軍を「ブリュツヘル」に統御せしむることは彼の獨立能力を強化する危険あるを自覺して、昨年九月初旬突如張鼓峯事件の責任に藉口し「ブリュツヘル」を罷免すると共に極東軍司令部の編成を解消して、第一及第二獨立赤旗軍に分割し、其の各、を國防人民委員部直轄の兵團に改編し地方行政區劃をも亦之に一致せしめたのである。斯くて「スターリン」は從來動もすれば、中央の意圖外に脱逸せんとする傾向の顯著だつた「ブリュツヘル」及其側近者を徹底的に肅清し、在極東軍の要職には總て自己に忠實なる分子を充當した。従つて極東蘇軍の内部は一時的に動搖することありとするも早晩陣容を整備し、特に中央の統制力は急角度に強化せられ、中央特に「スターリン」の政策を最も迅速且效果的に具現し易い有利な態勢、換言すれば對日戰爭準備の完整に一步を進めたものと云へるのである。

五、國防と政治組織の關係

蘇聯邦の國防を考察するに際しては、其特異なる政治組織を考慮する必要がある。抑々戰爭指導には、寡頭獨裁を有利とするものであるが、蘇聯邦に於ける組織は之に對し極めて都合よく出來て居る。

殊に其政治が少數の最高幹部(陸海空軍の長官たる國防大臣も亦現在此中に含まれあり、而して彼等は又一面共産黨の最高幹部である。)に依り全く獨裁的に實施せられ、戰爭準備並戰爭指導の如きも亦少數の首腦者により獨裁せられ得るやう平時より組織せられてゐることは、見逃すべからざること

である。

第二節 建軍要領

一 兵役制度

蘇聯邦は一九一八年四月徴兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於て之を認め、其後國內戦及一九二〇年の蘇波戦の試練を経て、一九二二年徴兵令を制定し、一九二五年九月之に所要の改正を施して蘇聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年、一九三〇年及一九三六年更に若干の改正を行つた。

服役年限 十九歳より四十歳迄の間左表の如く服役する義務を國民に課して居る。別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人をも義勇兵に服せしめることが出来るやうになつて居る。

勤務区分	兵役区分		第一豫備役	第二豫備役
	召集前の準備教育	現役 (五年)		
正規部隊及民兵 部隊基幹部	二年間に二箇月の教育を実施す	在 營 歸 休 一般に二年、海軍及海岸國境警備隊勤務者は三―四年 同一一般に三年 同一一年―二年 歸休間の召集二箇月以内	九年	六年
民兵部隊交代部	二年間に二箇月の教育を実施す	現役五年間に於て歩、砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ	(召集期間通算三箇月以内、一箇年一箇月以内の教育召集あり)	

考 備	年 齢	現役五年間に六箇月以内の召集教育を行ふ
一、民兵部隊に就ては次項「軍の構成」に於て詳述する。 二、徴兵は二十一歳にて入營することになつてゐたが、昭和十一年度より徴集年次の繰下げを行ひ以て兵員の増加を圖り昭和十五年度より十九歳にて入營することに變更せられた。	19 23	

要するに蘇聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、而も其間勞農一流の革命擁護手段を考案苦心しあるを窺ふことが出来る。尙蘇聯邦の新兵役法を、他列強の夫れと比較するに、他列強が平和主義、軍縮問題等に影響せられて、齊しく在營年限の短縮を行ひあるに對し、正規兵に於て二乃至四年の長期在營を規定せるが如き、或は専門學校以上に於ける軍事訓練を義務的のものとせるが如き、或は軍需工業を義務化し兵役化するが如き、皆蘇聯邦に於ける特異の點であつて、如何に蘇聯邦が軍備の整備に眞面目なるかが知られる。

尙茲に特記すべきは、最近徴兵適齡期を從來の二十一歳より一舉十九歳に引下げたことである。其方法は昭和十一年度より開始し、昭和十四年度に至る四年間毎年一年半分に該當する壯丁中より服役者を入營せしめ、昭和十五年に至り始めて平時状態に復するのであつて、此事實は色、の影響を持つが、就中軍備強化に重大なる役割を演ずる點は見逃すべからざる所である。

二、軍の構成

赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、別に内務省に屬する特別軍隊を有する。

陸軍は之を正規部隊と民兵部隊との二種に區分せられてゐる。正規部隊は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものである。即ち、民兵部隊は基幹部と交代部から成立するのであつて、基幹部は其名の如く民兵部隊の基幹を爲すもの、正規部隊と同様の基礎の下に正規部隊と殆ど同様の各級幹部並一部の基幹部を以て編成し、交代部は基幹部の教育指導を受くる兵員であつて夫、の召集區より召集し毎年一定期間宛交代服務せしむるものである。而して、民兵と謂ふ名稱に依りて、動もすれば其價值が低い様に了解する者があるかも知れぬが、決して左様なものではない。即ち民兵部隊は前述の如く平時基幹部充實しある外、其召集時に於ては概ね戰時編制の部隊を編成し、之を純然たる野營地に於て訓練するので、全兵卒を常に教練に出場せしめることが出来、殊に出費を惜まず必要なる諸機關を整備して居るのみならず、最近農村の「コルホーズ」化に伴ひ、召集期以外に於ても各農村等で定期的に訓練を繼續し、基幹部隊員が態、出張教育して居るので、召集期間は後述の如く短いけれども、正規師團に近い戰鬥力を保持してゐる。之を他國の青年訓練、軍事豫備教育と同一視することは甚だ當らぬのである。尙民兵師團は現地召集の制であるから、地方と密接なる連繫を保ち、建制下團結に有利なる點多く、又、動員に方りても其迅速を期し得るの利がある。

國軍の基礎を民兵に置かんとするのは、蘇聯邦建設以來の理想であつたので、政府は一九二一年第九回共產黨大會の決議に基いて、國民皆兵主義の下に經濟的軍備を實施せんとしたが、當時國內戰及對波戰の爲尅大なる作戦軍を擁してゐたので、其實現を圖ることが出来なかつた。爾後對外戰も熄み、國內亦略、鎮靜したのと、一方財

政上の危機に際會したので、一九二三年初頭から一般師團の改編に著手し、同年八月法令を以て民兵師團制度を確定し、逐次主として國境にあらざる正規師團を民兵師團に改編するに至つた。然し乍ら此制度は作戦並訓練上幾多の危険不安を藏してゐるので、昭和十一年初め軍部當局は總兵力の約二三%のみを民兵部隊とするに止め残り七十七%を正規部隊とすることとした。

特別軍隊とは内務省に屬し作戦の訓練については依然として赤軍内に包含され、國境及國內警備部隊並護送部隊であつて、前者は國境守備、國內反革命運動の鎮壓、交通線の守備等に任ずる共產政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵科を有し一般赤軍に優るとも劣らざる最も精練な軍隊であり、後者は囚人輸送及輸送物品の護送に任ずる部隊である。

第三節 兵力、編制及裝備 (空軍を除く)

一、平時兵力及編成

一九三七年末に於ける陸軍平時總兵力は約二百十五萬にして正規兵約百八十萬(特別軍隊約三十萬及民兵部隊基幹人員を含む)民兵部隊交代部約三十五萬より成り、概ね左の如く編成せられて居る。

步兵軍團司令部	約 二五	(軍團は二一四師團を基幹とす)
正規及混成步兵師團	約 七八	計約 一〇五
民兵步兵師團	約 二七	
正規騎兵師團	約 三〇	
民兵騎兵師團	約 三	計約 三三

列國陸軍概観 蘇聯邦

其他の獨立部隊

二、裝備

附表第二に示すが如く、戰車約七千五百、飛行機約六千五百を有し、且此等の戰車、裝甲自動車、乘車歩、砲兵其他を以て常設の獨立機械化部隊約四十五個を設置し、尙師團の大部は固有機械化部隊を有して居る。又赤軍の化學戰裝備は其徹底せること列國中隨一であり、火力裝備に於ても、列國陸軍中の優位を占めあること第一篇第四章中に比較表示せる通りである。

之を要するに、勞農赤軍の戰鬥能力は、今や世界に於ても有数のものとなつたやうであつて、數次に互る産業五年計畫(軍需工業の母體たる重工業を主とする)の進展に伴ひ日を追うて充實せられつゝある次第である。

第四節 航空

一、要旨

蘇聯邦の航空界は、革命後二、三年間は國內騒亂の爲不振の状態にあつたが、一九二一年頃より政府の努力漸く眞面目となり、軍事航空施設の大擴張を企圖すると共に、大に民間航空の發達を奨勵せし結果、一九二九年頃以來急速なる發達を遂げ、現在に於ては歐米列強に比し遜色なく、將來益々發達を見るべき状況に在る。

二、空軍の兵力及編制

1 指揮系統

全航空部隊は赤軍空軍本部長之を統べ、國防人民委員に直屬する。軍管區司令官は一部の作戰及衛戍關係に於てのみ、管内所在の航空部隊を統轄し、空軍本部長は教育、補給、人事等爾他の業務に就き軍管區航空部長を通じて航空部隊を指揮して居る。

2 兵力

一九二二年陸上部隊約二十中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には約八十中隊、二八年には約百中隊となり今や陸上部隊八百中隊以上、其機數は約六千五百機に達した。而して戰鬥、爆撃隊の増加は特に顯著である。又別に氣球中隊若干を有して居る。

尙空軍の器材を充實する爲、一九二二年以來獨、伊、英、米、佛等の諸國より飛行機を購入し、又國內に於ける航空機製造工場の整備を急ぎつゝあつたが、國民生活を犠牲として軍備充實を第一主義とせる第一次五年計畫の完成と共に、航空工業及其原料資源供給の途茲に確立せられ、異常なる躍進を續けつゝある。

3 空中降下(空中デサント)部隊

本部隊は蘇聯邦空軍の特色とも謂ふべく、約十個を有し、彼等の最も力を入れてゐる一つであつて、戰鬥部隊を落下傘により敵背後を投下し、後方より攻撃を行はしめ又は擾亂等に任せしめんとするものである。其數は未だ明かではないが各所の觀兵式にも相當數出場するのを見受けるのみならず、昭和十年九月「キエフ」附近で行はれた大演習には、約一聯隊位の部隊を空中降下に依り敵背後に降下行動せしめたのに鑑みるも、相當の訓練せる部隊を有することは明かである。又昭和十一年九月白露「ミンスク」地方で行はれた大演習に於ても亦大規模の空中降下部隊を使用して

あるが、「ウオロシローフ」は之に關し、「空中兵團は近き將來近代戰術を一變せしむるであらう」と謂つてゐる。

4 參考事項

イ 一九三六年度蘇國軍用機の生産率は一、七〇〇機と稱せらる。

ロ 蘇聯邦空軍は各種程度の操縦者一五、〇〇〇名を有せる外、毎年二、三千名に對して特殊訓練を行つてゐる。

三、非軍事航空

從來、非軍事航空全聯合統一部なる名稱の下に國防勞働會議の隸下にあつた非軍事航空中央統轄機關は、一九三二年非軍事航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員に直隸するに至つた。而も目下の非軍事航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。從て、蘇聯邦に於ては、非軍事航空は總て國營にして、國防上の考慮を第一義として企畫運營を實施しあり、航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を用ひて居る。

1 非軍用機

現在所有する非軍用機の數は明確ならざるも、少くも三千五百機以上(オソアピアヒム所屬を含む)に上るべく、其一九三四—三五年年度豫算二億二千萬留に及んでゐる。而して其國土の關係よりする需要の度並大なる第二次五年計畫より判斷し、將來機數は益々増加するものと思はれる。

2 定期航空

蘇聯邦は、數次に亙る五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主

都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんとしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されて居るものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては、不時著陸場を完備し、且其間隔を存して完全なる飛行場を整へ、平時航空に便すると共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾ならしめてゐる。

第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通りである。

年次	區分		航空路延長 (千)
	一	二	
一	九	三	四五、三〇〇
一	九	三	六三、四〇〇
一	九	三	七九、三〇〇
一	九	三	八五、〇〇〇
一	九	三	九〇、〇〇〇

備考 本表は蘇側發表に依る

一九三五年度の實績は航空路延長約八七、五〇〇千、輸送旅客約一一二、〇〇〇人、同郵便約六、六〇〇噸である。

民間航空として蘇聯邦特異の事業は、寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種、乃至北極探險等、産

業や開拓事業に迄飛行機を活躍せしめ、甚大の効果を挙げつゝあることである。

最近に於ける産業飛行機の業績表

年次	区分	空中寫眞 (平方呎)	農林業害虫除 (ヘクタール)	マラリヤ蚊驅除 (千ヘクタール)	播種 (千ヘクタール)	森林調査 (百萬ヘクタール)
一九三一		一〇四、八六六	二四四、六六五	一一一	四	一
一九三三		一八〇、〇〇〇	四八六、三〇〇	一、〇〇〇	一三八	一
一九三五			五六六、〇〇〇	二、四三五	一一八	三五

航空事業發達普及の爲國防飛行化學協會が大なる貢獻を爲してゐることは周知の事實であるが其状況は後述する。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

一九二一年頃より、將來に於ける化學戰の必現を信じ、之が研究及施設に努力し、軍部内及民間に諸種の施設を行つた。即ち、赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設けて之が研究普及に努め、更に常設部隊としては、化學戰部の下に化學聯隊同獨立大隊を設くる外、一般軍隊に化學戰部隊を附加し、之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。尙一般民間に對し、化

學戰に關する知識普及の爲國防飛行化學協會を參加せしめ、其活動亦刮目すべきものがある。

二、軍部内の施設

軍部内の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造並使用に關する研究より、戰闘法の演練迄を實施して居る。

- 1 化學戰特別研究委員會
 - 化學兵器研究所
 - 化學兵器製造所
 - 化學戰大學(將校教育)
- 2 化學戰部
 - 高等化學戰學校(將校教育)
 - 速成化學戰學校(下士官以下教育)
 - 化學聯隊
 - 化學獨立大隊

尙士官學校のみならず一般の大學にも化學戰研究の講座又は研究室を有して居る。

3 軍隊に於ける化學戰部隊

化學戰施行の爲、小單位部隊に至るまで總て化學戰部隊を設けて居る。此等の化學戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯攻撃的に使用することも出来るのである。

三、三民間の施設

民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學協會がある、其の活動の状況は後述の如くである。

る。
 四、細菌戰準備
 蘇聯邦に於ても將來戰に於ける細菌戰の重要性を認識し、著、之が研究並準備施設に努めつゝある。

第六節 國家總動員施設

國家總動員準備の見地から蘇聯邦を眺めるに方つては、制度組織と運営の實況との二つの視野からする事が必要である。

一 制度組織

蘇聯邦の制度組織を見るに、

- 1 政治的には、寡頭獨裁制であつて、政權は他の掣肘を受くる事なく思つた通りの事が出来る。
- 2 經濟的には、前記の政治權力下に全經濟行爲を計畫的に統制してゐる。
 蘇聯邦に於ては、生産及消費の全手段が社會化されつゝあつて、土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、凡ての銀行、運輸、商業企業等、は國家社會の所有に歸して居る。従て國民經濟の全行程、即ち生産、分配、消費の各領域に亘り人為的計畫作用を加へ、之等の國家的統制を徹底的に行はしめる事が出来る。
- 3 人的要素に就ても之が統制按配を主眼とし、前述政治經濟上の獨裁と相俟つて國家的統制の下に勞働力の分配を適當ならしめやうとしてゐる。
- 4 ラヂオ、新聞、雜誌其の他各種印刷物、言論集會等は一切政府の手に握られ、國家の統制下に

ある等に依り、現在既に徹底せる一種の總動員の組織制度に在ると云へる。即ち。蘇聯邦は總動員の組織制度を常態とする國であつて、換言すれば非常時總動員下に在り、戰時の爲には單なる計畫内容の變化、即ち平時的産業中心計畫を軍事的內容に盛りかへる丈けで十分なのであつて、平時状態から戰時總動員形態への轉移も亦極めて容易に行はれ得るのである。

機關 以上の如くであるが故に、國家機關の總てが既に總動員業務を行つて居ると謂ふべきであるが、今此等の計畫機關の内主なるものを擧ぐれば、概ね左の如くである。

- 1 政治經濟上の大方針は、先づ共產黨に於て之を定め政府に要求する。
 即ち國防はどうせよとか、個人消費は大約幾何にせよとか、生産は如何にせよとか、總て大方針に基くものは大略ながら或る數字を以て其要求の程度を示される。
- 2 右に基いて政府は更に具體的の計畫を立案し、之が實行に任ずる。
 但黨首腦者も政府首腦者も大體同一人であるから要するに此兩者の關係は圓滑といふより全く同心異體である。而して、此際國防と勞働即ち生産との調和を計る爲には、特に勞働國防會議なるものがあつて議長は蘇聯邦人民委員長(首相に相當す)が之を兼任してゐる。
- 3 中央並地方府内及各下級官廳に於ける計畫立案の當事者は左の如くである。
 イ、國家の中心指導計畫機關及計算機關は蘇聯邦國家計畫委員會であつて、聯邦人民委員會直屬である。
 ロ、行政管區の中心指導機關は各共和國、自治共和國、各州各地方大都市の「ソヴィエト」執行委員會の計畫委員會である。

ハ、經濟機關及企業の事業に於ける計畫中心機關は、蘇聯邦及其の各共和國の各人民委員部並に地方執行委員會の内部に在る特別計畫委員會である。

ニ、各經濟機關(協同組合、トラスト、鐵道、海運等)並個々の企業(工場、驛站等)にも計畫機關を有し、個々の工場の計畫機關内には更に其の労働の種類に應じ計畫班を有して居る。

以上の如く、其の計畫機關は凡ての企業、經濟、機關、中央及地方の諸機關中に存在して居る。而して、其の他職業組合とか、國防飛行化學協會とか萬般の國家社會機關も各々其の範圍内に於て計畫を樹てる事は謂ふ迄もない。

二、運營實況

計畫萬能的政治經濟施設は、社會主義的なる辭句の許に現實に行はれ、國家生活上に於ける領域は之により殆ど大部分を占められて居る。以下二、三其の實況を述べる事とする。

1 五年計畫

本計畫の主眼が、豫想敵國の聯合勢力に對し勝利の獲得に必要な國防組織の完備にあること、及前記の主眼を達成するに必要な一切の技術的經濟的の前提條件を作り出す爲、國防力増進に關係ある工業部門の發達に全力を傾倒しある事實を究めたならば、本計畫は、戰爭遂行力重視の見地に立つて行はれて居り、戰時的内容を既に多分に有して居ることが理解されるであらう。即ち蘇聯邦に於ては、五年計畫の名の下に、總動員の運營が著々として進みつつあるのである。向一、二細部に就て述べれば、
イ、重工業

五年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、其の主眼とする所が軍事工業にあるは前述の通りである。

而して、各種生産工場の擴張と共に軍事關係工場が著しく増築せられ、且平時工業から戰時工業への轉移に應ずる人員の配當、諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられてゐる。

元來彼等の産業が國家企業であり且利潤を目的とするものでない爲、此等の施設は容易に且徹底して行はれ、我が國に於ける軍需工業動員法の如きものは全然之を必要としないのである。

ロ、農業

農業の社會化即ち「コルホーズ」(集團農)化、「ソフオーズ」(公營農)化に依り農民の九〇%以上を社會化した。之に依り農産品に對する國家統制は著しく其の威力を増加し人員馬匹の所在と現況を明ならしめて此等の召集徵發を容易にしたのみならず、労働力の分配調節貯藏を容易ならしめてゐるのである。

2

五年計畫以外に於て總動員の施設と見るべきものに、左の如きものがある。

イ、民間飛行機は全部國家的統制下に在りて、「民間」といふより「軍事以外の用途に充つる飛行機」と謂つた方が適當であるが、此等は國防的見地に基き豫備空軍、經濟的空軍をなし、戰時は直に軍用に使用し得る事を目的として其機種配置等を計畫せられ、飛行技術員操縦者の如きも軍人若は直に軍用に供し得る如くせられて居る。

ロ、空襲の恐ある主要都市の住民には防毒面を購せしめ、防空演習には一部の瓦斯を使用して之を裝せざれ

は市中の行進はもとより執務労働も出来ない様な事もしてゐる。

ハ、穀物其他戦時用物資材の貯蔵は、特に一九三七年度の豫算に計上した所であつて、目下盛に之等の貯蔵を行つてゐる。

ニ、軍事工業用豫備技術員の養成

成兵役法に依り、高等諸學校學生中産業關係の兵役に服せしむるものを定め、専ら之に軍事工業幹部たるの技能を實習せしめてゐる。

ホ、工場の配置は戦時の顧慮が十分拂はれてゐる。殊に國境附近に在りては國境より離隔せる所に分置して之を設け、戦時に於ける作業の妨碍無からしめんことを期して居るのみならず、交通輸送關係原料地と生産地の配置關係等には特に注意せられてゐる。

ヘ、馬匹は全部登録せしめ、軍用に適する犬も亦登録せしめあり、國防飛行化學協會會員でなければ飼育する事が出来ない。

以上の如き事例は獨り物質方面のみならず、人的資源の統制にも徹底して行はれてゐる。

第七節 國防飛行化學協會

國防飛行化學協會は蘇聯邦に於ける第二線の國防擔任機關として極めて重大なる意義を有し看過する事の出来ない特殊の存在である。

本協會は國家及國民の軍事化を目的とする半官半民の團體であつて、目下會員少くも千八百萬人を算し其の中に「婦人をも國防に近づけよ」との標語の下に六百萬の婦人會員を擁してゐる。其の經費は會員の入會金並會費及各方面よりの寄附等によるの他國庫より補助金を仰いでゐる。而して其の事業

は軍事訓練軍事宣傳航空事業の發達普及、對化學戰防護並防空・體育・馬事・軍用犬並傳書鳩の養成、海軍・農業等頗る廣範圍に互り直接間接國防に關係ある殆ど一切の事項を包含してゐるが、其の内主要なるものを擧げれば左の如くである。

一、軍事教育

大衆に對する軍事訓練の機關として數萬の射撃團體並軍事技術團體等を有してゐる。

射撃團體は各々射撃場を有し射撃技術を訓練する他射撃に關する學理の普及に努め、技術優秀にして狙撃手の規定に合格したる者には「ウオロシローフ射手」の名譽を授與しつゝありて現在此の名譽を有する射手は約百三十萬人に達してゐる。

軍事技術團體には各種あるも自動車「トラクター」工場内には裝甲戰車團體、化學工場内には軍事化學團體等の如く生産機構と密接な關係を有せしむるやうに努め、在郷赤軍幹部又は被後援軍隊（赤軍内各部隊は夫々某工場某地方等に一定の後援團體を有しあり）の將士に依て指導せられてゐる。

其の他競技會・軍事訓練的行軍・軍隊見學・集會・短期軍事教育等を屢々催し軍事技術の普及を計つてゐるが、協會には所屬の騎兵學校・射手學校等各種軍事特業學校・海事教育訓練所並帆船船隊等をも有しあり、最新軍事技術修得者は數百萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁に對する軍事豫備教育並在郷赤兵に對する復習教育等隊外者の軍事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育訓練所を有し特に在郷者の資質向上に努力してゐる。

二、航空事業

航空事業の發達普及は特に力を用ふる所であつて、協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機

は既に六、七百機以上に達し、更に國民の航空教育の爲現在全國に約三百個の飛行俱樂部がある。此等は各々飛行場・航空學校・機關學校並飛行機等を有し、其の所屬機數總數三千機と推定せられ、又多數の操縦士機關士等を養成してゐる。尙航空要員養成に關して「模型飛行機より「グライダー」へ」、「グライダー」より輕飛行機へ」、「輕飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ、系統的に著々其の効果を收めてゐる。目下「グライダー」學校二五〇、所屬「グライダー」少くも二千五百其の操縦教育を受けたる者少くも三萬あり、各學校には模型飛行機團體を設け屢々競技會を催して其の發達を計つてゐる。その他「パラシュート」俱樂部少くも千五百其の修業者數十萬に達し、主要都市に於ける「パラシュート」練習塔一〇〇〇箇以上に上つてゐる。尙航空發明事業に對する熱意亦旺盛で、各種研究機關並多數の工場等を有し、飛行機飛行船の研究設計製造を行ひつゝある。

三、化學防空事業

國民に對する對瓦斯並防空教育も亦協會の力を入れつゝある所であつて、防空地區及防空團體の設定・防空監視及連絡の教育等を實施するの他、防毒衣の賣出・特殊防空團體の定期的防空演習・雜誌映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進んで瓦斯原料の研究・化學工業の擴張・化學工業品製造所の設置・農業の航空化學化等を實施し、各種研究所並研究會等を設置し且多數の瓦斯避難所を管理してゐる。

第八節 軍事豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	軍 事 豫 算	摘 要
一九三二年度	約 二七、五四二、〇〇〇 <small>千圓</small>	約 一、三九六、〇〇〇 <small>千圓</small>	
一九三三年度	約 三五、〇一一、〇〇〇	約 一、五七四、〇〇〇	
一九三四年度	約 四八、八七九、〇〇〇	約 一、七九五、〇〇〇	實際支出 五、〇〇〇、〇〇〇 <small>千圓</small>
一九三五年度	約 六五、九〇〇、〇〇〇	約 六、五〇〇、〇〇〇	實際支出 八、二〇〇、〇〇〇
一九三六年度	約 七八、七一五、〇〇〇	約 一四、八〇〇、〇〇〇	
一九三七年度	約 九七、〇〇〇、〇〇〇	約 二〇、一〇〇、〇〇〇	
一九三八年度	約 一三一、〇〇〇、〇〇〇	約 二七、〇〇〇、〇〇〇	

備 考
 (1) 一九三五、三六年度豫算は特別軍隊費を含まざるものを表す。括弧内は物別軍隊費を含みたるものとす。
 (2) 豫算總額は地方豫算を含む可決額とす。軍事費は草案額にして可決額は更に二十億留程度増加を推測せらる。

統制經濟組織を採る蘇聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見るが至當である。従て、之を以て他のものと比較せんとするのは殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍事豫算位のものでなく、遙かに大きいと謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算は國防省費のみであつて、特別軍隊費並莫大な

る軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るからである。

尙又國防飛行化學協會よりの獻納「シエフ」(「シエフ」とは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊の「シエフ」となつて一部の給與等を擔任してゐるのを謂ふのである。)の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算中の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其額も決して少くないのである。

第四章 米 國

第一節 概 說

一、國防上の立場と環境

米國は比隣に接壤の強國を有せざれば開戦勞頭より大陸軍を發動するの必要なく、且資源豊富、工業力發達しありて戦時必要に應じては一舉に大軍を編成し得るが如き國防上の好條件を有しあるが故に、優勢なる海軍だに保有しあらば平時より大陸軍を保持するの必要無かるべしとは理論上一般に認めらるゝ所であるが、米國陸軍は近來甚だ之と背馳せる道を進みつゝあるが如くである。即ち大統領の豫算書に對し上下兩院が各々豫算額を増加承認せる事實の如き、國防充實の肝要なるを極めて痛切に認めて居る證左であると言ふべく、又參謀總長が一九三五年陸軍五箇年計畫を有する旨を發表し、更に一九三六年以來國際非常時に備ふる爲陸軍々備の擴充、特に太平洋沿岸の防備と空軍の充實を力説し且常備軍の兵役年限を延長せんと企圖せるが如き、其意圖の奈邊にあるやに關し注意を要するものがあらう。最近に至り米國は西半球全般を防禦するの兵力を必要とするとの理由を述ぶるに至つたが、何れの國よりも大洋を越えて西半球に進攻する國ありとは常識を以て思考し得ない所である。恐らく現下の世界情勢に刺戟せられ、且つ其積極的外交政策推進の爲め之等強大なる武力を保持せんとするものたるや疑ひない所である。

二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戦後其國防法に根本的改正を加ふると共に、教育組織の統一編

制の確立並に護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長「パーシング」大將は、一九二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戰當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團並に編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此間各軍の軍事教練を補足完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戰する。元來國防は我が國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない。從て各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

既に戰時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戰時之が尨大なる要求に應ぜんが爲産業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居るのみでなく、其國防方針中には陸海軍共各々積極的に攻勢作戰を敢行すると述べてゐるのは、吾人の關心を大ならしめずには置かない所であつて、事實其陸軍に關する準備を見ると強ち脅し文句でないことが明かである。

殊に最近其海軍に於て華府、倫敦兩條約の規定せる兵力量迄銳意建艦を進むると共に、陸軍の兵力増加、陸軍自動車化並機械化、裝備の近代化、航部隊の大擴張を以て軍備改善の根本方針となし、大戰以來の沈滞を破つて急速に近代的世界一流陸軍の實現を期し、將に飛躍的努力の緒に就き、一方又大規模強力なる國家總動員法の制定等と相俟つて著々戰爭準備の完成に邁進しつゝある。

特に國防は空軍によるを第一義とするとの方針の下に此數年間に大擴張を斷行し、獨立的攻勢空軍を完備せんとしてゐる。

第二節 建軍要領

一 兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵制の根本と爲してゐるが、其建軍の主義は左の如くである。

1. 國防は舉國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2. 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に俟つの趣旨に依て志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依つて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過し、其都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其目的を達成して來たのであるが、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る補充難等の爲可なり苦き經驗を嘗めて來た。

世界大戰參加と共に、遂に徵兵令を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より、一躍三百五十有餘萬の尨大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戰後、兵制問題の論議に方り、累年繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犧牲心の本能的發露に期待せんとするの制度に危険性ありとして、徵兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事教練案を議會に提出すると共に、大統領に徵兵權を附與すべしとの案件を提起したが、議會は國

民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとの政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戦前の志願兵制度に復歸することとなつた。

陸軍の補充及服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士官は米國市民たる男子にして十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種(一箇年服役志願者は少數)であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。尙參謀總長「クレイグ」大將は一九三六年度の年次報告に於て「陸軍は精兵十五萬人の整備を目標に正規軍の兵役年限を五ヶ年に延長し、内三年を現役に二年を豫備役に振り當てる方針の下に具體案作製中」なることを發表した。

護國軍兵は正規軍と同様、米國市民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

二、軍の構成

米國陸軍は其本質に於て、正規軍護國軍及編成豫備軍より成る。

1. 正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍、編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹となるのである。

2. 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戦時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる

上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。從て中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定數の護國軍を維持して其編成、裝備、教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戦時國防軍の第一線を形成せしむるのである。昨年以來合衆國護國軍なるものゝ編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

護國軍將校以下は平素定業に服し(但一部は正規軍將校以下と同様學校教育を受く)毎年百四十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、比較的地位教養ある人士が入隊するから精神的素質が優秀なるのみならず、平時より各種火器、自動車を有しある點は我が國の在郷軍人と大なる相異で、飛行中隊の如きも十九箇中隊を有してゐる。

3. 編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戦時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので、兩餘の戦時兵力は總て紙上の編制とせられ、戦時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。從て精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

第三節 兵力及編制

一、平時兵力

1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團、總司令部航空隊及其の他の部隊より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのである。米國にとつて別に對外關係が悪化して

居る譯ではないが、一九三五年より一九三七年迄の間に將校一四、〇〇〇人兵員一六五、〇〇〇人に増加することに決し、鋭意募集中の處一九三七年十月末に於ける其の人員は左の如くになつた。但括弧内は國防法規定の兵力を示す。

米人隊	將	校	一二、三二一	(一七、七〇〇)人
	准士官以下		一五五、七八七	(二八〇、〇〇〇)人
	計		一六八、一〇八	(二九七、七〇〇)人
比島土人隊	將	校	四五	
	下士官兵		六、三六七	
	計		六、四一二	

2. 護國軍

歩兵十八師團(一部未完成)、騎兵四師團(基幹部隊のみ現存す)より成る。國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此の如き大軍を維持するは經費之を許さないもので、從來より此の定員に充たざること遠く、一九三六年十月に於ける現在兵力は約十九萬二千人にして目下二十一萬人に擴張中である。

3. 編成豫備軍 約十二萬。

右は殆ど全部豫備役將校(下士官兵現在約三千名)である。尙一九三八年四月豫備兵充實法が議會

を通過し、今後四箇年間に七萬五千の豫備兵を得ることとなつた。此の豫備兵は正規軍の既教育者で除隊した三十六歳以下のものである。

此の外、比律賓、布哇及巴奈馬に要塞を築き其各々に正規軍約一師團、「ポルトリコ」に歩兵一聯隊、「アラスカ」に歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊(比律賓師團より派遣する)がある。

二 戦時兵力

新動員計畫に依れば戦時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するものゝ如く、概ね左の部隊より成り、之を以て十八軍團、六野戦軍を編成する。

1. 正規軍 歩兵九師團、騎兵三師團及軍團並軍の直屬部隊
 2. 護國軍 歩兵十八師團及騎兵六師團及其他若干
 3. 編成豫備軍 歩兵二十七師團、騎兵六師團及特種部隊九箇
- 國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様豫算其の他の關係により未だ之を實現するに至らない。

第四節 航空

一、要旨

米國政府は世界大戰の平和克復後鋭意歐洲交戦諸國航空の精粹を吸収することに努め、又華府會議以來比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等著々其の充實に努力して居る。其他飛行新記録の樹立に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語と

して邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に其の進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其第一次航空擴張五箇年計畫は其完成を見たが、更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍長官たりし「ペーカー」を首班とする航空調査委員會を組織して航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、之に基き一九三五年春以來陸軍航空の内容を獨立空軍に改め、現有勢力約千四百機を五箇年計畫を以て四千機に擴張せんとすの企圖は議會の承認する處とならざりしと雖、今後約三年計畫を以て二、三〇〇機に擴張せんとする案は一九三六年六月法文化成立し、今や此第二次擴張實現に邁進しつゝあると共に、米本國國境各要地就中「アラスカ」に一千機を收容し得る大空軍根據地建設を企圖し、既に著々進工中なる布哇の大航空根據地完成と共に陸軍航空勢力を積極的に使用せんとし、又本國の要所々々並「アリュウシヤン」群島の上空は民間飛行の禁止區域とした。最近同群島の「シトカ」港に海軍は航空根據地を設け「アリュウシヤン」列島にも建設の豫定である。

尙一九三二年秋頃より盛に自國勢力の支那其他への進出、殊に太平洋航空路の完成により今や直接米支の連絡成り米濠間の試験飛行を終り、其他多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。

二 航空兵力

空軍を獨立せしむることなく、陸海軍に夫々航空兵力を屬してゐる。陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空兵局に於て其の業務を管掌してゐるが、一九三五年以來總司令部航空隊なるものを常設し參謀總長の隷下に屬せしめ、其内容を遠距離用重爆主體に改編し、「アリュウシヤン」、布哇、巴奈馬を連ぬる線以東の米本國沿岸防禦を擔任せしむると共に、更に獨立して空軍的に隨時各方面に積極的に

使用し得る様にしてゐる。其陸軍航空兵力は左の通りである。

1. 總人員(一九三七年六月末現在) 一九三八年末豫想

將校

一、四〇八一

准士官以下

一七、二八六一

合計

一八、六九四

二一、五〇〇

2. 中隊數及機數(一九三七年末調)

正規軍

遠距離偵察中隊	六
偵察飛行中隊	二
驅逐飛行中隊	四
攻撃飛行中隊	九
爆撃飛行中隊	一五
學校中隊	一一
基地中隊	一七
本部中隊(司令部中隊)	二二
飛行機勤務中隊	二
幹部輸送中隊	三
輸送中隊	四

列國陸軍概観 米國

氣球 中隊
氣象 中隊

計 三一
四 一八 其機數大約二、〇三二（一九三九年六月到着豫定數）

3. 總司令部航空隊

「ペーカー」委員會の答申に基き編成されたる總司令部航空隊の編制は現在大要左の如くにして、先づ之に一千機を充當せんと企圖しあるものゝ如く、第二次擴張案の實現に伴ひ逐次充實し、更に其總機數を増加するものと豫想せらる。

總司令部航空隊司令部

第一聯隊

爆撃二大(爆撃五中、遠偵二中)

攻撃一大(攻撃三中)

第二聯隊

爆撃二大(爆撃六中、遠偵二中、偵一中)

驅逐二大(驅逐六中、攻撃一中)

第三聯隊

攻撃一大(攻撃三中)

驅逐一大(驅逐三中)

4. 航空根據地

如何に飛行機が整備せられても、航空根據地がなければ其效力を十分に發揮することが出来ない。米國は深く此の點に鑑みて陸軍飛行場として六十有餘、民間飛行場として二千餘を有してゐるが、更に一九三五年「ウイルコックス」氏の空軍大根據地案を採用して「アラスカ」、太平洋岸西北部「ロッキー」山脈中、大西洋東北岸、西南部州及大西洋「カリブ」海方面に之を建設することに決定し、「アラスカ」方面のみにも七十數箇所の著陸場を有する現況である。

5. 航空豫算
航空關係豫算の概要を示せば次の如くであつて、逐年激増を示してゐる。但し俸給等の經費を除く。

△米國航空關係豫算の概要 (單位千弗)

陸	一九三四年度	一九三五年度	一九三六年度	一九三七年度	一九三八年度
軍	六八、三六五	八三、八三六	九六、八七二	一〇一、八五一	一二四、〇〇〇

三、足間航空

1. 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。
2. 民間航空は頗る盛にして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも尙米國に及ばざることが多いことを示してゐる。
一九三八年八月に於ける飛行機は二一、〇三一、操縦士は二〇、〇七六で、公認飛行學校も二十七

に上り主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、殊に操縦士中約七千人は優秀者にして戦時直に空中戦士として役立ち得ることは特に注目すべき點である。

航空路(定期)其他に關する二、三の統計を示せば次の如くである。

イ、航空路(一九三六年末調)

國內 二八、八七四哩
國外 三二、六五八哩

ロ、空中輸送(一九三八年自一月至六月)

飛行距離 三八、七三四、六五四哩

乗客數 六六六、八二五人(前年に比し一一三、五一増)

郵便物 九、九四三、三五六封(前年に比し三一八、〇四五減)

ハ、飛行場(航空港)(一九三七年一月)

陸軍飛行場 六一

海軍飛行場 二六

民間飛行場 一一、二五五

1. 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目覺ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。

る。

又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋横斷定期郵便飛行を開始してゐたが、一九三七年四月には該航空路を香港迄延長して在支米航空路に連絡すると共に旅客輸送を開始し、世界の注目を集めてゐる。又南太平洋航空路並に大西洋横斷航空路を開拓中である。

4. 最近飛行機製作數

米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。(アナリスト調書)

	軍用機	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
軍用機	四六六	四三七	四五九	一、一四一	九四九	
商用機	五九一	七七二	一、一〇九	一、五五九	二、二八一	
輸出臺數	四〇六	四九〇	三三三	五五〇	六二九	

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法な

列國陸軍概観 米國

りと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如く、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

當局の毒瓦斯使用に對する見解

イ、化學戰部「ジョージ、ハント」大佐の口演要旨

毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

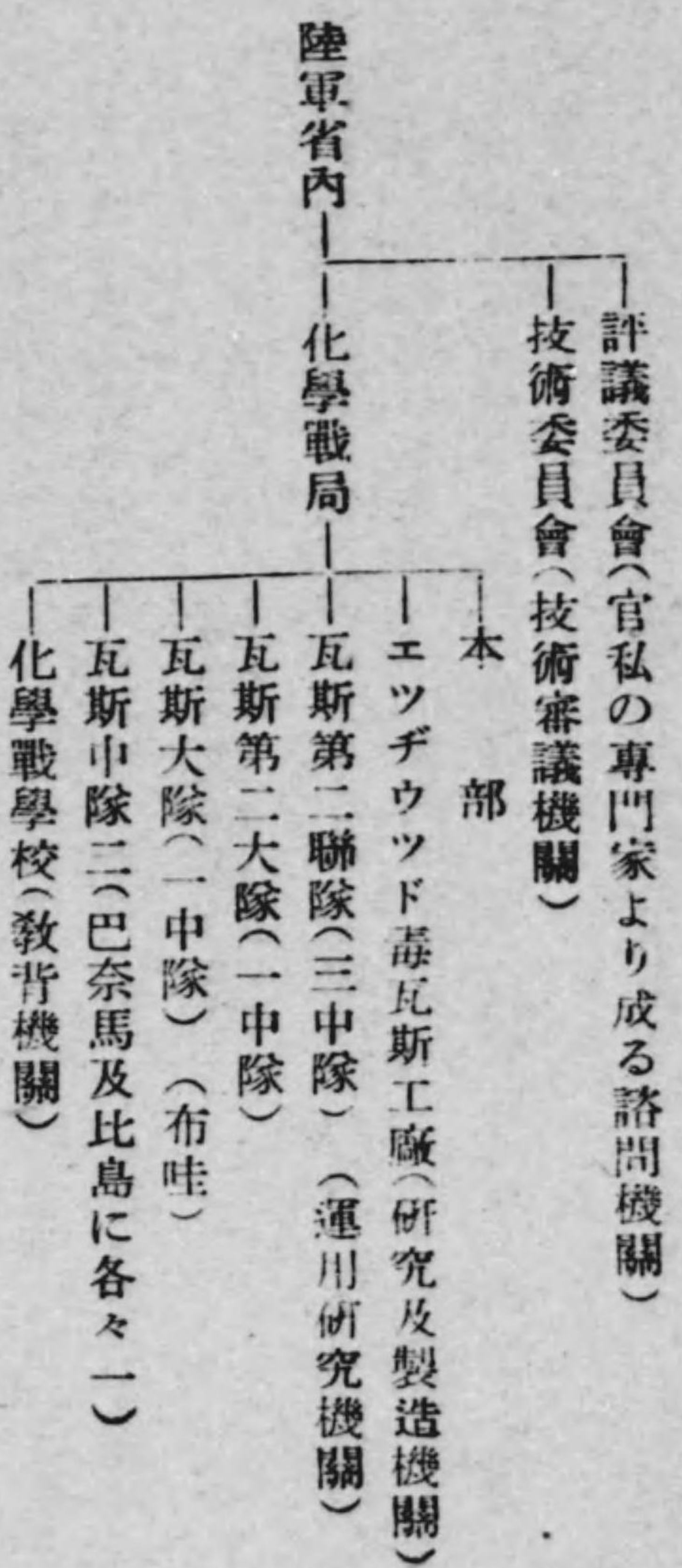
ロ、前化學戰部長「フリース」少將の報告要旨

現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し、國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならない。而して化學的國防準備は最も經濟的にして且最も有效である。

近時化學工藝は異常の進歩發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明であるが、彼の軍備制限會議も亦此變革を促進するに過ぎず、戰爭の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁示せんとするが如きは、夢想に過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

二、化學戰諸機關の大要

米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つて行る。其編制は次の如くである。



此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、「エツヂウッド」毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

三、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、歩兵學校、及其他の特科學校に於ても夫々一部の教背教練を實施して得る。其他軍團及師團に於ても幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。

尙別に豫備瓦斯聯隊二個あり、毎月一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。